模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告

２００９年６月

政府模倣品・海賊版対策総合窓口

はじめに

（総合窓口の設置の経緯と概要）

我が国が国際競争力を維持し、更なる発展を続けていくためには、国富の源泉となる知的財産の創造と、その活用による付加価値の創出が不可欠であり、そのためには知的財産を十分に保護することが重要となります。

市場に模倣品・海賊版が氾濫する状況を放置すれば、何も努力しない悪意の第三者が、イノベーションを創造する企業の長年にわたる多大な努力の上に、「ただ乗り」する行為を見過ごすことになり、企業のイノベーションと知的財産の創造意欲を削ぎ、企業の競争力の源泉を脅かすことに繋がります。

近年は、模倣品・海賊版に関する国際的な枠組みや制度整備が進展し、各国の取締当局の執行能力も向上してきましたが、一方で、その網の目をかいくぐるように、模倣品・海賊版による被害は、一層巧妙化、悪質化しています。さらに、世界経済のグローバル化とインターネットの普及に伴い、模倣品・海賊版被害は、世界の各地域に拡散するとともに、インターネット上の知的財産侵害が大きな課題となっています。

また、模倣品・海賊版の氾濫は、新たな知的財産の創造意欲を減退させるだけでなく、本来、権利者が得るべき利益を奪い、企業が長年の信頼と努力によって培った企業ブランドや企業イメージを損ない、さらに、消費者の健康や安全を脅かすことも強く懸念されています。

政府模倣品・海賊版対策総合窓口は、「役所のどこに相談してよいかわからない」、「政府の相談窓口を一つにしてほしい」という企業等からの指摘を受け、模倣品・海賊版対策を強化する観点から、2004 年 8 月、経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室に政府における一元的な相談窓口を設置し、相談業務を開始しました。これ以後、総合窓口では、権利者や企業等からの相談や申立に対し、関係省庁と連携をとりつつ迅速な対応を行っています。

2005 年 4 月からは、外国における制度や政府の運用に問題があって我が国企業等の知的財産権が適切に保護されていない場合、政府間協議や国際的な枠組みによって解決を図る「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」が運用されています。

この制度は、総合窓口において民間企業・団体等からの申立を受けて調査を行い、申立者に調査結果を回答するとともに、必要に応じて関係省庁と連携して外国政府等と協議を行う等、相談窓口の業務の一環として、知的財産権問題の改善を図る役割を担っています。

（本報告書について）

知的財産戦略本部が 2005 年 6 月 10 日に決定した「知的財産推進計画 2005」において、政府模倣品・海賊版対策総合窓口の年次報告書を作成することが明記されました。本報告書は、2008 年の総合窓口の活動に関する業務内容をとりまとめ、報告するものです。

目　次

はじめに

本編「政府模倣品・海賊版対策総合窓口の業務報告」

第１章　相談業務の状況

１．相談件数の概要と特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２．具体的な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

３．特徴的な被害事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第２章　海外侵害状況調査制度に基づく業務

１．制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

２．申立の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

３．申立への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

第３章　情報提供の取組

１．ウェブサイトによる情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

２．情報提供の質的向上の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

別添「模倣品・海賊版問題の現状」

第１章　模倣品・海賊版による被害の現状

１．模倣品・海賊版被害の概観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

２．模倣品・海賊版問題のトピック・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

第２章　産業界の取組

１．企業の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

２．企業間連携・団体の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

３．技術面の工夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

第３章　海外の動向

１．中国・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

２．中国以外の国・地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

３．米欧における動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

（参考資料集）

参考資料１　知的財産戦略の進捗状況（模倣品・海賊版対策部分抜粋）

参考資料２　経済産業省と中華人民共和国商務部との知的財産権保護に関する交流及び協力に関する覚書

参考資料３　模倣品・海賊版拡散防止条約－議論されている主要項目の概要－

参考資料４　模倣品・海賊版対策の企業における最終的な効果の考え方～抜粋

参考資料５　権利執行実施基準の考え方～抜粋

参考資料６　中小企業知的財産保護対策事業の概要

【本編】

政府模倣品・海賊版対策総合窓口の業務報告

第1章　相談業務の状況

１．相談案件の概要と特徴

（説明）本章における「受付件数」と「相談案件」について
・　「受付件数」：電子メール、面談等の件数
・　「相談案件」：１件の相談で複数の被害相談があった場合、被害ごとに「案件」としてカウント
（例）複数の国で模倣被害を受けた場合、１国ごとに案件をカウント

（1）相談受付状況

相談窓口における受付件数は、2004 年 8 月に設置して以来、模倣品・海賊版に関する情報提供や制度に関する質問も含め、2008 年末までに 1,071 件に達しています。受付件数は、1 年当たり、およそ 200～300 件程度の間で推移しています。また、相談方法については、電子メールでの受付が大半を占めています。

図 1　相談受付件数推移

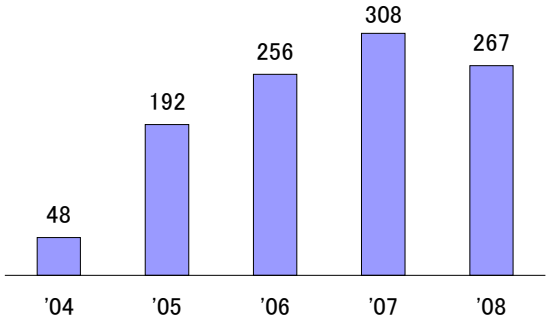

（注）2004 年は 8 月～12 月の間の件数

図 2　受付方法内訳

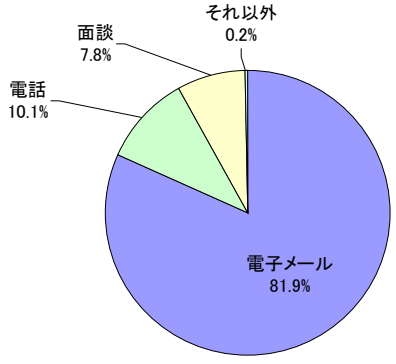

【合計 1,071 件】

（注）「それ以外」とは、郵送等で持ち込まれた件数

（2）被害が発生した国・地域

① 製造に関する相談

模倣品・海賊版の製造国が判明している相談案件は、2008 年には 35 件ありました。相談窓口を設置して以来、2008 年末までに合計 158 件に達しており、このうち中国（香港を含む。）が 80 件と半数を占めています。

2008 年は、国・地域別では国内のほか、中国、台湾、韓国、ロシア、チェコ及びインドネシアについて相談がありました。

図 3　製造国・地域別相談案件

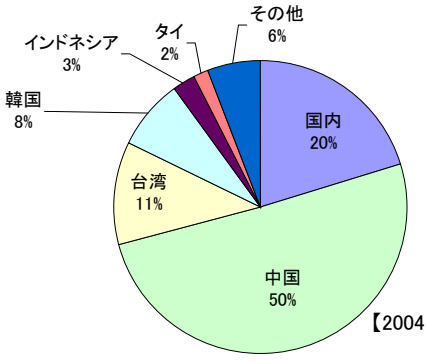

【2004 年～2008 年累計　158 件】

② 流通に関する相談

模倣品・海賊版の流通に関する相談案件は、2008 年は 207 件ありました。相談窓口を設置して以来、2008 年末までに 887 件に達しており、そのうち約 8 割がインターネット取引に関するものです。このインターネット取引案件の大半が日本国内での流通に関するものであり、2008 年は 153 件の相談が寄せられました。

なお、インターネット取引に関する相談について、通販サイトとオークションサイトの受付件数比率を見ると、通販サイトの受付件数の割合が

年々増加しています。この原因は、通販サイトの広告メールが不特定多数の消費者に送付されるため、目につきやすく、総合窓口への情報提供につながっていることも影響していると考えられます。

図 4 インターネット関連相談受付比率の推移

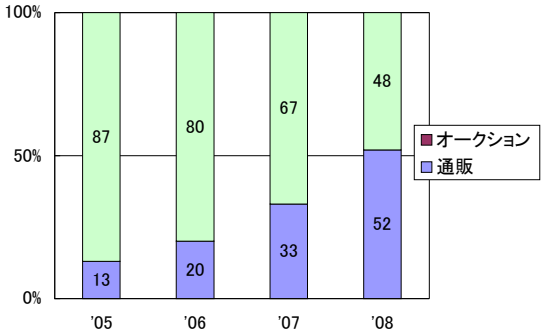

（注）2004 年は件数が少ないため除外

インターネット上での取引以外の案件で、模倣品・海賊版の流通国が判明しているものは、2008 年は 47 件ありました。相談窓口を設置して以来、2008 年末までに 190 件に達しており、そのうち 83 件が国内での流通に関するものです。海外では中国（香港含む）、韓国、台湾の東アジアが主な被害発生地ですが、これら以外にも被害相談があった国は世界各地に広がっており、日本企業の模倣品・海賊版被害が世界規模で拡散していることがうかがえます。

2008 年は、国・地域別では国内のほか、中国、韓国、台湾、マレーシア、インドネシア、エジプト、ブルキナファソ及びトーゴについて相談がありました。

図 5 流通国・地域別相談案件

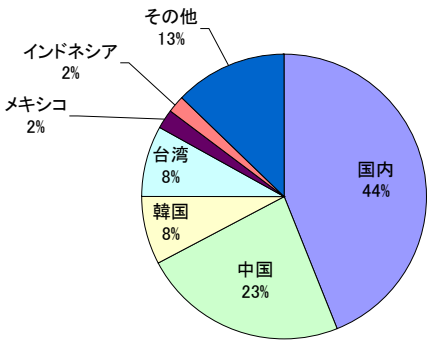

【2004 年～2008 年　累計　190 件】

表 1 海外地域別の相談案件内訳

中　韓　台	74 (+19)	南 ア ジ ア	2
中　南　米	7	米　　国	3
東南アジア	7　(+2)	欧　　州	7
中　近　東	5　(+1)	そ　の　他	2　(+2)
合　計		107　(+24)	

（注）図５のうち、「国内」を除く海外関連相談案件を地域別に分類したもの。（　）内は昨年から増加した件数。

（3）被害を受けた商品分野

取扱商品分野が判明している相談案件（インターネットでの取引に係るものを除く。）の内訳をみると、文具・台所用品・玩具等の雑貨、生地・衣服等の繊維、電卓・音響機器・テレビ等の電子・電気機器、冷蔵庫・ミシン・生産機械等の一般・産業機械をはじめ、広く各分野に及んでいます。

図 6 相談を受けた商品の内訳

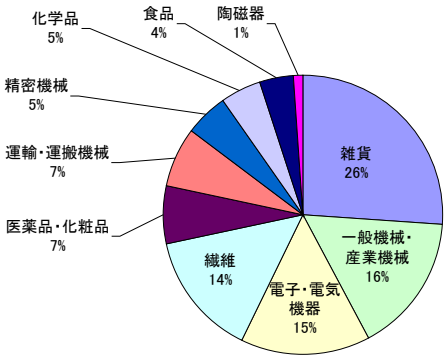

【2004 年～2008 年　累計　204 件】

（4）被害に係る知的財産

相談窓口を設置して以来、2008 年末まで相談案件を関連法令別にみると、商標が 95 件と最も多く、著作権 74 件、不正競争防止法関係 69 件、特許 47 件、意匠 25 件の順となっています。

図 7 知的財産別相談案件

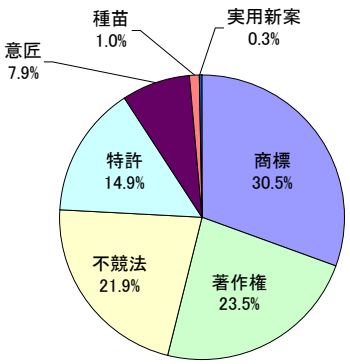

【2004 年～2008 年　累計　314 件】

（5）関係省庁、独立行政法人日本貿易振興機構等で受け付けた相談件数

①　関係省庁

総合窓口の設置以降も、特定省庁の所掌に係る知的財産権に係る相談については、総合窓口だけでなく、当該省庁においても、引き続き直接相談を受け付けています。関係省庁は、2004 年 8 月から 2008 年末までに 699 件の知的財産権に係る相談を直接受理しました。省庁別にみると、特許庁は産業財産権に関する相談として 445 件、農林水産省は育成者権に関する相談として 80 件、外務省は海外における知的財産権に関する相談として 63 件、警察庁は国内における知的財産権に関する相談として 111 件を受理しました。

図 8 関係省庁の相談受理件数（2008 年）

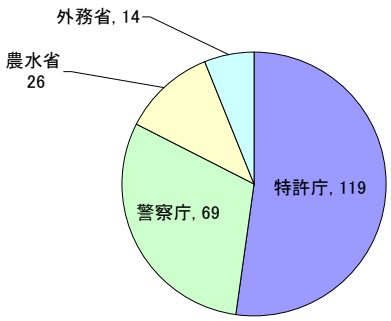

【全 227 件】

②　（独）日本貿易振興機構

また、（独）日本貿易振興機構（JETRO）は、2008 年中に 2,990 件の知的財産権に係る相談を受理しました。事務所別にみると、北京が 1,510 件、東京（本部）が 552 件、上海が 419 件の順となっています。

図 9 日本貿易振興機構の相談受理件数の内訳（2008 年）

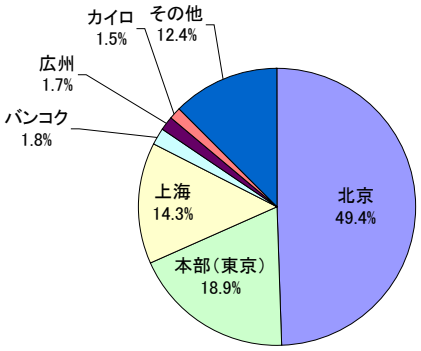

【全 2,990 件】

③ 産業財産権侵害対策相談事業

特許庁からの委託により、侵害対策等に係る相談事業を展開している社団法人発明協会では、2008 年度に 220 件の産業財産権侵害に係る相談を受け付けました。

図 10 相談案件の内訳（2008 年度）

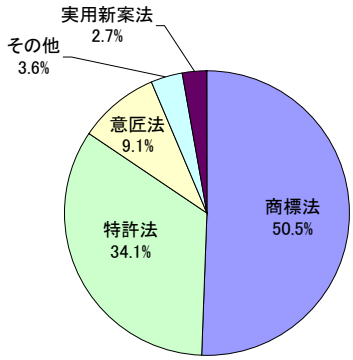

【全 220 件】

２．具体的な対応

模倣品・海賊版に関する相談については、被害の状況や権利の種類等を考慮にいれ、関係省庁と連携を取りつつ、助言等を行っています。具体的な相談内容としては、訴訟可能かどうかの法的な問題の確認や、輸入差止等の措置の申請先、無料での相談が可能な専門組織への連絡先に関する相談が多数ですが、2008 年の相談案件の中には、次のような対応をした事例もあります。

【事例 1】模倣品被害の再発対策に関する相談事例

繊維製品企業Ａ社から、情報収集、被害予防対策から取締対応まで含めた総合的な対策の検討立案についての相談が寄せられました。

相談前、A社は中国のインターネットオークションサイトでA社製品の模倣品取引を発見し、中国当局に申し立てて取締りを行ったところ、模倣品の出品が急速に減少しました。しかし、しばらくたった後、別の流通ルートで、再び同じ模倣品が出品されるようになりました。A社は、対策費用が限られる中で、海外での模倣品問題に長期にわたって対応するための総合的な対策を検討する必要が生じ、総合窓口に相談を寄せました。

総合窓口では、被害状況に関する統計資料や模倣品対策に関連するマニュアル等を紹介するとともに、中国での模倣品取締りに関する制度運用や経済産業省の取組についてアドバイスを行いました。

【事例 2】相談をもとに大使館が対応開始した事例

自動車製造業B社から、中国税関で模倣部品が差し止められたことをきっかけに、西アフリカの一部の国で模倣品が流通していることが判明したとの相談が寄せられました。

総合窓口では、相談内容に関する対応について外務省に連絡し、現地の大使館がB社からの支援要請を受けて、相手国政府に模倣品の取締りを要請しています。

この案件は、模倣品を組み立てるための部品を第三国から輸入し、現地で組立てて、模倣した商標を貼付し、近隣諸国に輸出・販売するという国際分業の広がりを示す事例でした。

過去にも、総合窓口に相談し、警察での摘発につながった事例や、外国政府に働きかけ解決した事例があります[1]。

[1] 詳しくは、2006 年版～2008 年版の政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書を参照のこと。

３．特徴的な被害事例

2008 年も総合窓口に多くの相談や情報提供がありました。従来から、デッドコピー品への対応方法に関する相談、デザイン模倣等の不正競争行為に関する相談、特許侵害疑義物品の国内流通阻止等の相談も寄せられています。こうした多種多様な相談の中から、権利者や企業等が注意すべき特徴的な被害相談について紹介します。

① インターネット上の通信販売サイト

総合窓口に寄せられた通信販売サイトに関する相談や情報提供の中には、「一見日本人が作っているホームページのようだが、よく見ると日本語が不自然。」といったものがありました。説明文を作成するにあたり、当地の言語をそのまま機械的に日本語に翻訳したと推察されるものです。

インターネットは国境を越えて情報を発信することができます。日本人向けに模倣品・海賊版を販売するために、日本で販売しているように見せかけて、実際は海外から販売している例もあるので注意が必要です。

【不自然な日本語の例】

大きい注文書を受けます

② 展示会・見本市等での販売

従来から相談がある案件の一つですが、展示会などで製品を一つ販売したところ、すぐに模倣品が発生したというものです。相談案件のなかには、限定品として少数販売したものをデッドコピーされ、インターネットオークションで海外から何度も販売されたというものもありました。

③ 不正な商標登録

従来から相談が多い案件の一つですが、海外で自社の商標が第三者に登録されたというものです。自社の商標が第三者に登録された場合、その国での事業展開リスクが高まるほか、模倣品の排除が困難となります。ほかにも、海外での事業から撤退した後、取引先が類似の商標を取得し、事業を継続している等の相談がありました。

不正な商標登録に関する相談のなかには、企業だけでなく、業界団体のマークが海外で不正に登録されているものもありました。業界が自主的に

運用するマークの中には、品質や機能、安全を保証するものもあり、商標の不正登録の問題だけでなく、製品が業界自主運用マークを含めてデッドコピーされた場合であっても、海外からこうした製品が国内に流入した場合には、業界自体の信頼を損ねるおそれもあるので注意が必要です。

④ 輸入代理店

本国で人気の商品に本国やその周辺国で模倣品が発生し、それが並行輸入と称して日本国内に持ち込まれ、輸入代理店が扱う真正品の市場を脅かしているものもあります。このような模倣品被害に対し、輸入代理店が実施できる対策は国内での対策に限定されることが多いため、真正品の海外の製造元が対策に取り組むことが重要となります。しかしながら、製造元が対策を実施するかどうかは、製造元の方針や資金等の実施能力等に影響されることもあり、被害が複数の国にまたがると、さらに対策が困難となる場合があります。

⑤ 製造委託

従来から相談がある案件の一つですが、海外の製造委託先から模倣品が発生するというものです。製造委託先で技術流出や契約外の大量生産の疑義があるといった相談が寄せられました。

事業の国際化が進展し、海外企業への製造委託の機会が増加していくと考えられるため、海外進出に当たっては、権利の確認、技術流出などに十分配慮していくことが必要です。

第2章　海外侵害状況調査制度に基づく業務

１．制度について

(1) 制度の経緯

知的財産権の海外における侵害状況調査制度（海外侵害状況調査制度）は、政府模倣品・海賊版対策総合窓口の機能の一つであり、2004 年 12 月、外国政府の制度や運用面の問題により、我が国企業等の知的財産権が適切に保護されない場合、民間企業・団体等から申立を受けて相手国の制度等を調査するとともに、必要に応じて政府間協議や国際的な枠組みによる解決を図る制度として、模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議において創設が決定されました。

(2) 制度の仕組み

調査の申立ができる対象は、外国で知的財産権を有している日本国内で事業活動を行っているすべての企業、経済団体等であり、外国政府の制度・運用等の対応に問題があることにより、知的財産権に関し利益が適切に保護されていない、又はそのおそれがある場合、総合窓口に対して調査するよう申立できます。

具体的には、外国政府の制度・運用等について、対応に問題がある場合又は WTO 協定等の国際約束上の問題がある場合で、協議等の対応が必要であることを示す証拠を提出することにより、申立が可能となります。申立があった場合、原則 45 日以内に調査を実施するかの可否を申立者に回答し、原則 6 ヶ月以内に調査結果を回答することとしています。

調査の結果、問題があると判断された場合は、二国間協議等の問題解決に向けた取組を行っていくこととなります。

２．申立の状況

現在、2005 年 4 月開設直後の(社)電子情報技術産業協会（JEITA）からの申立を取り扱っています。

この申立の内容は、世界的に著名な我が国電機メーカー6 社の商標が、香港において無断で第三者の商号の一部として使用され、これと同一又は類似の商号が登記された上、登記された商号が中国で生産・販売される部品や宣伝に利用されているという被害が生じているが、香港の法制度上の問題から、商標権者である我が国電機メーカーにとってこれらの商号を効果的に抹消・変更する手段がないというものでした。

具体的には、無断で著名な登録商標や商号と類似した紛らわしい商号が登記された場合、商標権者等が、無断でこれら商号登記を行った会社を被告として、商号登記の抹消を求める裁判を提訴し、これに勝訴したとしても、香港の会社法では、企業登記所に判決に基づいてその商号を登記簿から抹消する権限が認められておらず、登記者（被告）が判決を履行しない場合、商標権者等はこれら類似の商号を自ら抹消することができないなどの問題がありました。

香港で登記され中国で不正使用されている我が国企業の商号

（正当な商号の例）
松下電器国際物流(香港)有限公司
（不正使用の例）
松下電業(香港)國際集團有限公司

なお、左上のロゴは「Natlonal」に見えるが、正確には「Natlcndl」（左下の英語表記参照）であることに注意。

３．申立への対応

我が国政府は、(社)電子情報技術産業協会からの申立に基づき、2005 年 5 月、香港特別行政区政府（以下「香港政府」）の制度・運用の実態調査を開始し、同年 10 月、「商標又は商号の無断使用に関する救済措置が不十分であり、申立人の知的財産権の利益保護に関して香港の制度・運用等の対応に問題があると判断する」旨、申立者に回答しました。

その後、我が国政府は、香港政府と 4 回の協議を実施し、香港政府から「商号登記制度を含めて会社法の見直し作業を開始しており、2011 年までに会社法を改正する予定である」との回答を得ることができました。

これを受け、2008 年 4 月 2 日、香港政府は、被告に対して商号の変更を命じる旨の裁判所の判決が出された場合には、権利者に対し、当該判決に従い被告に侵害商号の抹消を要求し、仮に権利者の当該要求に被告が従わない場合には被告の侵害商号を被告の協力なく抹消することができる権能を与える等、我が国政府の要望内容に沿う会社法改正方針案を提示し、これについてのパブリック・コメントの受付を開始しました。

さらに、昨年 12 月 10 日、香港政府は、パブリック・コメントに対する回答を行いました。

現在、香港政府は、2009 年末をめどに上記パブリック・コメント後の協議の結果を反映した改正案を策定し、2010 年を目途に改正法を施行する予定です。

また、香港政府は、登記の変更を行っていない「商号」について、ホームページで公開する取組を始めました。こうした取組の一環として、香港政府から、「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」のホームページにおいて、これらの商号を紹介するなどの提案が在香港総領事館を通じてありました。(窓口における対応については、第 3 章２．を参照のこと。)

我が国政府としては、不正登記された商号が適切に変更できることが措置されるよう、会社法の改正の動きを注意深く見守るとともに、今後とも積極的な働きかけを行っていく予定です。

第3章　情報提供の取組

１．ウェブサイトによる情報提供

政府模倣品・海賊版対策総合窓口では、幅広く情報提供できるよう、インターネット上のウェブサイトとして、政府模倣品・海賊版対策総合窓口のホームページを設置しております。このホームページでは、総合窓口に寄せられるよくある質問や企業・権利者が被害にあわないための基本的な方策、被害にあった場合の基本的な対応方法の紹介などを行っています。

一般的には、自社製品の模倣品が発見されて初めて、模倣品問題に関心を持つことが多いことから、こうした企業・権利者の視点に立って、救済の手続や税関での差止めの方法、関連する相談窓口の紹介など、模倣品被害にあった際に必要となる情報を掲載しています。

政府模倣品･海賊版対策総合窓口のホームページ

政府模倣品・海賊版対策総合窓口ホームページに掲載されている過去の相談事例

- ◆ 類似名称の商品名（商標権侵害、不正競争防止法違反）
- ◆ 商標権を侵害する並行輸入
- ◆ 海外インターネットサイトからの模倣品の購入（商標権侵害の輸入行為）
- ◆ チラシ・広告の模倣（著作権侵害）
- ◆ 取扱説明書・仕様書のデッドコピー（著作権侵害）
- ◆ 我が国企業が特許権を取得した米国で、A国企業がインターネット販売によって特許侵害品を米国に輸出している場合の米国での差止方法（特許権侵害、外国での輸入差止申立）
- ◆ フリーマーケットでの模倣品発見
- ◆ インターネット上の模倣品発見
- ◆ インターネットオークションで落札したら海賊版であることが判明（著作権侵害）
- ◆ 自身の作曲した音楽が外国の違法サイトに登録（著作権侵害）

２．情報提供の質的向上の取組

2009 年 4 月、政府模倣品・海賊版対策総合窓口のホームページを改訂しました。

閲覧者に対して、模倣品・海賊版に関する政府の動向等を紹介するため、新たに「最新ニュース」を設けました。また、「相談案件事例集」において、事例を追加するとともに、窓口で対応した相談対応の概要を紹介しています。

さらに、特許庁模倣対策マニュアルや文化庁著作権侵害対策ハンドブックなどへのリンクを設け、ホームページ利用者が参考とする資料を速やかに収集できるようにしました。

そして、従来からホームページ内で紹介してきた海外侵害状況調査制度（いわゆる「協議申立制度」）について、手続や処理の流れ等をわかりやすくするとともに、第 2 章で報告したいわゆる「香港商号問題」について、香港政府及び(社)電子情報技術産業協会と協力し、問題となっている商号のリストへのリンクを設けました。

別添

模倣品・海賊版問題の現状

第1章　模倣品・海賊版による被害の現状

1．模倣品・海賊版被害の概観

（1）模倣品･海賊版被害の動向

模倣被害を受けた我が国企業の比率は､2002 年以降、下降していたものの、2006 年に上昇に転じ、2008 年には 24%となっています(**図 1**)。

国内外における被害の増減傾向については、まず国内では、2007 年、「被害は減少傾向」と回答した企業(25.6%)が、「被害は増加傾向」と回答した企業(16.4%)を上回り、国内での被害は、全体としては減少傾向に転じたと考えられます。海外における被害については､「被害は増加傾向」と回答する企業の割合は、従来 50%弱程度であったものが、2007 年に 42.8%へと減少に転じました。しかしながら､「被害は減少傾向」とする企業(8.6%)に比べて依然多く、引き続き、被害拡大の抑制を図っていく必要があります(**図 2**)。

図 1　模倣被害社数及び模倣被害率の推移

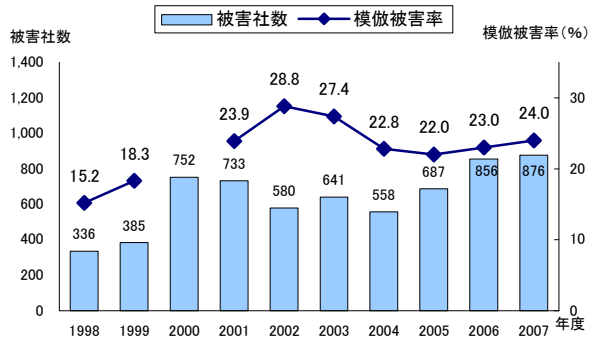

（出所）特許庁「2008 年度模倣被害調査報告書」
（注１）模倣被害率＝模倣被害社数／総回答社数
（注２）2000 年度の調査は被害社数のみ対象であり、被害率は不明

図 2　国内外の模倣被害の増減傾向

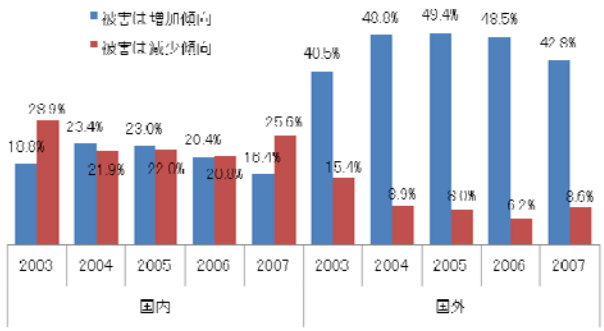

（出所）特許庁「2008 年度模倣被害調査報告書」をもとに作成

また､2005 年以降､模倣被害率が上昇する一方で、模倣品・海賊版による我が国企業の被害総額は年々減少傾向にあります(**図 3**)。これは、対策がしっかりととられている企業に対しては、模倣品業者が摘発から逃れるために取扱量を小口化したり、模倣自体を避ける傾向にあるとともに、対策が手薄な企業に模倣対象を分散していることも考えられます。

図 3　被害率と被害総額の推移

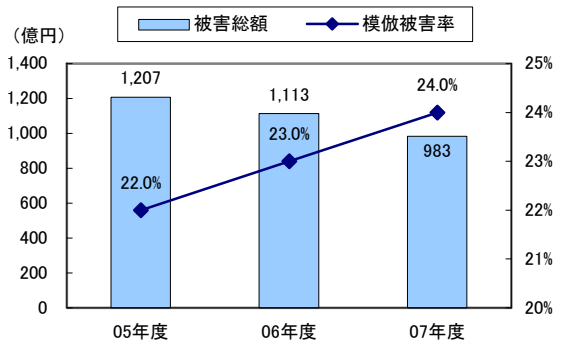

（資料）特許庁「2008 年度模倣被害調査報告書」をもとに作成
（注）被害総額は、各年度で被害額が判明している企業のみで計算

（2）国･地域別の被害状況

海外における被害動向では、依然中国での被害が多く、台湾、韓国での被害がそれに続いています。この中台韓で、国・地域別の被害総額の 75%を占めています(**図 4**､**図 5**)。

東南アジアでは、従来、タイなどの市場規模の大きい国で被害が多発していますが、近年では、ベトナムでの被害も増加傾向にあります。なお、今後、中国と東南アジアの間での物流インフラの整備が進むことにより、東南アジアにおける模倣品・海賊版の流通に与える影響について注視していく必要があります。

また、中国・東南アジア以外の新興国・途上国では、物流のハブとして成長しているアラブ首長国連邦を中心とした中東地域や大規模消費地のブラジルを含む中南米地域でも模倣品・海賊版による被害が発生しています。

図 4 国・地域別の模倣被害社率

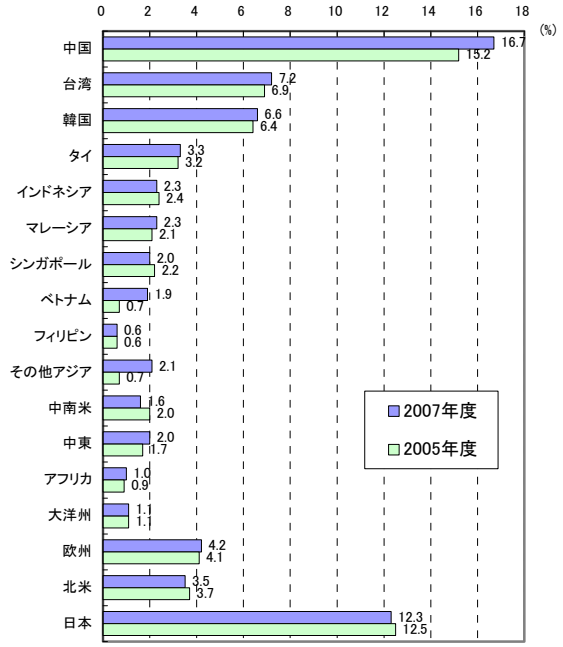

（出所）特許庁「模倣被害調査報告書(2006 年度、2008 年度)」をもとに作成
（注）模倣被害率は、当該国・地域別の被害社数／各年度の総回答社数

図 5 模倣被害の国・地域別状況（被害額ベース）

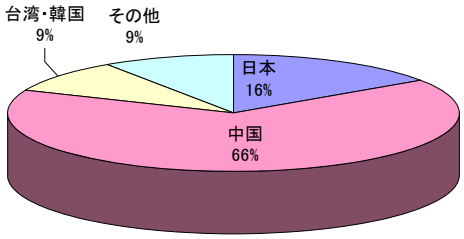

（資料）特許庁「模倣被害調査報告書(2008 年度)」をもとに作成
（注）地域別の被害額が判明している企業のみが集計対象。

（3）模倣品・海賊版による被害

企業にとって模倣品・海賊版による被害は利益の減少だけではありません。多くの企業が、「模倣品・海賊版の増大」とともに、「ブランドや企業イメージが毀損」されることを挙げています(**図 6**)。

実際、模倣品発見の契機の一つとして、模倣被害を受けた企業のうち、30%[1]の企業が顧客・得意先からのクレームを挙げています。このことは、真正品と模倣品が利用者に混同されているおそれがあるとともに、真正品の安全性や高品質等の評価、企業の信用が多くの利用者から失われているおそれがあることを示唆しています。

また、模倣品・海賊版の放置は、市場の混乱・縮小につながるとともに、特に、高い安全性が求められる製品では、模倣品の流通によって消費者の安全に関わるリスクが増大することにもなります。

図 6 模倣品・海賊版の発生によって生じる被害

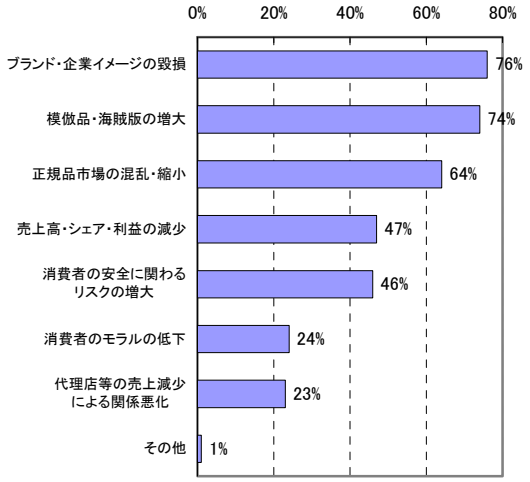

（資料）経済産業省調べ（2009 年 1 月）
（注）対策を実施した被害企業 107 社に対する設問。

（4）模倣品・海賊版の形態

模倣品・海賊版の形態として、「デッドコピー品（外観を完全に模倣したもの）」(76%)や「ブランド偽装品」(71%)を挙げる企業が多く、「類似商標を使用した製品」(59%)や「デザインを模倣した製品」(59%)がそれらに続いています。特に、デッドコピー品は真正品に比べて安価であり、「製造に大規模な生産設備や高い技術力がなくても可能」と回答する企業は 55%に達しています。見た目が同じ製品を安価に大量生産できることは、企業経営にとって深刻な問題と言えます。

図 7 流通する模倣品・海賊版の形態

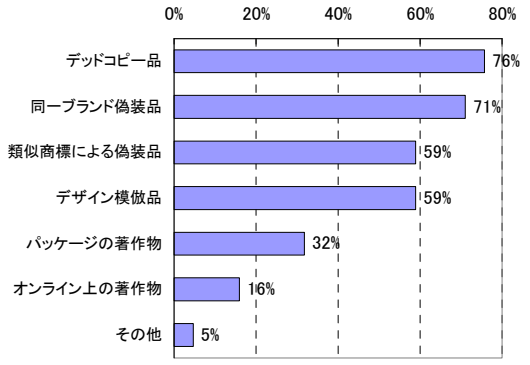

（資料）経済産業省調べ（2009 年 2 月）。複数回答。
（注 1）対策を実施した被害企業 107 社に対する設問。本調査では、特許等の技術模倣は対象外とした。

[1] 出典：特許庁「2008 年度模倣被害調査報告書」

（注２）「パッケージの著作物」はCD、DVD等のいわゆる海賊版であり、「オンライン上の著作物」とは、「インターネット上のコンテンツ侵害」のこと。

図 8 デッドコピー品の生産に必要な技術力･生産設備

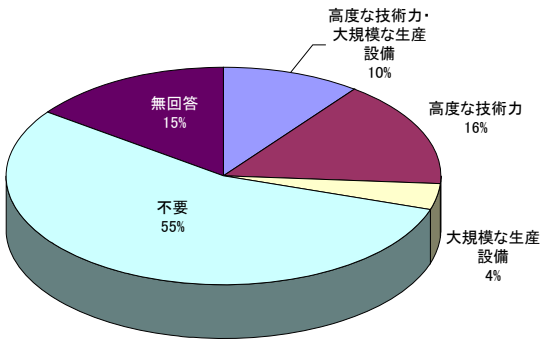

（資料）経済産業省調べ（2009年２月）。複数回答。
（注）対策を実施した被害企業107社に対する設問。

図 9 知的財産侵害物品の輸入差止実績

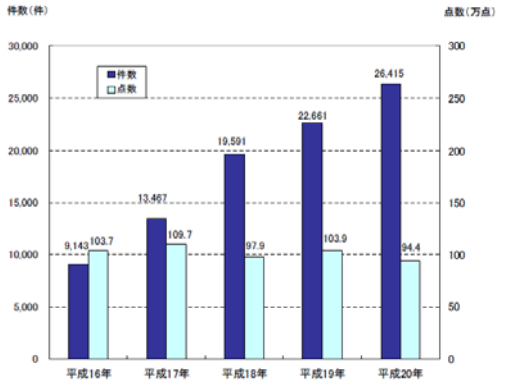

（資料）財務省「税関による知的財産侵害物品の差止状況」（2009年３月）

図 10 知的財産権侵害事犯の検挙状況

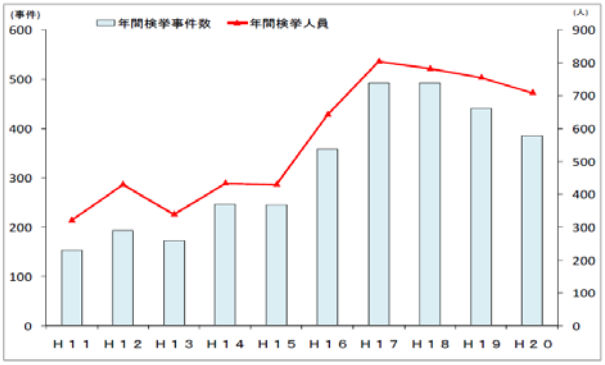

（資料）警察庁「生活経済事犯の検挙状況について」（2009年２月）

（５）水際、国内での取締り強化

模倣品・海賊版に対しては、水際や国内での取締り対策を強化しており、平成20年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は26,415件で、前年と比較すると16.6%増加し、過去最高の件数となりました（**図 9**）。特に中国から輸出された知的財産侵害物品の差止件数が大幅に増加し、全体の８割を占めました。

また、知的財産権侵害事犯の国内での検挙事件数は、昨年と比べて減少していますが、依然高水準で推移しています(**図 10**)。押収した偽ブランド品の６割が海外､特に中国からの密輸入品となっています。

２．模倣品・海賊版問題のトピック

ここでは、インターネット上の侵害、模倣品・海賊版の世界規模での拡散、手口の巧妙化、調達品への模倣品の混入、中小企業の被害への対応等の最近特に注目されている模倣品・海賊版被害に関する問題について紹介します。

（1）インターネット上の侵害

①　模倣品の取引

（被害の現状）

情報通信技術の発展によって、世界中にインターネットが張り巡らされ、消費者の購買スタイルも変わりつつあります。このようなことも影響し、何らかの模倣被害を受けた企業のうち、41.3%の企業がインターネット上での模倣品の販売取引などによる被害を受けています[2]。

具体的な被害としては､「商標の無断使用や類似商標の使用」による被害を挙げる企業が42.5%と最も多く、「通信販売サイトによる模倣品の販売取引」を挙げる企業も40.9%もあります。これらに続いて「インターネットオークションでの模倣品の販売取引」による被害を挙げる企業が28.2%になっています(**図 11**)。なお、インターネット上の通信販売サイトによる模倣品の販売取引で被害を受けた企業は、2006年度の57.4%[3]から大幅に減少しています。

2　出典：特許庁「2008年度模倣被害調査報告書」
3　出典：特許庁「2007年度模倣被害調査報告書」

図 11 インターネット上の模倣被害の内容

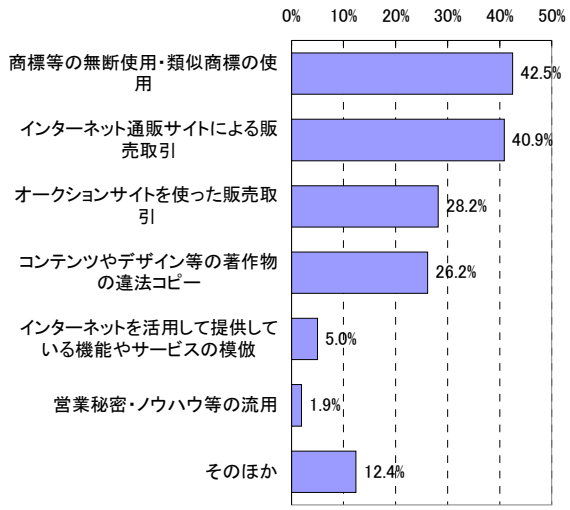

（出典）特許庁「2008 年度模倣被害調査報告書」

また、海外のインターネット上のオークションサイトや企業間電子商取引サイト（B2B = Business to Business）における取引については、模倣品を販売していると思われるものも少なくありません。特に、B2B サイトによる模倣品取引が深刻な問題となりつつあります(**図 12**)。この原因として、B2B サイトでは取扱単位が大きく、試買による真贋確認が困難なため、企業が取引者に対して警告等の対応を採りにくいことが指摘されています。

図 12 インターネット上での取引状況（件数比率）

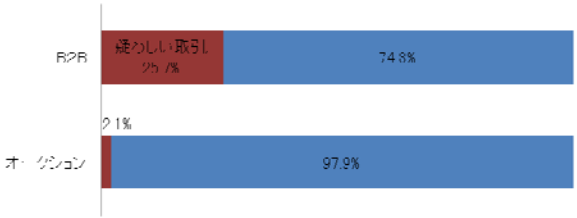

（資料）（独）日本貿易振興機構調査をもとに経済産業省作成。
（注 1）海外オークションサイト及び B2B サイト計 42 か所における ある 2 商品の 2 週間の出品状況を調査(2009 年 3 月実施)
（注 2）「疑わしい取引」とは、販売取引方法において「模倣品販売」を示す兆候があるものをカウントしており、模倣品販売であることが判明しているわけではない。

（迷惑メール）

インターネットを用いた模倣品の販売方法の一つとして、無差別に消費者に対して電子メールを発信するいわゆる「迷惑メール」があります。迷惑メールには、模倣品販売に関するものもあり[4]、これらには「コピー商品」、「レプリカ」と宣伝し、発信されているものもあります。

これらの迷惑メールは、様々な国から発信されています。国内通信事業者の迷惑メール対策技術の向上により、日本からの発信を避け、海外から日本向けに発信しているケースもあります。

② 違法コンテンツの流通

ブロードバンドの普及に伴い、消費者のライフスタイルも変わりつつあり、インターネット上でのコンテンツ利用の増加とともに、コンテンツの侵害も増加しています。

インターネット上の違法コンテンツの流通については、主に不正にアップロードされたコンテンツのダウンロードによるものとファイル共有ソフトによるものが挙げられます。このファイル共有ソフトによる著作物の違法な共有については、ファイル共有ソフト利用者の 3 割以上の利用者が CD の購入や CD,DVD 等のレンタル利用の機会が減少したと回答したことが報告されています[5]。

また、日本のコンテンツの侵害が著しい東アジアにおけるインターネット上の不正コンテンツの流通状況をみると、インターネットでの一人当たりの年間入手件数は、中国や台湾で 230～250 件、香港や韓国で約 150 件に達しており、相当な数の日本のコンテンツが被害にあっています[6]。

そのほか、摘発においては、東アジアにおけるコンテンツの侵害は未だパッケージの海賊版販売事犯が多いものの、最近では、インターネットでの不正流通侵害事犯の比率も上昇しています(**図 13**)。

図 13 東アジアでの取締りにおけるインターネット上侵害事犯の比率

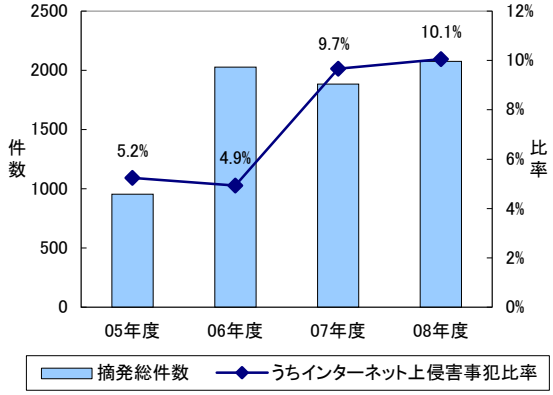

（資料）日本貿易振興機構「平成 20 年度海賊版対策強化事業実施報告書」

4 (財)日本産業協会のサンプル調査(実施時期 2008 年 3 月のうち 1 日間)では、海外発の迷惑メールの約 1%がレプリカ等と書かれた時計・バッグの販売に関する迷惑メールであり、海外発英文メールを精査したところ、約 17%が時計・バッグ等の偽ブランド品の迷惑メールであることが判明。

5 出典：(社)コンピュータソフトウェア著作権協会等「ファイル共有ソフトの利用に関する調査報告書」（2009 年 3 月）

6 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング調査（2008 年 3 月）

(2009 年 3 月)のデータをもとに経済産業省作成。
（注）中国・香港・台湾における日本コンテンツ侵害摘発が対象。

一方、こうした不正コンテンツのプロバイダやサイト事業者による削除状況については、欧米の動画共有サイト事業者は削除手続も整っており、削除の申請を行うと速やかに不正な動画が削除されますが、アジアの動画共有サイトでは、削除申請に対して削除の実施率が低くなっています(**表 1**)。

表 1 主要地域の動画共有サイトでの日本コンテンツの削除実施率

サイト	削除申請	削除実施	削除率
アメリカ	4,089 件	4,064 件	99.4%
アジア	2,927 件	614 件	21.0%
ヨーロッパ	245 件	245 件	100.0%
総計	7,261 件	4,923 件	67.8%

（資料）日本女子大学「自動動画検索技術を用いた海賊版実態調査研究」(2009 年 3 月)
（注）削除依頼は原則英語で行われたため、アジアでの削除実施率が低くなっている可能性もある。

(2) 模倣品･海賊版の世界規模での拡散

① 模倣品・海賊版の拡散状況

経済のグローバル化によって、模倣品・海賊版が国境を越え、世界規模で拡散しており、インターネットを利用した被害を除く模倣品・海賊版の貿易被害は年約 2,000 億ドル（約 20 兆円）[7]になると指摘されています。また、模倣品・海賊版の輸出被害を受けた我が国企業は多く、特に中国発の模倣品による被害はアジアを越えて、中南米や中東、アフリカ等世界各地に広がっています(**表 2**)。

表 2 中国発の模倣品による日系企業の被害状況(2007 年)

		自国/地域内での製造比率	中国模倣品比率
販売国・地域	日本	39.7%	30.0%
	中国	54.4%	－
	台湾	36.3%	37.0%
	韓国	39.3%	33.1%
	インドネシア	16.0%	45.3%
	タイ	21.9%	41.1%
	マレーシア	14.3%	47.6%
	シンガポール	4.4%	46.7%
	ベトナム	13.3%	54.7%
	フィリピン	7.9%	52.6%
	インド	21.9%	51.6%
	西欧	12.7%	51.6%
	東欧	5.3%	59.6%
	ロシア	5.2%	62.1%
	トルコ	12.5%	59.4%
	アメリカ	8.6%	48.6%
	メキシコ	8.3%	62.5%
	ブラジル	17.6%	58.8%
	UAE	2.0%	78.0%
	サウジアラビア	0%	82.1%
	エジプト	3.0%	63.6%
	その他アフリカ	7.1%	71.4%
	大洋州	5.9%	55.9%

（資料）特許庁「2008 年度模倣被害調査報告書」をもとに作成
（注）製造国・地域から販売消費国・地域への流通パターンにおいて、販売消費国・地域ごとの被害企業に占める製造国・地域比率を算出。

② 第三国経由とＦＴＺ

模倣品・海賊版は、製造国から販売消費国に直接持ち込まれるだけでなく、第三国の中継拠点を通じて、その周辺国・地域にも模倣品・海賊版が拡散していきます。

こうした第三国を経由する模倣品による我が国企業の被害は、依然中国（香港を含む。）経由のものが多いものの、その被害率は下降傾向にあります。また、近年、国際的な物流拠点を有し、域内貿易が活発化している東南アジアや中東での模倣品・海賊版の経由被害が増加しています(**表 3**)。

表 3 模倣品経由国･地域(2007 年度上位5国･地域)

国・地域	被害率
① 中国（香港含む）	16.8%　(22.6%)
② 韓国	7.8%　(7.7%)
③ 台湾	6.8%　(8.4%)
④ アラブ首長国連邦	5.1%　(4.9%)
⑤ タイ	3.3%　(3.2%)
⑤ シンガポール	3.3%　(3.1%)

（出所）特許庁「2008 年度模倣被害調査報告書」をもとに作成
（注 1）被害率＝国・地域別回答企業数／模倣被害あり回答企業総数
（注 2）（ ）内の数値は模倣被害率が底を打った 2005 年の被害率

こうした第三国を経由した模倣品・海賊版の拡散の一部を担っているのが自由貿易地域（FTZ）の悪用です。世界に 630～850 もあると推定[8]される FTZ では、輸出入の迅速化のための緩やかな規制を模倣品業者が悪用し、模倣品・海賊版の保管と再輸出だけでなく、FTZ 内で組立てやラベルの貼付などにより、模倣品を製造する行為等が行われているケースもあります。

(3) 再犯と手口の巧妙化

企業の対策や取締当局の取締りを回避するため、模倣品業者もその手口を巧妙化、悪質化しています。

見た目そっくりに作り、商標を貼付せずに販売する手口が 44.4%と最も多く、ほかにも本体と商標シールを別々の場所で生産し、販売時点で貼付する分業の手口や在庫を貯めずに迅速に出荷して製品の押収自体を免れる手口もあります(**図 14**、**表 4**)。また、消費者をだますことを目的とした手口の巧妙化では、「模倣品は価格が安い」という消費者の思い込みを利用し、真正品

[7] OECD 調査「模倣品・海賊版による経済的影響(第 1 期)」(2007 年)

[8] FTZ の定義の仕方によって異なる。国際商標協会資料では 630 か所超、Global Policy Forum の資料(1998)では FTZ に輸出加工地域（EPZ）を含めて 830 か所、世界 EPZ 協会(WEPZA)の資料(1997)では Free zone 847 か所の存在を指摘。

と同程度か少し安め[9]の価格で販売する手口等があります。

図 14 手口の巧妙化

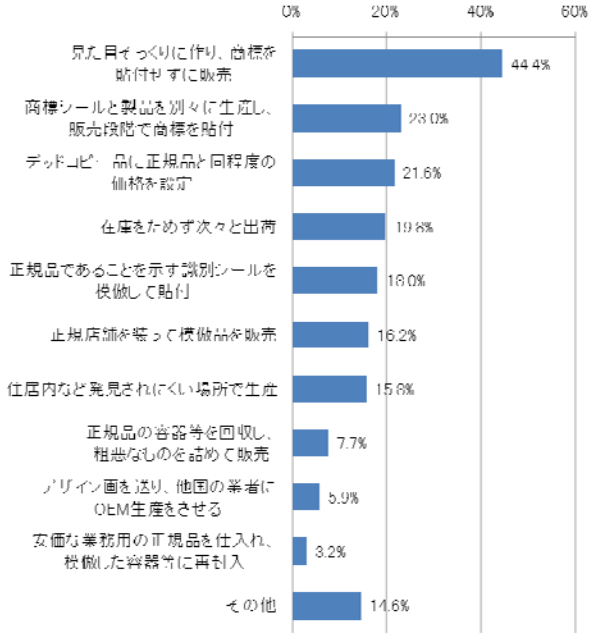

（出所）特許庁「2008 年度模倣被害調査報告書」をもとに作成
（注）手口について回答した被害企業 444 社を母数として計算。複数回答。

表 4 中国で日本企業が直面した様々な侵害手口の例

- ①同音の漢字（又は旧字体と新字体）やアルファベットの使用、②権利者の商号に文字を加えて商号登録して実際の製品では加えたその文字を薄めに加工処理、③UとVなどの似た文字の使用といった類似商標を登録するなどの手口
- 侵害品の製造の分散委託や複数の店舗に少数の模倣品を卸すことによって、侵害品の出所の特定困難化、小口化による摘発基準逃れといった分散化の手口。
- 複数の業者で、並列分担（商標貼付・保管・販売ラインを複数に分散）又は工程分担（生産、商標印刷、組立、販売・輸出を段階ごとに分担）による分業化の手口
- 権利者が生産した部品を使用して生産した完成品を、権利者の許可を得ず、しかも、あたかも権利者が生産したように誤認させる表示を行う手口
- 複数のマークや図柄などを組み合わせて、誤認させるマークをつくる手口

また、悪質な模倣品業者は、処罰されても再び模倣品を生産することがあります。中国における再犯では、再犯事例の 8 割以上が同じ場所で生産を再開しています。さらに、同じ模倣品の生産を再開する「同一の侵害手法」による再犯は 75.7%と多数を占めます。こうした同一の侵害手法による再犯の一部には、摘発逃れや処罰の軽減を狙うため、昼間から夜間へ生産時間を変更したり、模倣品の生産量・取扱数量を減少したり、別の政府機関が発行した登録証等をたてに生産を続けたりする行為があります(**図 15**)。

また、侵害手法を変更し、誤認混同させる類似商標や企業名称等を使用するなどの手法による悪質化や、生産場所を移転して生産を続ける再犯事例も少なくありません。

図 15 日本企業が中国で直面した再犯の手法

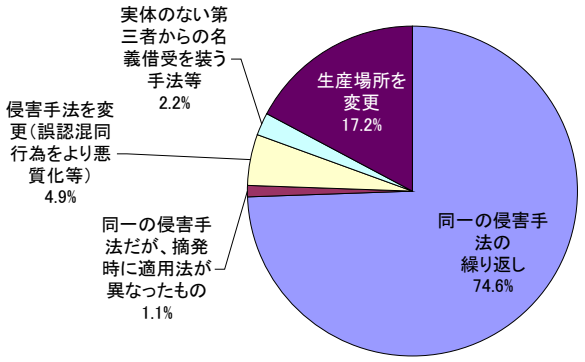

（資料）（独）日本貿易振興機構調査(2008 年 3 月)をもとに経済産業省作成
（注）2004 年～2007 年の再犯事例 264 件を分類

（4）調達品への模倣品の混入

我が国企業の海外進出ともに、部品調達や製品供給のサプライチェーンが複雑化しています。こうした複雑なサプライチェーンに模倣品がいつの間にか混入し、模倣品が自社製品に組み込まれたり、製造設備等に取り付けられたりするおそれもあります。模倣品の品質は真正品より格段に劣るものが多く[10]、安全性や精密性、耐久性に問題のある模倣品によって事故や故障等が発生した場合、企業にとって大きな損害につながるとともに、製品に対する消費者や顧客の信頼を失うおそれも十分あります。

実際に調達品における模倣品の混入被害を受けた企業もあり、問題と認識している企業は 53.3%と半数を超え、かなりの割合になります(**図 16**)。

模倣品が混入する原因として、「受入時のチェック体制が不十分」であることを挙げる企業が半数(51.8%)になります(**図 17**)。ほかにも、調達品取扱業者が利益のために模倣品を扱うことが挙げられますが、最近、

9 少し安めに設定することで割引中の商品と思わせ、集客する手口。

10 ベアリング製造企業等の協力を得て、(独)産業技術総合研究所において実施されたベアリングの模倣品の精度試験では、外箱の表示と実際の性能が一致しない、精度にばらつきが大きい、真正品の半分以下の寿命、環境保全の観点から使用されなくなった物質を含有するものが存在する等の問題点が指摘されている。(出典：(独)産業技術総合研究所調査報告書(2008 年 3 月))

設備・機器をメンテナンスする際、メンテナンス部品の在庫がない場合や、納入した企業が倒産している場合、新たに調達しようとして、誤って模倣品を購入することが起こることが指摘されています。

また、調達品ではありませんが、製品のメンテナンスにおいて、消費者が模倣品を誤って購入し組み込んでしまうことや、悪質な修理業者によって模倣品が取り付けられてしまうこともあります。

図 16 模倣品等が混入するリスク

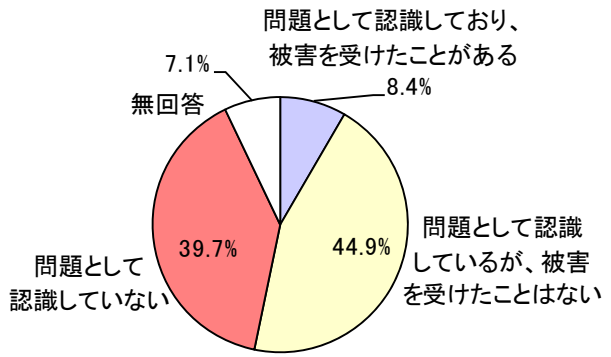

（出所）ものづくり白書（2009 年 5 月）

図 17 模倣品等混入の被害を受けた原因

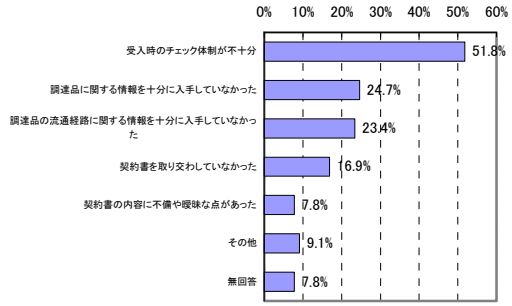

（出所）ものづくり白書（2009 年 5 月）

（5）海賊版ビジネスソフトウェア

近年、海外において海賊版ビジネスソフトウェアのインストールに対する取締りが強化されています[11]。抜打ち検査を実施する国もあり、海賊版ビジネスソフトウェアをインストールし、摘発された企業には、多額の罰金や権利者への賠償金に加え、謝罪広告の掲載などが求められることもあります。

こうした事態が発生する原因として、国・地域によっては、海賊版ビジネスソフトウェアが市場に蔓延し、安価で入手できるため、知的財産保護意識の低い事業者によってソフトウェア・情報システムの調達やメンテナンスの際にインストールされることなど指摘されています。

このため、海外で事業展開する企業は、ビジネスソフトウェアの調達・メンテナンスや知的財産保護に関する内部統制に十分注意を払う必要があります。

（6）中小企業の模倣品被害

中小企業の模倣品被害については、大企業の被害率 28.2%に比べ、21.1%と被害率は低いものの、2007 年度は、模倣被害を受けた企業のうち、中小企業が占める割合は 51.7%と半数を超え、大企業と同様に重要な問題です[12]。

中小企業の模倣品被害については、大企業と同様に中国や台湾、韓国での被害も大きく、中には、中国で製造された模倣品が中東、アフリカ、中南米などでも流通している企業もあり、対策のための負担が重くなっています。また、被害が発生する国・地域の多様化とともに、従来、模倣品を発見しやすい店舗での販売、展示会（見本市）での展示、カタログ掲載に加え、インターネット上の模倣品の流通も問題となっています。

そのほか、中小企業の模倣品問題への対応も多様です。現在対策を実施している企業は、被害の再発に備えた継続的な対策を検討する傾向があるのに対し、過去に対策を実施したものの、要した費用の割には思ったような成果が出なかったと感じた企業では、費用対効果などの経営判断から実施しない場合があります（**表 5**）。

被害を受けた中小企業では、そもそも専任の担当者を配置することや、セミナーへの参加等も困難な場合が多く、海外拠点を持たない企業に至っては、海外での情報収集が困難となります。このため、被害実態情報や大企業の先進的な取組事例の紹介、同業他社の取組状況などの対策情報を継続的に提供し、いつでも対策に取り組めるようにしておくことが重要です。

表 5 中小企業の模倣品問題への主な対応姿勢

	企業の取組状況	特　徴
A	現在対策を講じている	対策実施後の対策の継続に関する検討も積極的
B	過去に対策を講じた経験があるものの、費用対効果が小さい等の理由により新たに被害への対応が慎重	費用対効果の観点から経営判断として対応を見合わせる場合がある。
C	対応を検討中であるが、助言が必要	アドバイスの程度が対策実施判断に影響
D	対策を講じるかどうか様子見	模倣品対策の経験がなく、情報も少ない。

（資料）（独）日本貿易振興機構調査をもとに経済産業省作成

11　タイやベトナムでは、日系企業も含む摘発がなされている。

12　各数値の出典：特許庁「2008 年模倣被害調査報告書」

第2章　産業界の取組

1．企業の対策

（1）模倣品･海賊版対策の実施動向

①　総論

模倣品対策の実施率は年々下降傾向にあり、被害を受けても実施しない企業も多く、その割合は28.2%にのぼっていっています[13]。

企業規模別では、大企業の実施率は 2004 年の52.2%をピークに下降傾向を続けてきましたが、2007 年は上昇に転じました。一方、中小企業の対策実施率は下げ幅が鈍化しつつあるものの、2004 年の45.8%から 3 年連続で下降しています(**図 18**)。

中小企業が模倣品・海賊版対策に乗り出せない理由としては、対策の方法がわからないこと、費用対効果が不明又は小さいこと、人員不足などが挙げられます。

最近の世界的な経済状況の悪化に伴い、今後、模倣品・海賊版被害の増加も予想されるため、企業の対策の実施状況を注視していくことが必要です。

図 18　企業規模別の模倣対策の実施率の推移

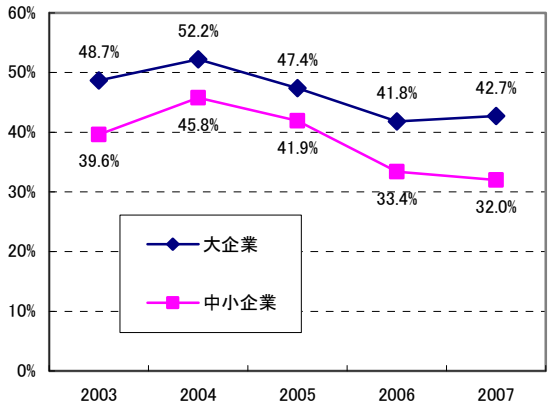

（出所）特許庁「2008 年度模倣被害調査報告書」

また、対策を取り始めた企業は、90 年代頃から増加していますが、現在対策を実施している企業のうち、5 年以内（2004 年以降）に対策を開始した比較的経験の浅い企業が三分の一を占めています(**図 19**)。このため、模倣品・海賊版対策を効果的に進めるための企業への情報提供等が重要となります。

図 19　企業の対策の開始時期

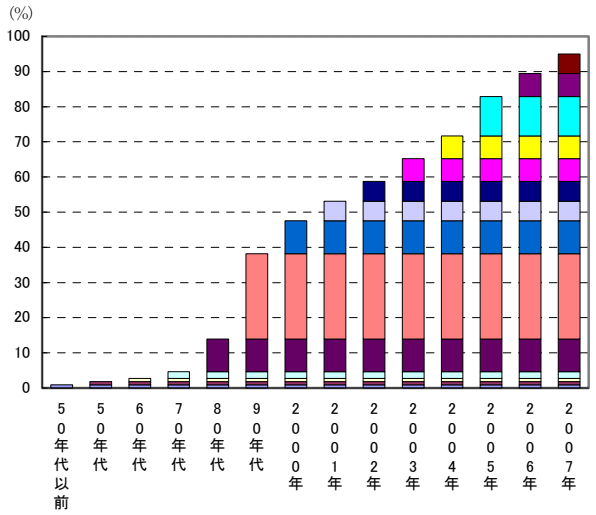

（資料）経済産業省調べ（2009 年 2 月）
（注 1）対策を実施した被害企業 107 社を対象に質問。
（注 2）「無回答」の「4.7%」を除いたため、100%にならない。
（注 3）現在被害を把握している企業を対象としたため、既に被害が解消されている企業は含まれていない。

②　個別の対策の実施動向

模倣品・海賊版対策を実施した企業でも、必ずしも、採れる対策すべてを実施しているわけではありません(**図 20**)。企業の方針としては、迅速に被害を解消できることが最も重要であり、そのため、基本的に低コストで効果が高い対策が優先されます。このため、長期にわたって裁判を維持する必要がある民事訴訟については実施率が 25%と低くなっています。

また、企業は、一般的に個別案件ごとに費用の制約、現地の製造・販売実態や法執行環境などを踏まえつつ、対策を検討しています。例えば、警告状の送付は、比較的低コストで効果があるとされていますが、必ず実施されているわけではありません。

対策の実施に当たっての制約事項としては、コスト面のほかに、社内体制の整備の状況などが挙げられます（**表 6**）。例えば、水際対策は、大規模な差止が可能で大きな費用対効果が得られるにもかかわらず、差止可能な期間内に対応できる社内体制を整備できないという理由で対策を実施していないという場合もあります。

13　実施率は 49.9%(04 年度)から 36.4%(07 年度)に減少。また、07 年度では、被害を受けても、28.2%の企業が対策を実施していない。（出典）特許庁「2008 年度模倣被害調査報告書」

図 20 各対策の実施率（2007 年度）

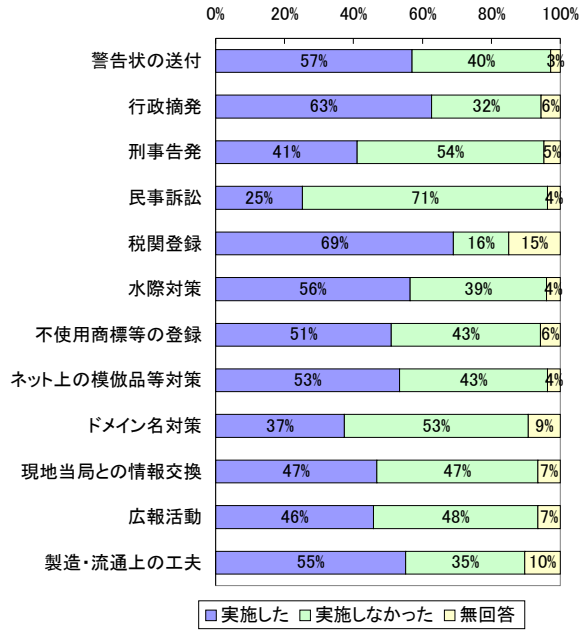

（資料）経済産業省調べ（2009 年 2 月）
（注 1）対策を実施した被害企業 107 社が対象。
（注 2）「行政摘発」とは警察や税関以外の行政組織による摘発。
（注 3）「ネット上の模倣品等対策」は、違法コンテンツ対策を含む。
（注 4）「ネット上の模倣品等対策」、「ドメイン名対策」の「実施しなかった」には、ネット上の被害がなかった企業も含まれる。

表 6 対策の実施・未実施の理由（上位2つ）

	実施の理由	不実施の理由
警告状の送付	①被害の早期解消が可能 ②他の対策より低コスト	①被害の抑止力が小 ②被害が解消できない
行政摘発	①被害の早期解消が可能 ②被害の抑止力が大	①個別の摘発では被害は解消しない ②被害解消に時間が要する
刑事告発	①被害の抑止力が大 ②首謀者へのダメージ	①刑事訴追基準の存在 ②費用負担が大
民事提訴	①被害の抑止力が大 ②他の対策では解消できない	①他の対策で被害が解消可能 ②賠償金が取れない相手
水際対策	①他の対策より低コスト ②大規模な取締りが可能	①社内体制が整っていない ②余計なコスト負担が存在
ネット上模倣品等対策	①インターネットの被害が大 ②被害の早期解消が可能	①被害が小さい又はない ②被害の抑止力が小
広報活動	①ブランドを維持するため ②消費者の意識啓発	①被害の抑止力が小 ②他の対策より高コスト

（資料）経済産業省調べ（2009 年 2 月）
（注 1）「刑事訴追基準の存在」については、被害額や押収数量等によって刑事訴追するかの基準を設けている国があるため。
（注 2）水際対策の「不実施②」については、取締りや押収物の保管などでコスト負担を求める制度がある国があるため。

（2）企業の対策の目的と実施方針

取引企業との関係維持なども含め、企業は様々な目的をもって模倣品・海賊版問題に取り組んでいますが、企業が最も重視する目的は、主に「売上・利益の確保」、「ブランド・企業イメージの保持」、「消費者・顧客等の保護や安全確保」の 3 つが挙げられます(**図 21**)。この 3 つの目的のうち、どの目的を重視するかは、製品の特徴や企業の方針によって異なります。例えば、警告状を送付するに当たっては、利益確保を重視する企業は、製造業者を対象とする傾向があるのに対し、ブランド保持・消費者保護を最も重視する企業では、ブランドの毀損などを防ぐため、費用対効果が小さいとされる小売業者も対象とする傾向があります(**図 22**)。

図 21 最も重視する対策の目的

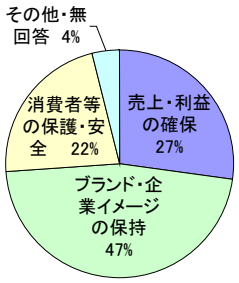

（資料）経済産業省調べ（2009 年 2 月）
（注）対策を実施した被害企業 107 社を対象に質問。

図 22 警告状の送付先（最も重視する目的別）

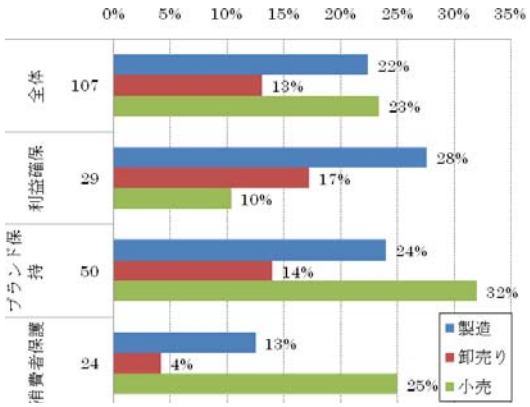

（資料）経済産業省調べ（2009 年 2 月）

また、企業の対策の実施方針のうち、最も多いのが、「予算の範囲内で可能な限り対策を実施」(64%)であり、次に多いのが、「確実に成果が期待できる場合に限り実施」(38%)で、最も少ないのが、「模倣品がなくなるまで徹底的に実施」する方針(13%)です。

また、ブランドの保持や消費者の保護・安全を重視する企業は、予算の範囲内で可能な限り対策を実施する企業が多いのに対し、売上・利益の確保を最も重視する企業においては、一件ごとの費用対効果も併せて検討する傾向があります(**図 23**)。

図 23 対策の実施方針（最も重視する目的別）

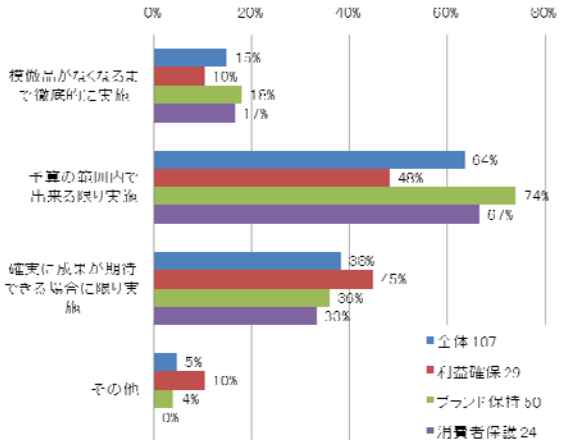

（資料）経済産業省調べ（2009 年 2 月）
（注）経済産業省によるアンケート調査で、被害を受けて対策を実施したと回答した企業 107 社の実施方針。複数回答。なお、最も重視する目的については主要な３つを選択した。

図 24 被害対策実施企業の担当者の設置状況

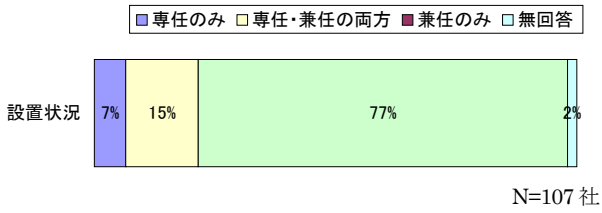

N=107 社

（資料）経済産業省調べ（2009 年 2 月）

図 25 担当者の専任･兼任の割合（最重視目的別）

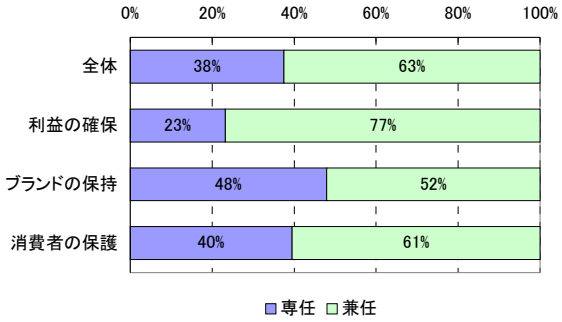

（資料）経済産業省調べ（2009 年 2 月）
（注）実稼働ベースでの専任・兼任総人数割合

（3）実施体制

①　体制・人員

（担当部門）

模倣品・海賊版対策の担当者は、多くの企業で、知的財産部や法務部等に配置されています[14]。

また、模倣品・海賊版対策に当たっては、市場での被害動向に関する情報収集、対策後の真正品の販売促進や効果測定等の観点から営業部門や販売会社との連携も重視されています。

（人員）

知的財産の保護は、権利の取得と一体となって行う必要があるため、模倣品・海賊版対策について、専任で担当者を置く企業は少なく、多くの企業では兼任の担当者で対応しています(**図 24**)。

模倣品・海賊版対策を実施する企業における担当者数は、実稼働ベースで見ると、1 社当たり 2.77 人であり、そのうち、専任担当者を配置する企業だけで見た場合､1 社当たり 7.48 人（うち専任担当者は、4.74 人）配置されています[15]。

また､ブランドや企業イメージを重視する企業は、専任担当者を配置して対応する傾向があります(**図 25**)。

（専門部署の設置）

模倣品・海賊版被害に対して専門部署を設置するかどうかは、被害の規模や件数、企業の考え方によって異なります[16]。

警告状の送付や摘発活動等に取り組む企業は、専門部署を置いて対応する傾向があります(**表 7**)。

表 7 専門部署設置の有無と各対策との関係

（企業数）

専門部署	実施の有無	警告状の送付	行政摘発	刑事告発	民事提訴	水際対策
あり	実　施	40	40	28	20	36
	不実施	14	12	26	37	14
なし	実　施	21	27	16	7	24
	不実施	29	22	32	42	25

（資料）経済産業省調べ（2009 年 2 月）
（注）**図 20** のうち、「無回答」の企業数を表から除外。

②　対策費用

模倣品・海賊版対策に関する費用については、42%の企業が過去 3 年間の予算が増加傾向にあると回答しています(**図 26**)。また、1 社当たりの平均対策費用についても、2003 年度の約 460 万円から 2007 年度には約 580 万円に増加しています[17]。

模倣品・海賊版対策に投入する対策費用の設定の方法については、前年度の費用と成果を考慮して予算額を設定する企業(45%)と、必要に応じて支出す

14　知的財産部に配属している企業は 63.6%、法務部は 28.0%。経済産業省調べ（2009 年 2 月）。本社での配置部署を質問。複数回答。
15　経済産業省調べ（2009 年 2 月）。兼任者については、実稼働ベースで算定。
16　経済産業省調査（2009 年 2 月）では、被害対策を実施している 107 社のうち、51%の企業が専門部署を設置し、49%が未設置。
17　（出典）特許庁「2008 年度模倣被害報告書」

る企業(37%)が多くを占めますが、前年度の成果に関係なく、企業の業績や経営陣の総合的な判断で費用を設定する企業(12%)もあります(**図 27**)。

現在の世界経済の状況の下では、価格の安い模倣品・海賊版の需要が高まるおそれがあり、企業経営環境の悪化によって対策費用が削減された場合、模倣品・海賊版の被害が今後拡大することも懸念されます。

図 26 過去 3 年間における対策費用の推移

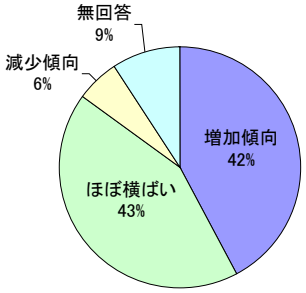

(資料) 経済産業省調べ (2009 年 2 月)
(注) 経済産業省アンケート調査において、被害を受けて対策を実施したと回答した企業 107 社を対象に質問。

図 27 対策費の設定方法

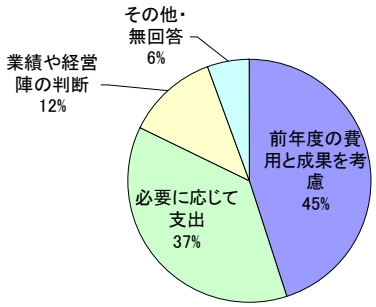

(資料) 経済産業省調べ (2009 年 2 月)
(注) 経済産業省アンケート調査において、被害を受けて対策を実施したと回答した企業 107 社を対象に質問。

模倣品・海賊版対策に投入する費用は、企業の規模も影響しますが、製品の購入決定要因や企業が最も重視する対策の目的によっても異なります。

購入の際に価格が重視されている製品では、対策費用が抑制される傾向があります。また、購入の際にブランドが重視される製品やブランドの維持を重視する企業では、対策費を多く投入する傾向があります。特に、消費者等の保護・安全を重視する企業ほど、対策費が高くなる傾向があります(**表 8**)。

表 8 権利行使や調査等に必要な費用

(百万円)

		平均値	中央値
全体 (89 社)		38	5~10
対策の最も重視する目的	売上・利益の確保 (26 社)	18	5~10
	ブランド等の維持 (38 社)	38	5~10
	消費者等の保護・安全 (23 社)	62	10~20
購入決定時の重要な要因	ブランド (42 社)	47	5~10
	価格 (27 社)	17	1~ 5
	品質 (38 社)	39	5~10

(資料) 経済産業省調べ (2009 年 2 月)
(注 1) 対策を実施した被害企業のうち、対策費用を回答した企業をもとに算定。
(注 2) 「目的」、「要因」は主なもの 3 つのみ記載した。

(4) 対策実施の判断

① 判断基準

模倣品・海賊版の発見情報があった場合、対策を実施するかどうかの判断は、市場でのシェア・売上への影響の観点から、真正品と誤認混同するものか(80%)、真正品と競合するか(54%)などを重視し、また、摘発の観点から、製造元が摘発できるか(62%)、法律上侵害と認定されるか(52%)などが重視されています(**表 9**)。同様に、消費者の保護・安全確保の観点(57%)も対策の実施に当たって重視されています。そのほか、取締当局や社内外の取引先等からもたらされたものを判断基準とする企業 (51%) もあります。

表 9 企業が実施を検討する判断基準(上位10)

判断基準	回答率
①真正品と誤認混同しやすい	80%
②模倣品・海賊版の製造元を摘発できる	62%
③消費者に危害を及ぼすおそれがある	57%
④真正品と競合する	54%
⑤法律上侵害と認定される可能性が高い	52%
⑥取締当局や社内外からの要請が契機	51%
⑦模倣品・海賊版の卸売業者を摘発できる	48%
⑧法執行による抑止効果が高い国である	43%
⑨再犯である	42%
⑩小売から製造元まで含めて把握できる	37%

(資料) 経済産業省調べ (2009 年 2 月)。複数回答。

② 水際での対応

水際での対応については、企業の対策実施の判断は、関係企業からの情報提供やクレーム等で発見した模倣品・海賊版への対応と異なります。

まず、水際で侵害品の輸出入を効率的に差し止めるため、多くの企業が、税関での事前登録制度を国内外で積極的に活用しています(**図 28**)。また、企業は税関からの照会を受けた場合、発見された模倣品が少量であっても優先的に対応しています(**表 10**)。

図 28 税関登録と対策(差止)の実施

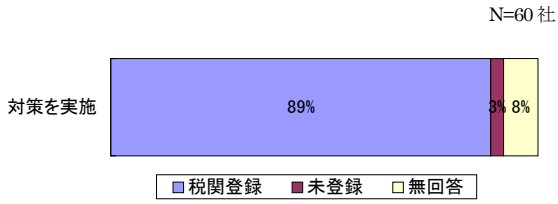

(資料) 経済産業省調べ (2009 年 2 月)

表 10 税関からの照会に対する対応(2007 年度)

	照会	対応	実施率
企業数ベース	42 社	41 社	98%
件数ベース (37 社)	2,651 件	2,590 件	98%

(資料) 経済産業省調べ (2009 年 2 月)
(注) 件数ベースは照会及び対応双方の件数を回答した企業分を計上。37 社には全く対応しなかった企業 1 社を含めている。

また、税関登録を行う国数が 10 か国以下の企業が大半を占め、そのうち 1 か国のみ税関登録を行っている企業も多数あり、企業が模倣品・海賊版から守るべき市場を具体的に絞り込んでいることがうかがえます(**図 29**)。これは、税関からの照会に対して迅速に対応できる体制を構築できるかということも影響していると考えられます。

また、1 か国のみ税関登録している企業の登録国は、ほとんどが中国か日本です[18]。このことは、国内への模倣品・海賊版の流入を防ぐこと、すなわち日本の市場を守ることを目的としているか、中国から日本を含む第三国への模倣品・海賊版の流出を防止し、少なくとも第三国の市場での被害の発生・拡大を防止することを目的としているか、という企業の戦略の違いが読み取れます。

図 29 税関登録国数の分布

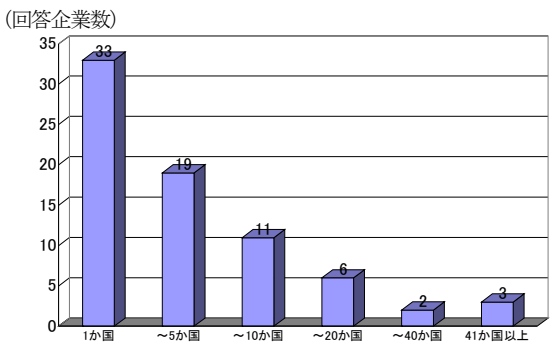

(資料) 経済産業省調べ (2009 年 2 月)
(注) 総登録数が不明と回答した企業としては、別の選択肢で確実に登録していることが判明している国数を計上した。

[18] 税関登録を 1 か国のみ行っている 33 社のうち、16 社が中国、13 社が日本。(経済産業省調べ (2009 年 2 月)

(5) 対策の効果と測定

多くの企業は、模倣品・海賊版対策によって、「模倣品・海賊版の流通量の減少」とともに、「ブランドや企業イメージの維持」の効果が大きいと考えており、「売上高・シェア・利益の確保」を上回っています(**図 30**)。また、模倣品・海賊版問題に取り組むことは、消費者の安全確保や企業の社会的責任への対応に資するという企業も多くあります。このことは、模倣品・海賊版対策に取り組むことがブランドイメージを維持し、社会的信用を確保することとなり、長期にわたって市場を維持することにつながるとする企業が多いことを示唆しています。

図 30 対策によって得られる効果と定量的な効果測定

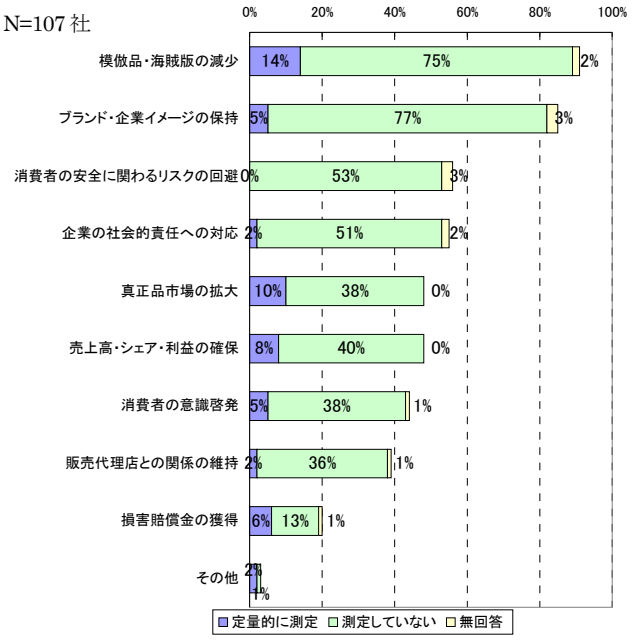

(資料) 経済産業省調べ (2009 年 2 月)

また、企業にとって、模倣品・海賊版対策が企業経営にどのように貢献しているか、その効果を把握することは重要な課題です。

効果を定量的に測定している企業では、押収数量に基づく評価のほか、事業部の売上データの追跡、真正品を扱う小売店等へのアンケート、市場でのシェアの測定などの様々な取組を行っています。また、ブランドイメージに悪影響が生じていないかを消費者アンケートなどを用いて把握している企業もあります。

こうした効果の評価を実施している企業では、1 回当たりの押収数量が少なくても、一定期間の操業停止、周辺の模倣品業者への警告効果、模倣品業者のネットワークへの打撃などで、より大きな効果が

得られ、また、限られた資金や人員を効果の高い案件に投入することができるようになると指摘しています。

このことを踏まえ、限られた資源で、より効果的に模倣品・海賊版対策を実施するためには、定量的に効果を把握することが有効であって、先進的な企業の取組等の知見の普及を図る必要があります。

≪模倣品・海賊版対策の効果の評価方法≫

経済産業省「模倣品・海賊版対策の企業経営・社会に対する貢献の分析に関する研究会（座長　井原哲夫　尚美学園大学総合政策部教授）」において、企業ヒアリング等をもとに模倣品・海賊版対策の効果に対する評価について、その指標例と考え方がまとめられています。この報告書では、指標の考え方には、①押収数量からの評価、②市場シェアからの評価、③売上高からの評価の３つの方法が提示されています。

なお、報告書では、①の摘発・押収数量を基にした指標による効果測定方法のみで対策の効果を判断することは、悪質な業者の手口の巧妙化によって押収量が減少するといった状況について、単に対策の効果が減少したと判断することになり、対策の効果に関する現状の認識を誤るおそれがあるので注意が必要であると指摘しています。

①　押収数量からの評価

（指標例）押収数量等の直接効果を対策の効果とする方法

対策の直接効果（売上高ベース）＝摘発数量×真正品の平均市場小売価格

対策の直接効果（利益額ベース）
＝対策の直接効果（売上高ベース）×自社及び関連会社合計の平均利益率

（指標例）押収数量等の直接効果に抑止効果等の間接効果を加えて対策の効果とする方法

間接効果（売上高ベース）＝１日の模倣品・海賊版の生産量×一定期間

間接効果（売上高ベース・周辺業者への波及効果を考慮）
＝１日の模倣品・海賊版の生産量×一定期間×一定倍率（※）

（※）波及効果が及ぶと考えられる模倣品・海賊版事業者の数及び影響の程度で勘案

②　市場シェアからの評価

（指標例）期待される自社真正品の購入分を対策の効果とする方法

- 真正品市場における自社製品シェアで推計する方法
- 模倣品・海賊版を含めた市場における自社製品シェアで推計する方法
- 消費者アンケートなどを利用したマーケティング調査のデータをもとに推計する方法

（指標例）模倣品・海賊版シェア消失分を市場拡大効果とする方法

市場拡大効果（売上高ベース）＝市場規模×消失した模倣品・海賊版シェア

③　売上高からの評価

（指標例）対策前後の売上・利益を実際に測定して効果を算出する方法

（指標例）市場全体の売上高と自社製品の売上高の伸び率を比較する方法

市場拡大効果（粗利ベース）
＝（自社製品の売上高の伸び率－市場全体の売上高の伸び率）
×自社製品の売上高×粗利率

（出典）経済産業省「模倣品・海賊版対策の企業経営・社会に対する貢献の分析に関する調査研究」（2009 年４月）

2. 企業間連携・団体の取組

(1) 企業間連携の動向

① 動向

企業間連携の実施率は模倣被害率が底を打った2005 年をピークに年々下降傾向にあります(**図 31**)。企業間連携で最も多くの企業で実施している「模倣被害に対する情報交換」が 2005 年度に 34.9%であったのが 2007 年度では 30.1%に減少し、次に多い「現地での被害調査等」も 2005 年度 18.2%から 14.5%に減少しています。

また、大企業に比べ、中小企業は企業間連携の実施率が低く、企業間連携に課題があります(**図 32**)。これは、資金的な問題や担当者を対策に専念させるだけの余裕がない等の理由が考えられます。

図 31 企業間連携の実施率の推移

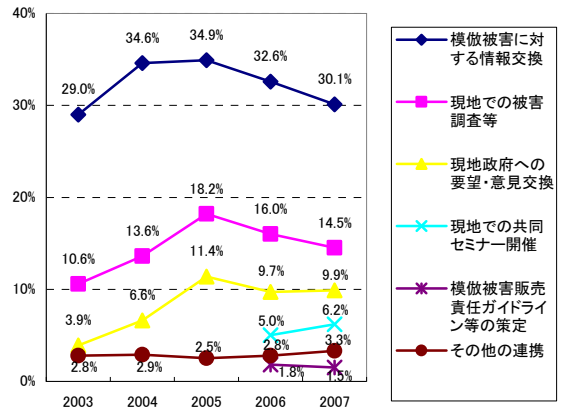

(資料) 特許庁「2008 年度模倣被害調査報告書」をもとに経済産業省作成
(注1) 被害を受けた企業における企業間連携実施率。複数回答。
(注2) 「現地での共同セミナー」、「販売責任ガイドライン等の策定」は、2006 年度から追加設問。

図 32 企業間連携における大企業・中小企業との比較

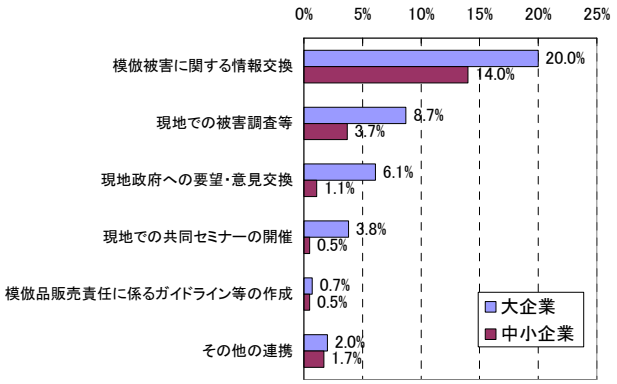

(出所) 特許庁「2008 年度模倣被害調査報告書」

(注) 被害の有無にかかわらず対策を採っている企業の企業間連携実施率。複数回答。

② 連携の内容

企業の多くは、自社が所属する業種団体との連携や同業他社との連携を行いますが、異業種他社と連携する企業も少なくありません(**図 33**)。

共同摘発や共同調査については、企業は同業他社と連携する傾向があり、税関等の現地取締機関を対象とするセミナーや広報については、業界団体を活用する傾向にあります(**図 34**)。

また、異業種間の連携については、部品業者と最終製品製造業者、キャラクターの著作権者とその商品の製造業者、同じ小売店で扱われる商品同士の場合に連携する傾向にあります。

一方で、模倣品製造については、地域性があり、異なる業種の製品が同じ地域で発見されることは少ないので、連携するメリットが比較的小さいとの指摘もあります。

図 33 企業間連携の実施率(連携先別)

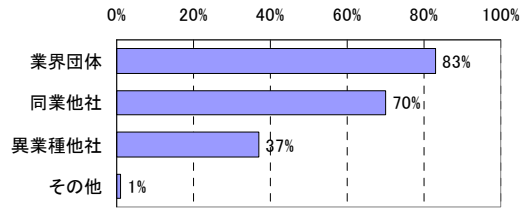

(資料) 経済産業省調べ (2009 年 2 月)。複数回答。
(注) 経済産業省アンケート調査において、被害を受けて対策を実施したと回答した企業 107 社を対象に質問。

図 34 連携活動の内容(連携先別)

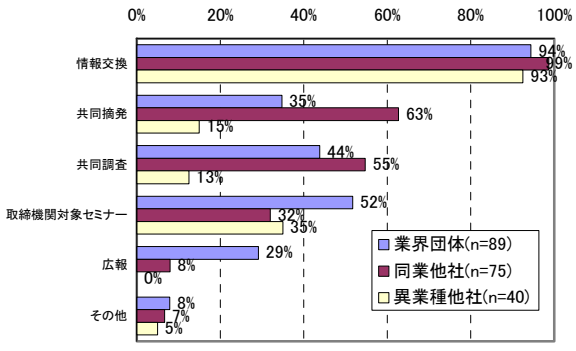

(資料) 経済産業省調べ (2009 年 2 月)。複数回答。

（2）主要な団体の取組

①　産業界横断的組織の取組

（ＩＩＰＰＦ）

知的財産保護に関する我が国最大の産業界横断的組織である国際知的財産保護フォーラム(IIPPF・事務局　(独)日本貿易振興機構)[19]では、a) 定期会合を通じた会員企業・業界団体間の情報交換と政府機関との情報共有、b) インターネットによる情報発信やイベントを通じた公衆啓発活動、c)日米欧三極の産業界との意見交換、d) 関係国との交流を通じた情報交換・協力などを実施しています。

IIPPF は、我が国政府の関係機関と共同し、中国をはじめとして、知的財産保護に係る制度・運用の改善や取締強化に関する要請や活動、いわゆる「官民合同ミッション」の派遣を実施しています。中国には、2008 年 6 月、中国専利法（我が国の特許法、意匠法等に相当）改正に関する官民合同ミッションを派遣し、また、同年 9 月、中国の知的財産保護に関する関係機関への実務レベルでの官民合同ミッションを派遣しています。2009 年 2 月には、中村邦夫座長を産業界側代表とし、高市早苗経済産業副大臣を政府側代表とするハイレベルでの官民合同ミッションを派遣しました。さらに、中国以外の国・地域では、2008 年 2 月、今後被害が拡大するおそれがあるインド、2009 年 1 月、模倣品の中継地点と指摘されるアラブ首長国連邦(UAE)、サウジアラビアに対し、官民合同ミッションを派遣しています。

また、2008 年 9 月、ビジネスヨーロッパ、米国商工会議所とともに、ブリュッセルで「三極連携会合」を開催するとともに、12 月初め、三極で強制実施権の濫用に関する共同声明文を発出しました。

（ＣＯＤＡ）

著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講ずることを目的としたコンテンツ海外流通促進機構（CODA）[20]では、a) CJ マークによる海賊版に対する共同摘発の実施、b) 会員相互の海賊版等に関する情報交換、c) 海外における侵害状況の調査やミッションの派遣等を実施しています。

共同摘発においては、香港・中国・台湾の取締執行機関と共同で日本のコンテンツの取締活動を実施しており、2005 年 1 月から 2009 年 3 月までの間において、合計 7,690 件の摘発を行い、合計 537 万枚の海賊版 DVD 等を押収し、2,400 名を逮捕する成果を挙げています。

また、2008 年 6 月、IIPPF 実務ミッションの一環として、初めてコンテンツ業界単独で著作権保護に関する官民合同ミッションを派遣しました。

【ＣＪマーク】
日本コンテンツ共通のマークを策定し、海外において商標登録することにより海賊版の簡易・迅速な摘発を可能とするもの。

②　個別団体の取組

一部の業種においては、団体による模倣品対策が加速しており、業界団体ごとに税関等の取締機関に対して真贋判定セミナーを実施するなどの様々な活動を行っております。個別の業界団体の最近の取組例として、次のようなものがあります。

㈳日本自動車工業会
中国におけるモーターショーにおいて、一部会員会社の展示ブース等で反模倣品を訴えるパンフレットを展示・配布することによる消費者啓発活動を実施

㈳電子情報技術産業協会
中国電子商会と共同で知的財産保護会議を開催

㈳日本自動車部品工業界
米欧の自動車部品工業会と共同で模倣品対策に取り組む旨の声明を発表

㈳全日本文具協会
毎年東京で開催される国際文具・紙製品展において、模倣品の出展及びカタログ等への掲載を調査並びに模倣品防止に関する各省庁のパンフレットを配布及び模倣品比較展示を行うことによる消費者啓発活動を実施

㈳日本縫製機械工業会
中国縫製機械協会と知的財産についての意見交換会を開催

日本繊維産業連盟
中国紡織工業協会と「知的財産権保護に関する了解覚書」を締結

（3）個別団体の活動動向

①　体制整備

模倣品･海賊版対策を積極的に推進する団体では、知的財産保護に関する委員会を設置し、また、模倣品・海賊版対策に関わる職員を配置して、取り組ん

[19] International Intellectual Property Protect Forum。2002 年 4 月発足、2009 年 5 月時点の参加団体･企業数 178)。座長は中村 邦夫 パナソニック株式会社代表取締役会長。

[20] Content Overseas Distribution Association。2002 年 8 月に発足。現在 20 団体、22 企業が参加。

でいます。また、個別案件のためのプロジェクトチームを会員企業で組織する団体もあります(**図 35**)。

図 35 団体における対策の実施体制

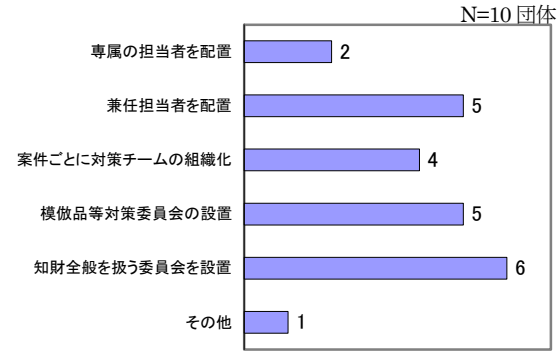

(資料) 経済産業省調べ (2009 年 1 月)。複数回答。

② 団体内活動

団体内活動としては、模倣品・海賊版対策についての調査研究活動を実施するともに、会員企業の協力を得て被害情報の収集・共有などのデータ整備を行っています(**図 36**)。特に、共同対策を行う団体では、効率化、迅速化のために情報共有の高度化を図る動きが加速しています。

また、インターネット上の模倣品・海賊版や違法コンテンツ、不正ドメイン等の問題も重視されており、インターネット上の知的財産保護対策に取り組んでいる団体もあります。

図 36 団体内の模倣品・海賊版対策に関する活動内容

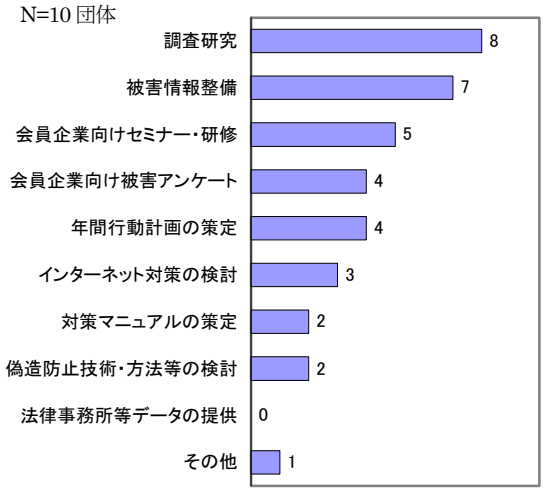

(資料) 経済産業省調べ (2009 年 1 月)。

③ 団体による対策の実施

模倣品・海賊版対策に積極的に取り組む団体では、対策を実施する上で、現地業界団体や取締機関との情報交換を行ってします(**図 37**)。また、模倣品・海賊版被害を消費者に告知することによるブランドイメージの低下を防ぐため、団体による広報が有効との指摘もあり、多くの団体で消費者向け広報を実施しています。

さらに、団体の活用については、企業間の情報交換をはじめとする対策の実施に当たっての連結点（ハブ）としての役割や、対策のリソースを共同でカバーする補完的な機関（サブタンク）としての役割を機能させていくことが重要と指摘されています。

業界団体間の連携については、国内の異業種団体や他国の団体との連携が進められています。例えば、異業種間連携については、情報交換のほか、税関等の取締機関を対象としたセミナーが共同で開催されています。また、効率的な対策が実施できるよう、同様の被害を受け、対策を検討している現地の業界団体と連携も行われています。

図 37 団体の模倣品・海賊版対策に係る活動の内容

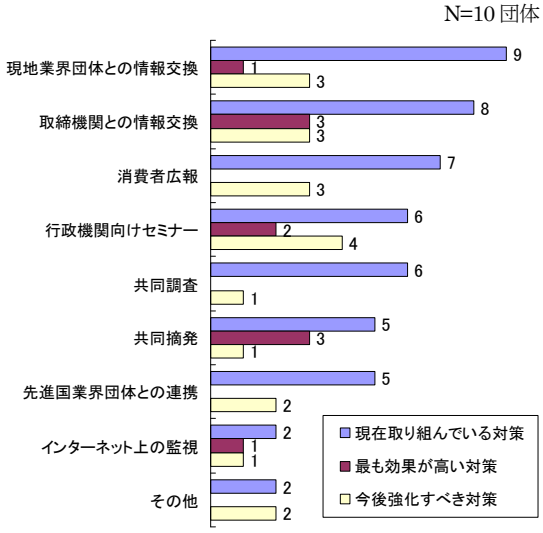

(資料) 経済産業省調べ (2009 年 1 月)。
(注 1)「現在取り組んでいる対策」、「今後強化すべき対策」は複数回答。「最も効果が高い対策」は単数回答。
(注 2)「インターネット上の監視」については、専門団体に対する委託も含む。

(4) 現地での組織的な知的財産保護活動

模倣品・海賊版の被害の多様化に対応するため、現地に進出した企業間での情報交換が今まで以上に重要となっており、現地の知的財産保護状況に関して、企業が意見交換を行うグループ活動（いわゆる IPG, Intellectual Property Group）が多くの国・地域[21]で展開されています。このような活動に対し、

[21] 中国（北京、上海、広州）、インドネシア、シンガポール、タイ、ベトナム（ホーチミン）、マレーシア、台湾、インド（ニューデリ

政府や（独）日本貿易振興機構等による協力支援も行われています。

IPG の中には、模倣品・海賊版対策への取組の歴史が長く、現地企業の組織化が進み、現地当局との保護強化の対話や要請、現地企業による合同被害実態調査を積極的に展開しているものもあります。また、IPG 活動の一環として、現地在外公館をはじめとする我が国政府関係者や国際機関の現地職員、現地政府の模倣品・海賊版対策の責任者と企業担当者との意見交換の場を設けるなどの活動を積極的に展開しているものもあります。

また、現地でのノウハウが蓄積されている中国 3 都市の IPG と知的財産保護に係る我が国最大の業種横断的組織である IIPPF は、中国における知的財産保護の強化に向けた連携を強化しています。2008 年 10 月には、（独）日本貿易振興機構支援の下、中国の 3IPG と東南アジアの IPG との間での情報交換会合が開催されるなど、各 IPG が有する知見の交換・普及に向けた取組が積極的に展開されています。

さらに、2008 年 1 月、マレーシア IPG、同年 7 月、ブラジル進出企業を中心とした中南米 IPG（図 38）が新たに活動を開始しました。こうした活動に相手国政府の担当者との連携を組み込むことにより、現地の我が国企業が相手国政府に対して被害情報を提供しやすくなる等の効果も得られています。

一）、バングラディッシュ、スリランカ、ロシア、パキスタン、中南米

図 38 中南米 IPG のネットワーク

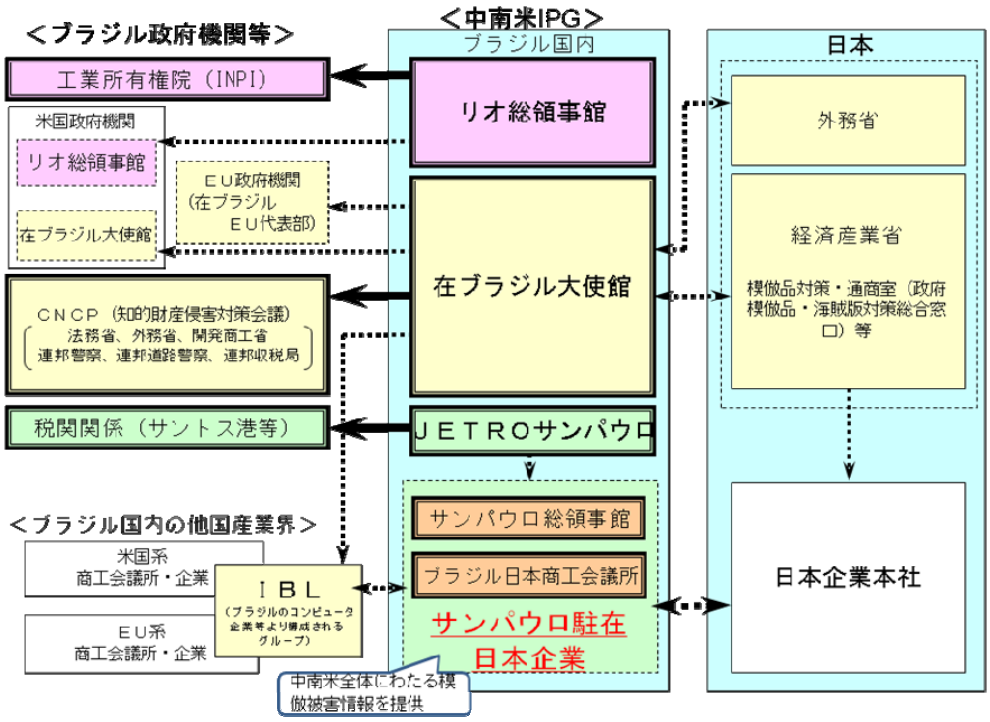

（資料）在ブラジル大使館講演資料(2008 年 7 月)（※一部修正加筆）

3． 技術面の工夫

企業は、模倣品と疑われるものを発見した際に備え、真贋を容易に判別し、模倣品と判明した場合にはその流通を阻止するため、多様な対策を実施しています。

（1）製造・流通上の工夫

製造・流通上の工夫については、試買した模倣品と疑われる製品や税関等で差し止められたものの真贋を判定することを目的とするものや、流通段階での模倣品の混入を防ぐための契約や監視の実施等が

あります。

具体的には、模倣品によって被害を受けた企業のうち、55%の企業がなんらかの製造・流通上の工夫を行っています。特に、デッドコピー品に対しては、真正品との相違点を明らかにしなければ、差止・摘発等の対応が困難となるため、真贋の判定のための工夫が必要となります。

また、企業が最終的に達成しようとする目的のうち、最も重視するものによって、工夫の実施の有無やその程度が異なります。具体的には、「消費者の保護・安全確保」を模倣品対策の最も重要な目的とする企業ほど、実施率が高くなる傾向があります(**図 39**)。

図 39 製造・流通上の工夫の実施割合(最重視目的別)

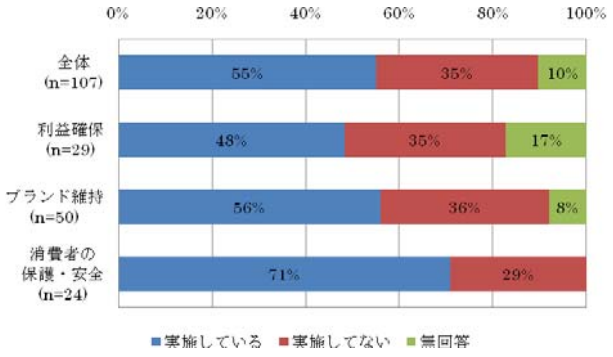

(資料) 経済産業省調べ (2009 年 2 月)
(注) 被害企業 107 社の実施率を調査。対策の目的は主要な 3 つとした。そのため、3 つの目的別企業数の合計値は全体 (107 社) とは一致はしない。

また、真贋判定を目的とした工夫として、「製品・部品への商標の刻印」や「ホログラム等を使った偽造防止ラベルの採用」等の工夫が多くの企業で採用されています(**図 39**)。

図 40 製造・流通上の工夫 (実施企業数)

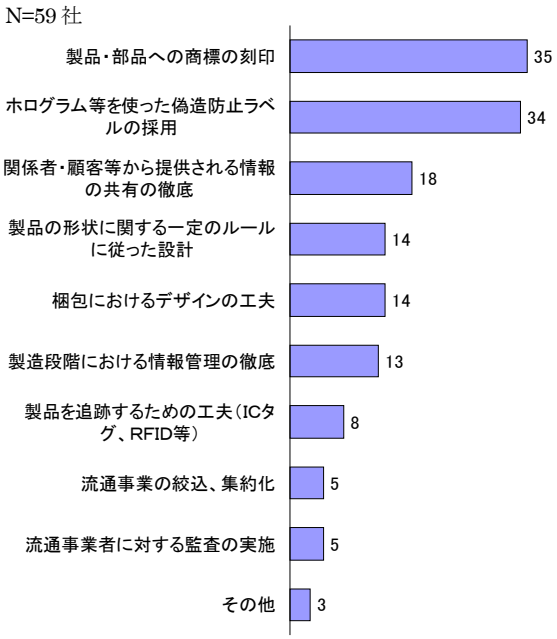

(資料) 経済産業省調べ (2009 年 2 月)
(注) 被害企業のうち、工夫を行っていると回答した企業 59 社を対象にして設問

こうした工夫を採用する企業の特徴を見ると、「ブランドの維持」や「消費者の保護・安全」を特に重視する企業は、工夫の数も多くなります(**表 11**)。

また、特に「製品や部品への商標の刻印」や「偽造防止ラベルの採用」を重視する企業も多く、その中でも消費者の保護・安全を重視する企業においては、物流段階でも関係者が容易に発見できるよう、梱包のデザインに関して工夫する場合も比較的多くあります(**図 41**)。

表 11 採用した工夫の数 (対策の最重視目的別)

	全体	最も重視する目的		
		利益の確保	ブランドの維持	消費者の保護・安全
平均値	2.5 種類	1.8 種類	2.7 種類	2.9 種類
中央値	2 種類	1 種類	2 種類	3 種類

(資料) 経済産業省調べ (2009 年 2 月)
(注) **図 40**「製造・流通上の工夫」の選択肢で、一つの選択肢を 1 種類として計算した。

図 41 最も重視する目的別の工夫の採用率

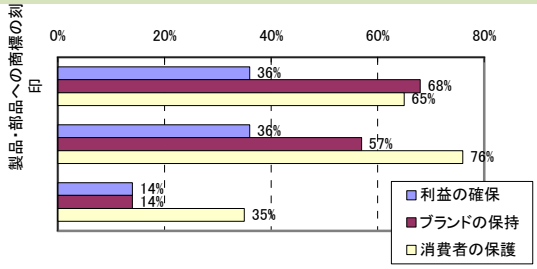

(資料) 経済産業省調べ (2009 年 2 月)
(注) **図 40** のうち、真贋判定に関する選択肢で企業の実施目的の違いによって差が生じたものを抽出した。

（2）模倣品対策技術

情報通信技術をはじめとする様々な産業技術の発展により、近年、ホログラムなどの模倣品対策のための技術やそれらを用いたシステムについて、様々な取組みが行われています。

①　模倣品対策技術について

真正品か模倣品かを判定するために必要な技術的工夫は、使われる目的ごとに果たす機能が異なります。具体的には、真正品を製造する企業のみが判別できるものや、逆に模倣品判別の機能があることを明らかにすることによって模倣品業者にちゅうちょさせることを目的とするものがあり、そのほかには、本来は生産物流効率の最適化や品質履歴の管理などを目的とするツールやシステムを模倣品対策に活用し、模倣品や横流し品等を検地するものがあり、場合によっては、複数の機能を持ち合わせたものもあります(**表 12**)。

表 12　模倣品対策技術の基本機能

機 能	概　　要
真 贋 判 定 機 能	真正品と模倣品の違いを明らかにする機能
模倣品抑止機能	真正品と模倣品の違いを関係者・消費者に明らかにすることで、模倣品の製造・流通をちゅうちょさせる機能
物 流 管 理 機 能 (トレーサビリティ)	真正品の物流を管理することで、模倣品、横流し品などを検知する機能 ※本来は、生産物流効率の最適化、品質履歴管理などを主たる目的とするが、それを模倣品対策に活用

模倣品対策のための技術に求められるこうした機能の違いは、真正品の製造事業者、販売店（卸売・小売店）、消費者、税関等取締当局等の真贋を判定しようとするどの主体を想定しているかによるものです。そして、企業は、製品の流通形態に応じて判定目的に合致した機能を持つ技術を採用することになります。

具体的な真贋判定の方法は、人間の目や手触りなどによって判別する目視・触感判定、ルーペ・偏光フィルム等を用いる簡易器具判定、専用の読取装置を使用する判定、識別微粒子など混入し研究所での判定を行う方法や、ネットワークシステムを用いた認証方法があります。

真贋の判定に使用される方法では、真正品の製造者が製品や部品への商標の刻印や、梱包におけるデザインの工夫等の方法のほか、真贋判定用のホログラムや特殊インキ、RFID（= **R**adio **F**requency **Id**entification「電波による個体識別」）などの専用のツールがあります(**表 13**)。こうしたツールは、製品本体やパッケージのほか、保証書などの様々なところで使用されています。

表 13　真贋判定に用いる主な技術

技 術 分 野	具体的な技術
O　V　D	ホログラム、ナノテキスト、カラーシフトフィルム
イ　ン　キ	可視インキ、不可視インキ
機 能 性 粒 子	微細パターン粒子、特殊光源粒子
用　　紙	透かし、漉き込み
製　　版	マイクロ文字、潜像、カラーコピー機牽制
印　　刷	凹版印刷、印刷透かしなど
加　　工	貼替え防止加工、微細穴開け加工など
機器・システム	データベース管理と一体となった認証による判定 ※ ランダムコード、電子透かし、紙指紋、ランダム画像、IC タグ等の RFID

（注）表は、紙幣、有価証券に用いられる分野も含めて記載。

②　物流管理機能を利用した流通対策上の取組

製品に付されたユニークコードを WEB で照会する物流管理機能を用いて、真贋判定に活用する取組みが、多くの国の政府や民間ベースで始まっています(**図 42**)。

この方法は、特に使用者の生命に関わる医薬品の流通監視に利用されており、政府が採用を推奨する例や直接運用に関与する例もあります。具体的には、米国では、米国食品医薬局が違法医薬品の取引の防止や追跡、真正品の場合に流通履歴がたどれるよう、医薬品メーカーに対して RFID の利用を推奨しています。また、マレーシアでは、2005 年 5 月から、国内に販売されるすべての登録医薬品に対して、シリアルコードが印字されたホログラムラベルの貼付が義務づけられており、当局が WEB を活用して、シリアル番号を中央データベースに照会することにより、真正品の場合には医薬品情報が得られ、真贋判定にも活用できるシステムが運用されています。インドにおいても、模倣医薬品に対抗するため、シリアル番号認証やナノ認識タグ、RFID を利用するメーカーが存在します。中には顧客向けにインターネットを用いた照会サービスを提供する企業も存在します。韓国では、医薬品審査当局と産業界が 2009 年春からシステムの運用を開始しています。

中国では、企業が自社製品のユニークコード等を監督機関に申請・取得し、製品に貼付して出荷する産品質量電子監管ネットワークシステムが 2005 年から運用され、2007 年から義務化されています。出荷時に製造日時、品質保証期限、商標、ブランド名称等を登録する必要があり、家電から食品まで幅広く対象となっています。現在 70,842 社（2009 年 1 月 22 日時点）がこのシステムに参加しています。

一方で、こうした物流管理機能を有する技術を用

いた模倣品の物流監視については、企業にとっては設備の変更やシステムの構築が大きな負担となるとともに、製品単価の低い企業では、入力作業にかかるコストなどのシステムを維持するに当たっての負担が大きいので慎重に対応する必要があります。

図 42 物流管理機能を活かした WEB 検索を用いた真贋判定イメージ

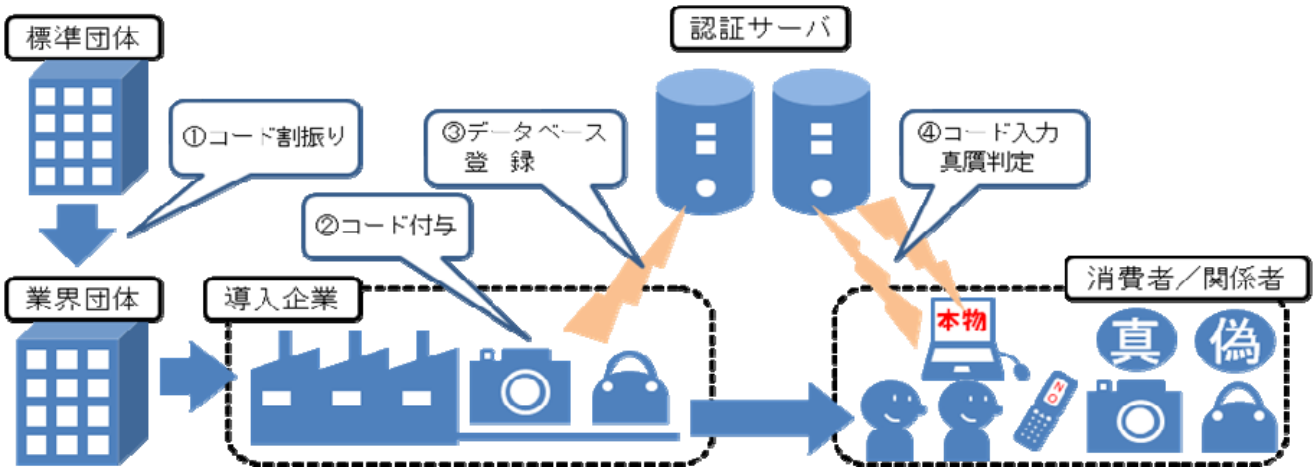

③ 模倣対策技術システムの標準化

現在、模倣品対策技術については、いくつかの業界や国において、標準の制定についての議論が行われており、ISO 等でも国際標準化に関する議論が始まっています。

標準化の対象を大別すると、前述の「ユニークコードを WEB 上で入力し、真贋判定及び物流履歴管理を行なうシステム」のほか、「税関における真贋判定ツールの判定機能や方法」や「ホログラム等の真贋判定ツールのサイズ・設置位置」、「真贋判定用製品製造販売企業に対する管理方法」、「真贋判定用技術の導入企業に対する管理方法」、「真贋判定用技術の導入企業による消費者向けの告知方法」といったものが想定されます。

こうした標準化の検討に関して、企業によって受け止め方が異なります。具体的には、標準化によって得られるメリットについては、標準化による作業や差止の効率化が製品の特徴や流通形態によって企業間で差が生じる一方、標準化によって設備の更新や専用システムの導入などの様々な負担が発生し、デメリットも大きいことが指摘されています(**図 43**、**図 44**)。例えば、物流管理機能に係る標準化の場合には、認証サーバへのデータ登録作業の負担が増加するなどの指摘があります。また、水際での真贋判定技術の判定機能や実施方法が標準化された場合には、多くの企業にとって差止機会の拡大となると指摘がある一方で、税関差止で使用される技術・方法が特定の真贋判定技術に集中することにより、真贋判定技術自体が模倣業者に狙われるリスクが増加するとの指摘もあります。

一方で、真正品に使用する技術の汎用性をなくすことによって、模倣業者が模倣できなくなるようにすることが重要と指摘する企業もあり、模倣品対策のための技術や方法の標準化に際しては、十分に検討した上で進めることが求められます。

図 43 WEB 上で誰でも簡単に真贋判定を実施できるメリット

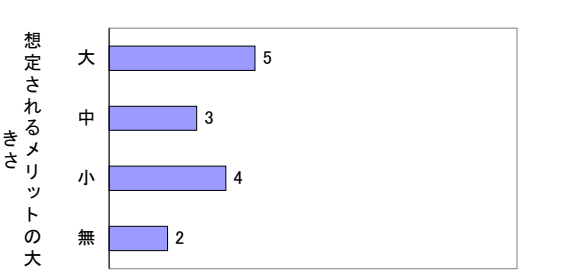

（資料）経済産業省調べ（2009 年 3 月）
（注）半導体、自動車、事務機器、化粧品関連の企業計 14 社へのインタビュー等をもとに作成。

図 44 データベース登録についての業務の負荷増のデメリット

N=14

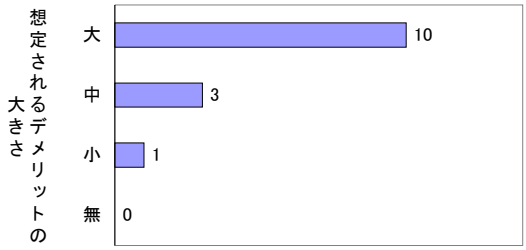

（資料）経済産業省調べ（2009 年 3 月）
（注）半導体、自動車、事務機器、化粧品関連の企業計 14 社へのインタビュー等をもとに作成。

（3）自動動画検索技術の違法コンテンツへの適用

インターネット上の違法コンテンツを削除するときは、一般的にアップロードされた動画をキーワードなどで検索し、違法コンテンツを発見し、プロバイダやサイト運営者に対して削除要請を行います。しかし、キーワードを入力して検索した際、数十万件から数百万件の検索結果が表示されることが一般的であり、それらの内容を手作業で一つ一つ確認した上で、違法なものについて削除依頼していくことは事実上不可能です。また、動画サイトを検索する場合、複数のサイトを一つずつ確認する必要があります。このため、処理を迅速化するための高度な検索技術と削除依頼につなげるシステムが必要となります。また、画像・動画だけをアップロードすることが可能であり、単純にキーワードだけでは発見できない場合もあります。

画像データに比べ、動画等のデータ量が大きいため、現在、著作権管理に使われている動画・音声検索技術について、検索の高速化・効率化に向けた技術開発や実証試験が盛んに行われています。最近の技術では、サウンドや映像データをもとに作成した「指紋(finger print)」を用いた認識技術による検索や、この検索技術を用いてアップロードされた音楽と正規版と比較するシステム、さらには、コンテンツ ID と呼ばれる許諾コード方式[22]を用いたシステムなどがあります。その他にも、高速化・高精度化を実現するため、効率的動画特徴抽出法やデータカテゴライズ方法などを組み合わせた照合方法の実証試験が進められています。

[22] 国際電子技術標準化会議（IEC）において、2008 年 2 月国際標準規格として成立している。

第3章　海外の動向

１．中国

総合窓口に寄せられた海外で被害を受けた相談案件のうち、最も多いのが中国（香港を含む）に関する相談です。

中国に関する相談案件の特徴は、中国国外への模倣品の流出であり、中国が製造地と判明している相談78件のうち51件が中国国外での流通を含むものでした。

こうした相談窓口の相談内容から浮かび上がる中国における日本企業の被害は、①模倣品・海賊版製造国、②模倣品・海賊版消費国、③模倣品・海賊版輸出国、の３つの側面で捉えることができます。

以下、中国における模倣品・海賊版被害と中国政府の動向等について紹介します。

（1）中国における我が国企業の被害の実態

①　製造・販売消費による被害

中国における 2007 年度の日本企業の模倣被害を見ると、商標権侵害が 1203 件と突出して多く、意匠権、不正競争等の問題が続きます(**表 14**)。また、中国では、品質表示の偽造・冒用行為や品質劣悪品に対する製品品質法の規制が、実務上模倣品の取締りにも活用さているという実態があり、2007 年は、製品品質法違反が商標権に次ぐ256件となっています。

なお、中国で被害を受けた企業のうち、4 割を超す企業が再犯による被害を受けています[23]。

表 14　侵害対象知的財産権及び違反対象法別件数（2007 年度）

発明専利権（特許権）	2 件
実用新案専利権（実用新案権）	0 件
意匠専利権（意匠権）	50 件
商標権	1,203 件
著作権	6 件
反不正当競争法違反	28 件
製品品質法違反	256 件
その他	17 件

（資料）経済産業省調べ（2009 年 1 月）
（注）侵害ありとの有効回答社数 33 社（回答企業総数 61 社）

地域特性では、沿岸部を中心に模倣品の製造・販売消費地域が広がっています。特に販売消費地域は上海などの大都市や沿岸部だけでなく、中国東北部、内陸部にも拡大しています(**表 15**)。

表 15　日本企業の被害が多い都市・地域（上位5位：2007 年）

製造を確認	販売消費を確認
① 広東省（1） ② 浙江省（2） ③ 上海市（3） ④ 福建省（5） ⑤ 江蘇省（4）	① 上海市（1） ② 広東省（2） ③ 北京市（3） ④ 浙江省（5） ⑤ 香　港（4）
	（比較的被害が多い都市・地域） 江蘇省、福建省、遼寧省、山東省、四川省、天津市、河北省

（資料）特許庁「2008 年度模倣被害調査報告書」をもとに作成
（注）（　）の数値は 2006 年における順位

②　輸出による被害

模倣品が世界各国へ拡散することで日本企業が受ける被害は、中国で製造された模倣品被害が最も大きくなっています。こうした中国で製造された模倣品の輸出先は日本、台湾、韓国をはじめ、タイなどの東南アジアのほか、欧米、中南米、中東など世界各地域に幅広く広がっています。(第 1 章2. (2)**表 2**、**図 45**)。近年は、中国周辺の東南アジアや南アジア等で中国製の模倣品による被害が増加傾向にあります。

中国からの模倣品の輸出拠点で規模の大きい都市・地域としては、香港・広東や上海といった国際港湾都市・地域があげられますが、近年は、こうした国際港湾等以外にも、陸路により、ロシアや中央アジア、東南アジアに向けて模倣品が流出するルートの存在が指摘されています。

[23] 経済産業省調べ(2009 年 1 月)。有効回答企業数 35 社のうち 15 社（43%）が再犯被害を受けたと回答。

図 45 中国で製造された日本企業の模倣品の流通経路(2007 年)

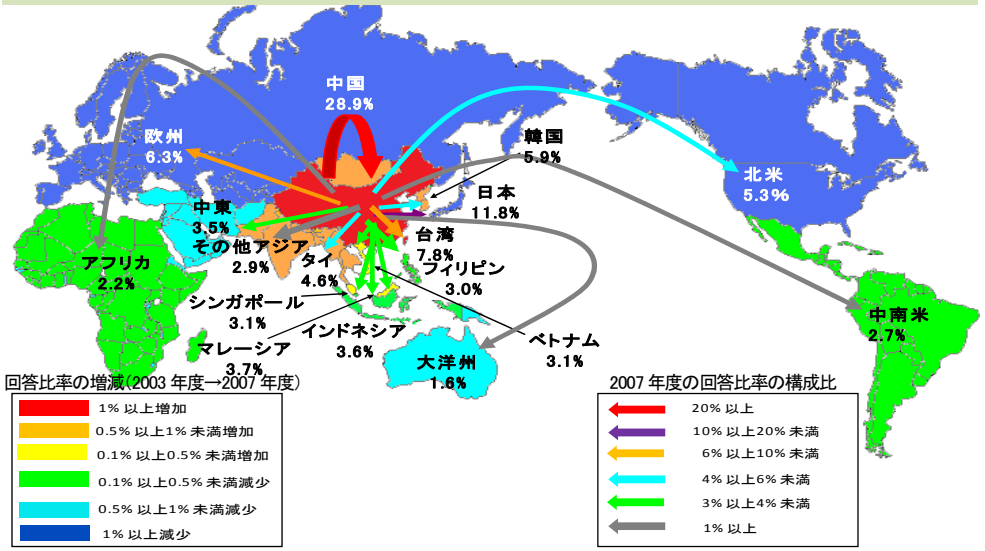

(出所) 特許庁「2008 年度模倣被害調査」
(注) 流通件数構成比 ： 中国製模倣品に関して販売消費国・地域ごとの被害回答社数／全販売地域国・地域合計

③ 日本のコンテンツ被害

模倣品による被害だけでなく、海賊版の流通も深刻な問題となっています。特に中国における海賊版市場は、被害額 35 億ドルを超える大きな市場となっており、音楽レコード・CD 市場において海賊版が占める割合は 9 割に達すると指摘されています[24]。日本のコンテンツ被害も例外ではなく、アニメ、映画、放送番組といった映像に関わる海賊版 DVD をはじめ、音楽、ゲームソフト等で幅広く被害が発生しています(**表 16**)。近年、インターネットの普及とともにインターネット上の不正コンテンツの流通が増加傾向にありますが、店舗販売などのパッケージ海賊版による侵害も、いまだ多数を占めています。

表 16 中国・香港における日本コンテンツの海賊版の摘発実績

		中国	香港
取締件数		5,262 件	910 件
押収枚数	DVD	2,668,766 枚	1,384,055 枚
	CD,VCD	344,041 枚	72,192 枚
逮捕者数		158 人	795 人

(資料) コンテンツ海外流通促進機構 (CODA) の実績(2005 年 1 月～2009 年 3 月)

中国のインターネット利用者の間では、日本のコンテンツ、特に日本のアニメが中国のアニメに次いで高い人気を得ています[25]。今後、中国におけるインターネット利用人口の拡大[26]を考慮すると、中国における日本コンテンツの被害は、ますます大きくなることが予測されます。実際に中国における日本のアニメ、実写等の映像系コンテンツの不正入手の状況は、一人当たり 90 件近くにのぼり、微増ながら増加傾向を示しており、こうした不正なコンテンツ入手先としては、ファイル交換ソフトが大きく増加しています(**表 17**)。

このため、現在、官民合同による中国への働きかけを含め、様々なインターネット上の著作権侵害対策が検討・実施されています。

表 17 インターネット利用者一人当たりの不正コンテンツ入手状況

(件)

	2007	2008
特定事業者・運営者によるﾈｯﾄ上のｺﾝﾃﾝﾂ配信	31.2	23.2
コンテンツ共有サイトによる流通	26.1	26.7
ファイル交換ソフトによる流通	18.8	30.3
電子メールやメッセンジャー	9.0	9.5
合 計	85.1	89.7

(資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング調べ (2009 年 2 月)
(注) 調査対象は映像コンテンツ。

④ 不正な登録に関する問題

模倣品・海賊版対策を行う上で、商標や企業名、ドメイン名の第三者による不正登録も問題となっています。商標権などの権利の取得は、市場における事業の展開に加え、模倣品・海賊版被害が発生した場合の対応に備えるということからも重要となりま

24 国際知的財産連盟 (IIPA) 報告書(2009 年 2 月)。なお、被害額はビジネスソフトウェア、音楽レコードのみであり、映画、ゲームソフト、書籍等の被害額は含まれていない。

25 「3 ヶ月以内に入手経験のあるコンテンツの種類」は、中国アニメ(38.4%)、日本アニメ(31.2%)、米国アニメ(13.2%)（(出典) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング調べ(2009 年 2 月)）

26 中国でのインターネット普及率は 2008 年末で 22.6% (約 3 億人)。(出典) 中国インターネット・ネットワーク情報センター

すが、第三者に不正に商標権を取得された場合は権利執行が困難となります。また、商標以外にも、著名な企業名を不正に利用して模倣品・海賊版を販売する模倣品業者もいます。

2007 年に商標権を不正に取得された日本企業の数は 131 社にのぼり[27]、また、中国国内（除く香港）で約 9 割の著名企業が、第三者により著名な企業名に抵触する企業名を不正に利用された被害を受けています[28]。また、香港では、企業の登記が容易にできることもあり、不正登録された企業名称が数十件という企業もあります。その他、不正な商標登録と比較すれば少数ですが[29]、ドメイン名の不正登録により模倣品・海賊版を販売するケースもあり、今後の中国におけるインターネット利用人口の拡大を考慮すると、将来、大きな問題となるおそれがあります。

⑤　行政罰を活用した被害救済

（各種救済手続きの利用状況）

日本企業が中国国内で被害を受けた場合、中国当局に対して救済措置を要請することになりますが、2007 年度に日本企業が最も多く利用した救済手続きは「行政機関による処罰」であり、これは被害を早急に解消でき、かつ抑止力としても大きな効果があります(**表 18**)。

一方､刑事救済手続きや民事手続きの利用件数は、行政救済手続きに比べると利用状況が低くなっています。刑事救済手続きは、悪質な模倣品業者のネットワークに打撃を与える上で有効ですが、被害規模が小さい場合には中国の刑事訴追に必要な被害規模に達しないために刑事訴追し得ないことが、告訴数の少ない原因として挙げられます(**表 6**)。このため、1 社ごとの被害は小規模であっても、複数の企業の被害を合算することで刑事訴追の基準を満たすことを目的として、複数の企業が共同して行政に摘発を要請するという取組が始まっています。

表 18　日本企業の中国での救済手続きの利用状況（2007 年度）

行政摘発（件数）	4,137 件
税関における差止件数	619 件
刑事告訴（件数）	112 件
民事訴訟（件数）	9 件

（資料）経済産業省調べ（2009 年 2 月）
（注）被害企業 107 社を対象に設問。

[27] 特許庁「2008 年度模倣被害調査報告書」
[28] (独)日本貿易振興機構調査(2009 年 3 月)。著名な企業 50 社のうち 43 社（86%）の企業が被害経験を回答（一部過去に被害にあった企業も含む）。
[29] 経済産業省調べ(2009 年 1 月)。全回答企業 61 社中 4 社が、合計 15 件の不正登録をされていると回答

（日本企業による行政摘発要請の動向）

中国では、日本企業の要請に基づいて年間で数千件の行政摘発が行われています。

商標権侵害や企業名称の冒用行為などの不正競争行為を取り締まる「工商行政管理局」や、品質表示の偽造や品質劣悪品等を規制する製品品質法を所管する「質量技術監督局」は、日本企業の要請に基づき取締りを実施しています(**表 19**)。

表 19　日系企業製品の模倣品に対する機関別執行件数（2007 年度）

機　関　名	執行件数
工商行政管理局	719 件
質量技術監督局	363 件
海関（税関）	112 件
その他	21 件

（資料）経済産業省調べ（2009 年 1 月）
（注）有効回答企業数 24 社

行政当局に対し、模倣品業者の摘発を要請した場合、その多くが摘発行動に繋がっていますが、行政当局が摘発行動を行う割合は、年々低下の傾向にあります(**図 46**)。これは、近年、模倣品業者の手口の悪質化に伴って、摘発が困難になりつつあることに加え、地方保護主義の問題が指摘されています。このため、近時の世界的な経済不況の影響を受けて、現在中国の一部の行政機関で採られている企業支援策である、いわゆる「三不政策（不処罰、不追徴、不（免許）取消）」や「柔性管理」の影響も見つつ、2008 年以降の実行件数の推移について注視していく必要があります。

図 46　行政摘発要請に対する実行件数

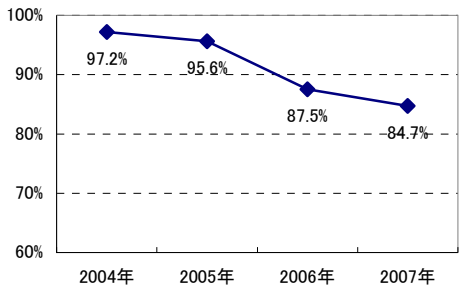

（資料）経済産業省調べ（2009 年 1 月）
（注）摘発要請した有効回答社数 27 社（回答企業総数 61 社）の総件数比

（行政機関による自主摘発）

中国政府の取締当局では、模倣品・海賊版に対する自主的な取締りも活発に行われおり、日本製品の模倣品・海賊版が摘発されるケースも増加しています(**表 20**)。

こうした摘発増加の要因は、日本企業の製品と模倣品の見分けができる取締担当者の増加が挙げられます。これは、現在、日本の業界団体や(独)日本貿易振興機構等が、中国の工商行政管理局や質量技術監督局、税関等の取締担当官を対象として真贋判定に関するセミナーを頻繁に実施しており、こうした日本の努力による成果も影響していると考えられ、今後も、真贋判定セミナーなどの活動を継続的に行っていくことが重要です。

表 20 行政機関による自主摘発件数(2007 年度)

行政機関が自主的に摘発した件数	223 件 (289 件)
1 社あたりの摘発件数	16 件 (12 件)

(資料) 経済産業省調べ (2009 年 1 月)
(注 1) ( ) 内の数字は、2006 年の件数
(注 2) 2007 年は 14 社 (回答企業総数 61 社)、2006 年は 24 社 (回答企業総数 139 社) が自主的な摘発があったと回答

(行政罰の内容)

中国における行政罰としては、主に違法物品の没収、違法行為 (製造販売行為) の停止や過料 (罰金) 処分が行われています。中でも違法物品の没収が最も多く、罰金刑や製造販売行為の停止処置がそれに続いています(**表 21**)。また、近年、違法所得や製造設備の没収等の処分も増加傾向にあり、こうした処罰がなされた場合、模倣品業者は模倣品の生産を継続することができなくなるため、摘発後の模倣品流通に大きな影響を及ぼします。企業においても、違法所得や製造設備の没収等を狙った効果的な権利執行を行っていくことが求められます。

一方で、こうした知的財産を重視する中国の方針に基づく厳罰化の方向に反する三不政策の動向を注視していく必要があります。

表 21 行政罰の内訳(2007 年度)

行政罰の内容	処分件数
違法物品の没収	857 件
過料 (罰金) 処分	393 件
違法行為 (製造販売行為) の停止	325 件
違法所得の没収	181 件
製造設備の没収	55 件
営業許可証の取消し	0 件
その他	11 件

(資料) 経済産業省調べ (2009 年 1 月)
(注) 1 つの摘発案件に対し、複数の処罰が課されることがあり、処罰の内容ごとに 1 件として計上。(有効回答企業数 33 社)

(2) 中国政府における取組

① 中国政府の模倣品・海賊版対策の動向

(政策の動向)

中国政府は知的財産権保護を重視し、模倣品・海賊版対策の強化を行っています。

2006 年 3 月に策定された第 11 次 5 ヶ年規画 (計画) において、「自主創新」を重点テーマの一つとして掲げ、独自の知的財産権やブランドをもった国際競争力のある企業の育成を主要目標の一つとしています。この方針に基づき、2008 年 6 月、知的財産権の創造・活用や、関連する人材育成等を盛り込んだ総合的な知的財産戦略である「国家知的財産権戦略綱要」を発表しています。この戦略では、イノベーション型国家の構築等を目指して、5 年以内に知的財産侵害行為を減少させ、2020 年には、知的財産の創造、活用の水準が比較的高い国となるための整備等が掲げられています。当該戦略は、2002 年に日本が策定した「知的財産戦略大綱」に相当するものであり、今後は、中国における知的財産を重視する政策が一層加速することが予想され、我が国の産業界においても、中国政府による同戦略の着実な実行が期待されています[30]。

国家知的財産権戦略綱要(2008 年 6 月)の概要

- 知的財産権の創造・活用・保護・管理の能力の向上
- イノベーション型国家の構築

目 標

【5 年以内】知的財産保護の状況が明らかに改善
- 世界トップクラスの権利付与
- 侵害行為が減少
- 権利擁護コストが低下

【2020 年まで】知的財産権の創造・活用・保護・管理の水準が比較的高い国へと整備

重点戦略

① 法律・法規・法執行・管理体制の整備
② 知的財産権の創造と活用の促進
③ 知的財産権の保護強化
④ 権利の濫用防止
⑤ 知的財産文化の育成

権利別方針

特許、商標、著作権、営業秘密、植物新品種、地理的表示・遺伝資源等の特定領域の知的財産権、国防関係知的財産権に関する法制度の整備や取締り等の方針を明示

戦略的措置

① 技術開発による知的財産権の創造力向上
② 大学から企業への移転・活用の奨励
③ 法整備の加速
④ 知財専門法廷設置、刑事救済等の法執行水準の向上
⑤ 知的財産部門の拡充等行政管理の強化
⑥ 仲介機関 (企業) の強化
⑦ 人材育成
⑧ 知的財産重視の文化の醸成・教育での啓発
⑨ 対外交流・協力の拡大

[30] (出所) IIPPF ホームページ「第 6 回知的財産保護官民合同訪中代表団 (ハイレベル) 結果概要」

さらに、2009 年 3 月、温家宝国務院総理による中国全国人民代表大会への政府活動報告において、中国三大戦略の一つとして知的財産戦略が取り上げられました。

中国の実行面における計画は、日本の知的財産推進計画の知的財産権保護に相当する「知的財産権保護行動計画」を毎年作成しており、本年は、2009 年 3 月に「2009 年中国知的財産権保護行動計画」を発表し、2009 年における中国の知的財産保護活動を、総合的かつ系統的に示した指針となるもので、9 分野、合計 170 の具体的な措置が盛り込まれています。

2009 年中国知的財産権保護行動計画における
模倣品・海賊版対策の概要

① 立法計画：商標法・著作権法の改正加速、特許法実施条例の改正、税関での知財保護強化、営業秘密の保護強化、商標侵害・特許侵害・独占禁止法に関する司法対応の強化等
② 法執行計画：特許侵害、偽ブランド、漫画及びインターネット上の著作権侵害、企業のソフトウェアの正規版化等を重点対象に設定等
③ 審判業務計画：知的財産専門法廷の設置や特許・商標の授権・使用権確認プロセスの簡略化の検討の推進等
④ 体制構築計画：戦略推進実施部門間、各法執行機関間、官民間の連携強化、営業秘密侵害の移送強化等
⑤ 宣伝計画：若年者を含む著作権侵害問題の啓発、「中国商標戦略発展報告」の公布、知財保護白書や知財事件審判年度報告等の各種報告の作成等
⑥ 育成教育計画：法執行・司法要員の育成、学校での知的財産教育の取組推進、著作権に関わる官民関係者への教育訓練推進、知財関連弁護士の組織化推進及び育成訓練の実施等
⑦ 国際交流・協力計画：商標、営業秘密、著作権、税関業務等に関し、日本の知的財産保護官民合同訪中代表団を含む各国、国際機関との対話・協力等の推進。
⑧ 企業の知的財産保護計画：国内外での展示会での知的財産保護、外国企業への技術流出対策の強化等
⑨ 権利者に対するサービス提供計画：悪意ある商標登録に対する対応強化、著作権管理監督プラットフォームの技術的優位の確保、知的財産分野における法的サービスの強化等

（制度整備）

2008 年 12 月、我が国の特許法、意匠法等に相当する専利法の第三次改正法が成立しました（2009 年 10 月施行）。当該法改正では、権利侵害関係について行政処罰等の強化がなされています。

第３次改正中国専利法の権利侵害対策関係概要

⑴　意匠制度
■意匠権の行使範囲に「販売の申し出」が追加
　権利者の許諾を得ずに第三者が展示会等で意匠権がある製品を展示する行為も権利侵害とする。
■意匠制度への評価報告制度の導入
　意匠権侵害時に、裁判所が権利者又は利害関係人に対し、行政機関が作成した権利評価報告を提出させ審理で使用する。

⑵　権利行使（エンフォースメント）
■権利侵害に係る賠償金額の算定
　賠償金額の算定手順を明定。また、法定賠償額を導入し、司法解釈で規定されていた５千元以上 30 万元以下の範囲を１万元以上 100 万元以下の範囲に引上げ。
■行政処罰の強化
　特許虚偽表示の罰金額を違法所得の３倍以下から４倍以下、又は、違法所得がない場合は５ 万元以下から20万元以下に引上げ。
■行政執行権限の法定化
　特許事務管理部門が特許虚偽表示行為取締の際に有する権限（当事者への尋問、違法被擬行為の状況調査、違法被擬行為に関する資料の閲覧・複製）を明文化。

商標制度関係では、2009 年 4 月、中国国家工商行政管理総局は、著名な商標の認定申請に関して、公衆の認知度等を認定要件に盛り込むこととしました。

また、中国海関総署は、税関における知的財産保護の強化を図るため、2009 年 2 月に「知的財産権保護税関保護条例実施弁法」を改正し、職権による調査権限や侵害品の輸出入者の公安当局への移送等を強化しました(2009 年 7 月施行)。2008 年 4 月にも、対象業者の拡充や知的財産侵害物品の輸出入で数度にわたって処分を受けた業者に対して、管理を厳重にすることを含む「改正税関企業分類管理弁法」を施行しています。

（司法関係）

司法関係では、2009 年 3 月、最高人民法院が侵害者に対する法的責任の厳格な適用や知的財産専門法廷の設置などを盛り込んだ「戦略綱要」の徹底実施に関する意見[31]を発表し、また、同年 4 月には、権利の保護によって国際金融危機の克服や経済の安定的発展に寄与することを目指して、各高級人民法院に対して、知財審判の独特な役割を果たすよう求める意見[32]を発出するなど、知的財産に関する司法救済の強化が積極的に図られています。

2008 年 2 月、中国最高人民法院において、類似商号・商標を自社名として登録・使用する、いわゆる「傍名牌」行為を審理において厳しく判断する旨の規定[33]が公布されたほか、2009 年 4 月には、「著名な商標」の訴訟に関して極めて有名な商標における立証責任の軽減措置等を盛り込んだ司法解釈[34]を発表しています。

また、北京などで知的財産案件を専門に扱う法廷

31 「国家知的財産戦略の徹底実施における若干問題に関する意見」
32 「現下の経済情勢で大局的な観点から知的財産権の審判を推進するための若干問題に関する意見」
33 「登録商標、企業名称が先行権利と衝突する民事紛糾案件の審理に係る若干の問題に関する規定」
34 「馳名商標の保護をめぐる民間紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」

を試行的に設置する取組が始められており、「戦略綱要」における専門法廷の設置の明記や2008年11月の北京市高級人民法院（裁判所）の知的財産権上訴法院設立の検討の発表のほか、国家知的財産戦略の徹底実施に関する意見において、専門法廷や知的財産権上訴法院の設立の検討を盛り込むなど、中国における知的財産裁判所の設置の動きが加速しています。こうした状況の中、2009年3月、経済産業省及び(独)日本貿易振興機構の招請に応じて、北京市高級人民法院等の訪問団が来日し、特許庁や知的財産高等裁判所、我が国産業界と意見交換を行いました。日本の企業も、商標や意匠に関する訴訟や今後増加すると考えられる特許訴訟の観点から、中国における知的財産専門法廷の設置など司法救済の強化について高い関心を持っています。

（法執行及び刑事救済の動向）

中国における知的財産権侵害に対する取締り件数は増加傾向にあり、特に税関での取締り件数が急増しています(**表 22**)。また、刑事救済では、2008年、警察が製品品質法違反を含む1,455件の知的財産権犯罪行為を摘発し、3,326件の知的財産に関する刑事事件が結審しました[35]。

また、中国国家版権局はインターネット上の著作権侵害対策、特に動画に関する対策強化を打ち出しており、公安部（警察）との連携を強化し、情報共有・摘発を強化しています。

表 22 中国における行政機関による取締り状況(2008年)

	件数	前年比
国家工商行政管理総局関係	47,045件	+11%
海関総署（税関）関係	11,135件	+336%
国家知識産権局関係	59件	+84%
国家版権局・公安・工業信息化部（インターネット上の著作権侵害）	453件	－
国家版権局（商用ソフトの不正使用）	(逮捕者) 570人	－
国家質量監督検験検疫総局関係	（データ未公表）	－

（資料）国家知識産権局「2008年中国知的財産権保護状況」ほか各政府機関発行の統計資料を基に作成
（注1）工商行政管理総局は、商標権侵害事案のみ計上
（注2）知識産権局は、特許なりすまし行為件数を計上
（注3）国家版権局・公安・工業信息化部の数字については、2008年6月～9月に行われた摘発キャンペーンの数字。

（その他の活動）

国民からの知的財産保護に関する通報・相談に関する体制整備については、中国商務部の知的財産権通報センター、中国国家版権局の反海賊版通報センターなどによる取組が行われていますが、新たに、中国国家知識産権局においても、全国知的財産権保護支援センターを設置する取組が始まりました。当該センターはこれまでに50か所近く設置されており、今後も増設される見込みです。

また、展示会や博覧会、交易会に模倣品が出品されることも多く、模倣品が中国国内や海外に販売されるルートの一つとなっています。こうした問題に対応するため、2006年3月に施行された「展示会における知的財産権保護弁法」に基づき、展示会主催者による展示物の事前審査や展示会内での権利者向けサービスデスクの設置などの取組が行われており、北京市等でも同種の法令[36]を定める等の動きが進展しています。また、主催者が出展者に知的財産保護承諾書への同意を求め、また、規約を遵守しない企業に対して出展資格を剥奪したり、展示会主催者に対するシンポジウムを開催する等の取組も行われています。

② 我が国企業の知的財産保護が関わる課題

このように中国では、知的財産を保護する様々な取組が実施されていますが、我が国企業の知的財産保護の観点から、制度や運用面の改善、現場での取締強化について、さらに強化が求められる課題があります。例えば、形態模倣規制の導入、インターネット上の知的財産侵害対策の強化、全国レベルでの判断の統一や確実な法執行、巧妙化する手口に対する取締り強化などがあります[37]。そのほかにも、不正な商標出願への更なる対応強化、刑事移送の促進や再犯対策の強化、2009年1月WTOで中国の協定違反とされた税関における没収品の廃棄に関する制度・運用の改善、展示会（見本市）での知的財産保護の徹底[38]、取締要請後の処理状況の権利者への提供の徹底[39]等の課題があります。

こうした課題の解決に向けて、官民連携を強化し、積極的に中国の政府機関へ働きかけていく必要がありますが、その一環として、日本と中国の知的財産分野における交流及び協力を強化することを目的に、2009年6月に日中ハイレベル経済対話の機会を捉え、二階経済産業大臣と中国陳徳銘商務部長との間で知財ワーキング・グループ設置に関する覚書を取り交わしました。このワーキング・グループでは知財関連の制度整備から執行・運用面まで幅広く意見

[35] （出典）国家知識産権局「2008年中国知的財産保護状況」

[36] 北京市が2008年3月、浙江省義烏市が2008年10月に施行。

[37] IIPPFホームページ「第6回知的財産保護官民合同訪中代表団（ハイレベル）結果概要」

[38] 展示会知的財産保護弁法の規制に基づく措置を遵守していない展示会主催者は少なくないとの指摘がある。

[39] (独)日本貿易振興機構の調査会社や民間企業への聞取り調査によると、取締実施件数のうち処罰結果が把握できた案件は4割弱程度。

交換を行うこととしており、日中の知財分野での協力が一層促進され、中国における知財保護のための環境整備が大きく進展することが期待されます。

また、国内で活動する産業界組織と現地での被害情報や対策に関する知見を蓄積している IPG 等との連携による情報の共有を強化することも重要です。

２．中国以外の国・地域

（1）東南アジア

東南アジアにおける日本企業の模倣品の製造、経由被害率は、タイなどを除き、減少傾向が見られ、また、アジアにおける物流の一大拠点であるシンガポールにおいても、2002 年以降、模倣品・海賊版の摘発件数は減少傾向にあり、東南アジアにおける模倣被害については一部改善の兆しが見られます。

日本にとって、東南アジア諸国連合（ASEAN）は、中国、米国に次ぐ第３位の貿易相手であり、年々、貿易額が増加するなど、日本と ASEAN との経済関係はより深まっています。そのような状況下において、日本と ASEAN との間では、2008 年、日・ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定が発効（2009 年 6 月時点では、カンボジア、インドネシア及びフィリピンは未発効）、知的財産の保護及び権利行使に関する情報交換を促進することや、知的財産に関する特別小委員会の設置などが規定されています。

（タイ）

タイにおける日本企業の模倣被害は、東南アジア諸国の中で一番多いものと認識されています(以降、マレーシア、インドネシアと続く）[40]。タイでの主な模倣品の被害は、自動車部品、二輪車部品、医薬品等の分野で生じています。その多くが中国からの輸入であると見られる一方で、タイにおいて製造された自動車部品の模倣品がタイ国内で多く流通し、更にはシンガポール、マレーシア、インドネシア等にも輸出されています。タイにおける模倣品・海賊版の流出状況に対しては、米国も懸念を示しており、2007 年から、タイは、米国の包括通商法スペシャル 301 条の優先監視国とされています。これに対し、タイでは 2008 年 12 月のアピシット政権発足以降、更なる知的財産保護の強化に向け、政府を挙げて積極的に推進しているところです。

日本とタイとの間では、2007 年、経済連携協定が発効し、タイ国内における水際措置の強化や、刑事手続、罰則対象の権利の拡大が図られています。また、2007 年 1 月に発表された経済産業省と米国商務省の日米共同イニシアティブや同年 6 月に発出された「知的財産権の保護と執行に関する日・EU 行動計画」に基づいて、タイを中心とする東南アジアにおける模倣品・海賊版対策に関する日米欧の官民の情報交換促進や連携強化を目指すため、2008 年 4 月に第 1 回日米欧官民合同会合を開催しました。

（インドネシア）

インドネシアにおける日本企業の模倣被害率は 9.4%となっており、東南アジアの中では、タイの 13.7%、マレーシアの 9.5%に次ぐ被害率となっています。インドネシアにおける主な模倣品としては、自動車部品、二輪車部品、靴、衣類、日用品などが挙げられます。インドネシアにおける自動車部品の模倣品は、主に、中国とタイから、ほぼ同じ割合で輸入されています。一方、オートバイ、電気製品などの模倣品は、大部分が中国から輸入されていると見られています。模倣品は、海路でインドネシアに入り、こうした模倣品の約半数が、香港やシンガポールを経由していると指摘されています。また、インドネシアは、中東諸国との関係が緊密であることから、台湾、中国、香港に拠点を置くシンジケートが Free Trade Zone(FTZ)を悪用して中東諸国向け模倣品を製造しているとの指摘もなされています。

日本とインドネシアとの間には、2008 年、経済連携協定が発効し、水際措置の強化、刑事罰対象権利の拡大などエンフォースメントの強化が図られています。

（マレーシア）

マレーシアにおける日本企業の模倣被害率は、前年比で１％以上増加し、9.5%とタイに次ぐ被害率となっています。

マレーシアで代表的な模倣品被害としては電子・電気機器や自動車部品、インクカートリッジが挙げられます[41]。また、中国を原産国とする模倣品が中

[40] 特許庁「2008 年度模倣被害報告書」

[41] なお、2007 年、電子・電気機器、自動車部品や衣服、革製品など 1,538 件 5,394 万リンギット相当の商標侵害品が国内で押収されて

東、ヨーロッパへ輸出される際、マレーシアの FTZ が一大中継地となっており、シンジケートの関与も指摘されています。

日本とマレーシアとの間には、2006 年、経済連携協定が発効していますが、この実施状況のフォローアップの一環として、知的財産権の技術的な問題を専門的に解決すべく、第 1 回知的財産に関する小委員会が 2008 年 1 月に開催され、日本側から経済連携協定の知的財産章に規定されている内容の執行状況の確認や改善要求を行いました。さらに、この結果を受け、日本政府等の協力のもと、マレーシアで模倣被害を受けている日系企業等とマレーシア税関によるセミナーが 2008 年 4 月に開催されました。

(2) 中東

中東、特にアラブ首長国連邦は、中国、韓国、台湾に次いで模倣品の経由地として、日本企業の被害が多発しており、近年、その被害は増加傾向にあるとみられています[42]。特に中東地域の一大物流中継拠点で世界第 8 位のコンテナ取扱量を誇るドバイが、サウジアラビア等の中近東の近隣諸国にとどまらず、アフリカ、中南米、欧州、ロシア等への模倣品の経由地となっています。ドバイに流入・流通している模倣品は、一部近隣の中東諸国からのものもありますが、中国で製造販売されたとみられる模倣品が多数を占めていると指摘されています。

ドバイは、その自由貿易地域及び自由港を中継する商品流通量の多さに加え、貿易の自由化の促進により模倣品の市場流通が容易であることから、模倣品に対する脆弱性が指摘されており、このため監督機関の役割と責任範囲の一層の明確化が必要であるとの指摘もあります。ドバイに持ち込まれる模倣品には、自動車部品、腕時計、ハンドバッグやサングラスなどの服飾品、医薬品、コンピュータソフトウェアなどがありますが、特に模倣医薬品は重大な問題となっており、2007 年に欧州において押収された模倣医薬品のうち、3 分の 1 はアラブ首長国連邦経由で持ち込まれているという報告がなされています。また、アラブ首長国連邦における模倣品被害の形態としては、流入した完成品が消費地に再輸出される形態だけでなく、半製品で流入した後、ラベルの貼付、パッケージの変更を行い、模倣品を完成させて消費地に出荷する形態も横行しているとの報告もあります。

こうした事情から、中東地域は国際的な注目を集めており、2008 年 2 月には、世界税関機構（WCO）の主催で第 4 回世界模倣品・海賊版撲滅会議がドバイで開催されたほか、フランスがアラブ首長国連邦と知的財産の協力に関する覚書に署名するとともに、中東地域を担当する知財アタッシェを配置するなどの動きがあります。また、ドバイに拠点をおく欧米系業界団体（Brand Owners Protection Group）は、アラブ首長国連邦を、アジアから欧州への模倣品流通の最大の中継地点のひとつとして位置づけ、特にドバイの自由貿易地域がこうした貨物の中継に関与していると指摘し、2006 年 5 月、アラブ首長国連邦に対し、模倣品問題に取り組む統合された連邦機関の創設を求める提言を行いました。さらに同団体は、2008 年、アラブ首長国連邦経済省と知的財産権保護に関する覚書を締結しました。

アラブ首長国連邦でも、模倣品被害に対応するため、警察や各種行政機関による積極的な摘発などの取組が行われています。具体的には、ドバイ税関では、2007 年に模倣品の取扱いが疑われた国内企業や自由貿易地域企業に対する摘発を 40 件実施し、2000 万ディルハム相当の模倣品が押収され、また、2008 年には、模倣品対策のために約 1000 人の検査官を雇用したとの報告があります。さらに、ドバイ税関における、商標侵害が認められる模倣品の押収件数は、2008 年第一四半期には 47 件でしたが、2009 年同期においては 64 件（39%増）に達しています（もっとも、押収された品目と価格の違いにより、押収額は減少しています）。

以上のように、東アジアから運び込まれた模倣品が中東諸国だけでなく、アフリカ諸国や欧州に拡散する際の中継地となるアラブ首長国連邦や、模倣品の消費地の一つである隣国サウジアラビア[43]における模倣品対策は極めて重要です。

このような背景の下、2009 年 1 月、国際知的財産保護フォーラム加盟の業界団体・企業と経済産業省、財務省、（独）日本貿易振興機構の官民合同で知的財産保護に係る訪問団をサウジアラビア及びアラブ首長国連邦に派遣しました。日本企業による真贋判定セミナーを開催するとともに、サウジアラビアの商工業省及び税関、アラブ首長国連邦政府の経済省、ドバイ首長国の経済開発局・警察・税関等を訪問し、模倣品・海賊版の摘発強化、情報開示等について意見交換を行いました。

いる（出所：マレーシア国内取引消費者行政省資料）

[42] 特許庁「2008 年度模倣被害調査報告書」

[43] 2007 年、192 万リアルに相当する模倣品・海賊版を税関が差止。国内でも文房具、化粧品や電気製品、自動車部品、ベアリング（偽造ラベル含む）、海賊版 CD(228 万リアル相当)等が押収されている（出所：サウジ商工省「知的財産権年次報告書 2008」）

（3）インド

10 億人を超える人口を抱え、年率 8～9%で急激な経済成長を遂げるインドは、自動車や電子機器等を中心に大きな市場となりつつあります。さらに従来の米欧との貿易のみならず、中国からの輸入拡大やシンガポール、タイとの自由貿易協定等の締結によって中国、東南アジア諸国との貿易の緊密化も進んでおり、インドも東アジア大に広がる生産・販売ネットワークに組み込まれつつあります。

インドにおける日本の存在は、中国や東南アジア諸国に比べて小さい[44]ものの、日本企業にとってインド市場の魅力は年々高まっており、進出企業数は増加の一途を辿っており、2007 年 1 月から政府間において日印経済連携協定（EPA）交渉など経済連携を深化させるための取組も行われています。

こうした多国間貿易の拡大や日本ブランドの浸透により、今後、インドにおける日本企業の模倣品被害が大きくなる可能性もあります。現在、インドにおける模倣品の製造や販売流通による日本企業の被害は、日本企業全体の約 5%で[45]、インド国内において模倣品の製造が行われているケースもありますが、こうした被害の大半は中国、台湾、バングラディッシュなどから輸入される模倣品となっています。流通している主な模倣品は、繊維、日用品、エレクトロニクス、自動車部品、医薬品などが報告されており、インドから模倣医薬品が世界に供給されているとの指摘もあります。さらに、インド国内で流通している模倣品・海賊版（中国から流入した模倣品も含む）がネパール等の周辺国にも拡散しています。

こうした中、インドでは、知的財産侵害物品を効率的に差止めるため、2007 年 10 月に各税関に知的財産侵害品に対する取締を行う「IPR Cell」と呼ばれる部署を新設するなど、模倣品の国内流入防止に向けた制度の整備を行っています。また、州警察本部には、知的財産権を専門に取り扱う分室が設置され、さらには、国立行政学校において知的財産権に関する教育を行政官に対して行っています。

また、インドは成長産業としてのソフトウェアや映画等のコンテンツを重視していることから、海賊版対策に力を入れており、インド警察は 2005 年に 2000 年比で約 3 倍の 7,000 件近い海賊版を摘発しています。

（4）中南米

日本企業の中南米における模倣品被害は、欧米企業と比較すれば、それほど深刻となっていないものの、近年は中国や東南アジアなどで製造されたと見られる模倣品が、広く中南米でも流通し始めています。このため、域内の大きな消費市場であるブラジルやメキシコにおける模倣品被害は決して小さくありません。こうした模倣品は直接消費地に流入するものもありますが、パナマのコロン、チリのイキケ等の FTZ を中継地して流入していると見られます。

これらの FTZ では、税関職員数に対して輸出入品が膨大であるため、十分な検査が行き届かず、模倣品の流入を許しているとの指摘もあります。

こうした状況の中、INTERPOL と南米各国の警察・税関、民間企業が協力して模倣品・海賊版取締りを行う Jupiter 作戦が行われています。2007 年に行われた Jupiter—Ⅲには、アルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイ、ウルグアイの警察・税関が参加し、アルゼンチンでは DVD や衣類のブランド品、ブラジルでは農薬、タバコ、タイヤ、電子機器、時計、チリでは衣類のブランド品、書籍、酒類が、パラグアイでは DVD、薬品、ウルグアイでは衣類やコンピュータなど、様々な模倣品を混載したコンテナが押収されています。

日本は中南米において、メキシコ、チリと経済連携協定を締結しており、メキシコに対しては、経済連携協定に基づくビジネス環境整備委員会において、知的財産権のエンフォースメント強化を要請しています。また、ブラジルでは、第 2 章に記載したように、2008 年、現地在外公館や(独)日本貿易振興機構等の支援の下、現地日系企業の業種横断的な知的財産保護活動である中南米 IPG が設立され活動を開始しています。2009 年 2 月には、第 1 回日伯貿易投資促進合同委員会が開催され、模倣品・海賊版対策について、日・ブラジル間での協力を継続していくことで一致しています。

---

[44] 2007 年版通商白書（インドの国別輸入額：中国 100 億ドル・NIEs108 億ドル、ASEAN4 国 67 億ドルに対し日本は 35 億ドル、国別輸出額中国 66 億ドル・NIEs120 億ドル・ASEAN4 国 40 億ドルに対し日本は 24 億ドル:2005 年時点）

[45] 特許庁「2008 年度模倣被害調査報告書」

３．米欧の動向

（1）米国

米国通商代表部（USTR）は、毎年、知的財産権の保護とエンフォースメントの状況をレビューするスペシャル 301 条の報告書[46]を発表しています。2009 年 4 月に発表された当該報告書では、韓国と台湾とが監視国リストから外れたことや、後述する中国との WTO の紛争処理における肯定的な結果が前向きな成果として強調される一方で、中国やロシアに対して、引き続き重大な懸念が示されるとともに、アルジェリア、カナダ、インドネシアといった国や、インターネット上の海賊版に対する懸念が増大していることが示されています。

スペシャル 301 条に基づく優先監視国

2008 年優先監視国	2009年優先監視国
中国 ロシア アルゼンチン チリ インド イスラエル パキスタン タイ ヴェネズエラ	中国 ロシア アルジェリア アルゼンチン カナダ チリ インド インドネシア イスラエル パキスタン タイ ヴェネズエラ

（出所）米国通商代表部（USTR）
（注）中国は、パラグアイとともに 306 条対象国にも挙げられている。

2008 年、米国では、税関における知的財産権侵害物品の押収金額、押収件数ともに、前年と比較して大幅に増加しました。押収金額は、前年比 38.6%増の 2.72 億ドル、押収件数は前年比 9.7%増の 14,992 点に達しています。米国における知的財産権侵害物品の最大貿易相手国は中国であり、金額ベースでみると 2.21 億ドルに達し、全体の 81%をも占めており、次いで、インド、香港が続いています。

製品別でみると、靴類が最大の押収物品であり、バック類、医薬品、衣類、家電と続いています。靴類については 96%が中国からのものであり、医薬品については 99%がインドからのものです。また、安全面にリスクのある物品（医薬品、サングラス、香水、たばこ、電池、電子部品等）に関しての統計も公表されており、押収金額も、前年比 124%増の 2,780 万ドルに達しています。

このように、依然として、模倣品・海賊版被害が深刻な状況であるなか、米国においては、2007 年末から議論されてきた、包括的な模倣品・海賊版対策法案、いわゆる PRO-IP 法案が 9 月末に米国上下両院を通過し、10 月に大統領の署名を経て成立しました。同法案は、模倣品・海賊版に係る民事・刑事規定の強化に加え、知的財産権のエンフォースメント強化のため知的財産執行調整官（IPEC）の設置が盛り込まれています。

模倣品・海賊版対策強化法案（PRO-IP 法案）の概要

1. 民事規定の強化
   - 商標権侵害に対する三倍賠償規定の強化、法定賠償額の引上げ
   - 著作権法に海賊版の輸出禁止を明文化
2. 刑事規定の強化
   - 重傷・死亡事故等をもたらす危険な模倣品の取引を厳罰化
   - 模倣品の輸出、積替禁止を明文化
3. 模倣品・海賊版に対する行政活動の調整及び戦略の策定
   - 知的財産執行調整官（IPEC）ポストを大統領府に設置
   - 同調整官が政府高官による知的財産執行諮問委員会を主催
   - 3 年ごとに模倣品・海賊版対策に関する戦略プランの策定及び年次報告の議会への提出
   - 米国国家知的財産権法執行調整会議（NIPLECC）の廃止
4. 司法省関連
   - 州政府に対するエンフォースメントのための助成金を規定
   - コンピュータ犯罪・知財セクション及びコンピュータハッキング・知財犯罪部門の強化
   - 知財犯罪に係る執行活動の年次報告の提出

米国は、中国との政府間の知的財産権に関する対話の場として、米中通商貿易合同委員会の下に知的財産権ワーキング・グループや、2006 年に設置された米中戦略経済対話などがあります。そして、2008 年 9 月には、第 19 回米中通商貿易合同委員会が開催され、知的財産権ワーキング・グループの定期開催に加えて、知的財産権やイノベーション等に関して共同作業を実施することや、著作権と商標の保護と執行に関する戦略的協力に係る２つの MOU を締結することで一致したことが発表されています。

また、米国は、中国に対して、知的財産権に関する事件に関する刑事罰の基準撤廃等を要請しており、2007 年 4 月に知的財産権保護に関する WTO 協議

[46] 知的財産権に関して米国通商法における対外制裁を定めたスペシャル 301 条に関し、優先監視すべき知的財産権保護の不十分な国等を USTR が公表する報告書。「優先国」に特定されると調査・相手国との協議が開始され、協議が不調の場合は対抗措置（制裁）への手続が進められる。現在、「優先国」対象国はなく、その次の「優先監視国」「監視国」及び「スペシャル 306 条監視国」の３カテゴリーのみ。「306 条監視国」となると、米国の貿易相手国として、米国との通商問題における改善措置や協定等の履行義務が USTR によって監視される。

要請を実施し、我が国やEUを含め多くの国が第三国として参加し、紛争処理が行われてきました。当該問題に関して、2009年1月、WTOの紛争処理委員会の最終報告書が公表され、刑事罰の基準については立証不十分として米国の主張が退けられましたが、税関で没収品された商標権侵害品を廃棄せず、商標除去後に再流通させる措置と発行が認められていない作品を著作権保護の対象外とする措置については、中国の協定違反が認定されました。

（2）欧州

EUでは、急増する知的財産侵害物品の差止、押収を受けて2004年の知的財産権の法執行を確保するためのEU指令[47]が成立して以来、この指令に対応する国内法整備[48]や2007年4月の欧州議会での知的財産の侵害に対する刑事罰指令の採択、2008年9月の包括的な反模倣品・海賊版計画に関する決議など模倣品・海賊版対策の強化を重ねています。

このような流れを受け、欧州委員会税制・関税同盟は2005年10月に策定した「模倣品・海賊版撲滅のための行動計画」に基づく対策を進め、2005年には、中国発貨物を重点的に検査した「FAKE」、2008年には、EU圏内に流入する模倣品を含めた違法な医薬品の摘発を行った「MEDI-FAKE」が実施されるなど、大規模な模倣品摘発作戦が実施されています。

しかしながら、押収物品の多様化やインターネットによる小口化などの新しい問題なども認められ、新たな問題への対応への要望から、2009年3月、新たに「2009-2012年知的財産権侵害撲滅のための行動計画」が策定されています。当該行動計画には、知的財産法制度の改正、権利者との協力、EUと第三国の税関協力の強化、エンフォースメントの国際協力の進展、公衆啓発、インターネット販売問題への対応などが挙げられています。

また、EUの税関で押収される物品の約60%は中国から持ち込まれたものであることから、EUは、知的財産保護に関して中国との協力を進めており、2009年1月には、EUと中国との税関協力を進めるための行動計画が策定されています。行動計画では、EUと中国間における模倣品流通経路の研究のワーキング・グループの設置、知的財産権リスク情報の交換、主要な港・空港間における協力、職員の相互派遣等が盛り込まれています。

---

47 知的財産権の法執行（エンフォースメント）に関する欧州議会および欧州理事会の指令

48 模倣品・海賊版対策法について、フランスは2007年10月に成立・施行、ドイツは2008年4月に成立

参考資料

（参考資料１）

模倣品・海賊版対策に係る政府の取組み

「知的財産戦略の進捗状況（知的財産推進計画2009参考資料）」（抜粋）

＜模倣品・海賊版対策＞

１．外国市場対策

（１）「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」

2005年7月のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉内閣総理大臣（当時）から模倣品・海賊版の拡散防止のための国際約束の必要性が提唱された。

2007年10月には、本条約の実現に向けて、知的財産権の保護に関心の高い国々と緊密に連携を図り、集中的な協議を開始することとなった旨、日米欧等より同時発表がなされ、2008年6月から条文案をベースとした交渉が開始、同年12月までに4回の協議が行われた。

2008年7月のG8北海道洞爺湖サミット首脳宣言において、本条約の実現に向けて交渉を加速化し同年末までの交渉完了を追求する旨記載がなされた。

2009年4月、本条約交渉における主要項目の概要が、我が国を含む交渉参加国により発表された。

（２）侵害発生国・地域への対策

①外交当局の体制の整備

2004年7月、外務省経済局に知的財産権侵害対策室が設置（2008年4月には知的財産室に発展的に改組された。）され、2005年3月には在外公館向けに知財権侵害対応マニュアルが作成されるとともに、すべての在外公館において知財担当官が指名された。

②官民合同ミッションの派遣

2002年以降定期的に、国際知的財産保護フォーラムと政府が合同で中国にミッションを派遣し、中国政府に模倣品・海賊版問題について法制度の整備及び取締りの強化を要請し、日中で対策強化に向けて協力していくことで一致した。また、2008年2月にインド、2009年1月にUAE、サウジアラビアに初めて官民合同ミッションを派遣し、各国政府に取締強化の要請等知的財産保護に係る問題について協議した。

③知的財産権の海外における侵害状況調査制度

2005年4月、外国政府の制度や運用上の問題により、我が国企業等の知財権が適切に保護されない場合に、必要に応じて政府間協議や国際的な枠組みによる解決を図る「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」が設けられた。

同月、同制度に基づき初の調査申立てがなされた。調査の結果を受け、2005年11月から、香港において我が国企業の商標が無断で第三者の商号の一部として不正登記された商号が適切に変更できるよう、香港の法制度の改善を求め、我が国と香港特別行政区政府との協議が続けられ、2008年4月、協議に沿った「会社法」改正方針案が同政府により公表された。

④コンテンツ海外流通促進マーク（ＣＪマーク）

コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の制定したコンテンツ海外流通マーク（CJマーク）は2008年4月時点で、台湾、香港、EU、日本、米国、韓国において商標登録済であり、中国は商標登録証の発行を待っている状態である。

CODAが主体となり海外の取締当局と連携した権利執行の成果として、中国、香港、台湾を対象に現地政府取締機関と共同で日本コンテンツの取締活動をしたところ、2005年1月から2009年3月までに537万枚の海賊版を押収した。

また、2008年2月、香港税関等との協力の下、「CJマーク」を無断使用している海賊版 DVD、CD 等について商標権侵害による摘発に初めて成功。業界団体が統一マークを用いて海賊版 DVD、CD 等を商標権侵害で摘発する世界初のケースとなった。

（３） 国際的な連携

①諸外国・地域との連携

２００４年６月、日・EU定期首脳協議において、「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアティブ」を策定し、同イニシアティブに基づき、日・EU間で情報・意見交換や中国における共同セミナーが実施された。

２００４年１１月、日中韓首脳会合において、知財権の保護に関し日中韓が協力を強化していくことで一致した。

２００５年３月、日仏首脳会談において、「日仏新パートナーシップ宣言」が発表され、アジアにおける模倣品・海賊版対策の推進が重要との認識で一致した。

２００５年５月、日・EU定期首脳協議において、アジアにおける模倣品・海賊版問題に対応するため、「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアティブ」を更に推進していくことで一致した。

２００６年４月、日・EU定期首脳協議において、模倣品・海賊版の拡散防止のための国際的な法的枠組み構想に関する対話等の模倣品・海賊版の分野を含む知財関連問題に関する緊密な対話を継続することで一致した。

２００６年３月に策定され、２００７年１月に改正された「日本国経済産業省と米国商務省との間の知的財産権の保護及び執行とその他のグローバルな課題への協力強化のための共同イニシアティブ」に基づき、第三国における在外公館等の知財専門家同士のネットワークの構築や知財保護に係る国際的な官民合同会議への共同参加が行われている。

２００７年４月、日中両国政府は共同プレス発表を行い、知財権分野における対話と協力を強化し、知財権の運用及び保護の水準を不断に高め、もって日中間の経済面での協力を円滑に発展させていくことで一致した。

２００７年４月、日米首脳会談において、両首脳は重要な経済問題に関する二国間及びグローバルな協力の一つとして、知財権の促進及び保護について協力を強化していくことを確認し、日米次官級経済対話等で、アジア・太平洋地域における模倣品・海賊版対策について意見交換を行った。

２００７年６月の日・EU定期首脳協議において、「知的財産権の保護及び執行に関する日・EU行動計画」を発出し、模倣品・海賊版対策、特許、著作権、税関協力等を含む広範な知財分野での協力強化をしていくことで一致し、第三国における政府間の情報共有の強化等の分野で協力実施を進めている。

２００７年１２月、「日中ハイレベル経済対話」（閣僚級）において、官民合同訪中ミッションに基づく協力深化、各種協力プロジェクト等について協議を行った。

２００８年４月、日・EU定期首脳協議の共同プレス声明において、「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」交渉加速を含む知財分野の協力を確認した。

２００８年５月、日中首脳会談において、知財に関する法制度整備や人材育成のための協力の進展、中国の地方における法執行強化に向けた議論の進展を歓迎し、この動きを拡大することで両国首脳が一致した。また、「『戦略的互恵関係』の包括的推進に関する日中共同声明」「日中両政府の交流と協力の強化に関する共同プレス発表」において、知財権保護の重要性の確認、協力の強化などが言及された。

２００８年１０月、日中経済パートナーシップ協議において、知財保護に係る執行の強化を中国側に申し入れた。

２００８年１１月、中国から初めてとなる知財関係部局による訪日団（実務レベル）が来日し、知財保護に関する協力の強化等について意見交換を行った。

②多国間の取組

ｉ）Ｇ８サミット

２００４年６月、シーアイランド・サミットの議長総括において、模倣品・海賊版対策の必要性がG8サミットの成果文書として初めて言及された。

２００５年７月、グレンイーグルズ・サミットにおいて、独立した文書として「より効果的な執行を通じた知的財産権海賊行為及び模倣行為の削減」（仮訳）が発出された。

２００６年７月、サンクトペテルブルク・サミットにおいて、独立した文書として「知的財産権の海賊行為及び模倣行為との闘い」（仮訳）が発出された。

２００７年６月、ハイリゲンダム・サミットにおいて、首脳宣言「世界経済における成長と責任」の中で模倣品・海賊版対策を含む知財保護の重要性が言及された。

２００８年７月、北海道洞爺湖サミットの首脳宣言「世界経済」の中で、模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の交渉加速化を含めた模倣品・海賊版対策の拡充、経済発展に資する効率的な知財制度への取組の必要性が言及された。

ⅱ）ＡＰＥＣ

2003年10月及び2004年11月、アジア太平洋経済協力（APEC）の首脳会議・閣僚会議における首脳宣言、閣僚共同声明において知財権の保護が盛り込まれた。

2005年6月、貿易担当大臣会合において、日米韓で共同提案した「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」が承認された。

2005年11月、首脳会議・閣僚会議において、同イニシアティブに列挙されている取組を具体化するための3つのガイドラインが作成された。

2006年6月、貿易担当大臣会合において、3つのガイドラインの更なる推進が奨励されるとともに、同イニシアティブに基づく2つの追加的なガイドラインに関する作業の継続につき一致した。

2006年11月、APEC首脳会議において、「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」に基づき、新たに2つのモデルガイドライン（公衆周知及びサプライチェーン）が承認された。

2007年9月、APEC首脳会議・首脳宣言において、APEC地域における知財権の保護及び執行の強化を継続することなどにつき一致した。また、閣僚会議・共同声明において、「知的財産権に関する能力構築ガイドライン」の策定がなされたことなどが歓迎された。

ⅲ）世界模倣品・海賊版撲滅会議

2004年から、世界税関機構（WCO）、国際刑事警察機構（インターポール）及び世界知的所有権機関（WIPO）の開催による「世界模倣品・海賊版撲滅会議」がこれまで4回開催されている。2005年11月の第2回会議においては、新たな国際条約に言及したリヨン宣言が発出された。また、2008年2月の第4回会議において、模倣品・海賊版問題に対する我が国の取組などについて外務省ハイレベルより紹介を行った。

③当局間の連携

2004年12月、日本と韓国との間で税関相互支援協定が締結された。

2006年4月、日本と中国の間で税関相互支援協定が締結された。

2007年4月、「日中韓3か国関税局長・長官会議」が初めて開催され、知的財産侵害物品の効果的な水際取締りの在り方等について議論がなされるとともに、当局間の連携協力体制を一層強化した。

2007年10月、「日中韓3か国関税局長・長官会議知的財産作業部会」が初めて開催され、情報交換の促進、啓発活動の強化、権利者との協力等を含むアクションプランがとりまとめられた。

2008年2月、日本と欧州共同体（EC）との間で税関相互支援協定が締結された。

2009年11月、「第2回日中韓3か国関税局長・長官会議知的財産作業部会長部会」を開催し、情報交換方法などの改善等について議論を行い、当局間の連携体制を強化した。

2009年5月、日本とロシアの間で税関相互支援協定が締結された。

（４）模倣品・海賊版対策の能力構築の支援

2003年8月、政府開発援助大綱が改定され、知財権の適切な保護への協力等を通じ、開発途上国の持続的成長を支援することが盛り込まれた。

2005年6月、「知的財産権保護協力・能力構築支援戦略」が策定された。

（５）模倣品・海賊版対策加速化パッケージ

2004年12月、海外における模倣品･海賊版対策を中心にこれを加速化する政府の行動計画が「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」として、知的財産戦略本部において決定された。

２．水際における取締り

（１）税関による取締り

①知財侵害物品の水際での取締実績

税関による知財侵害物品の水際での差止件数は近年急増しており、2008年は過去最高の件数となった。

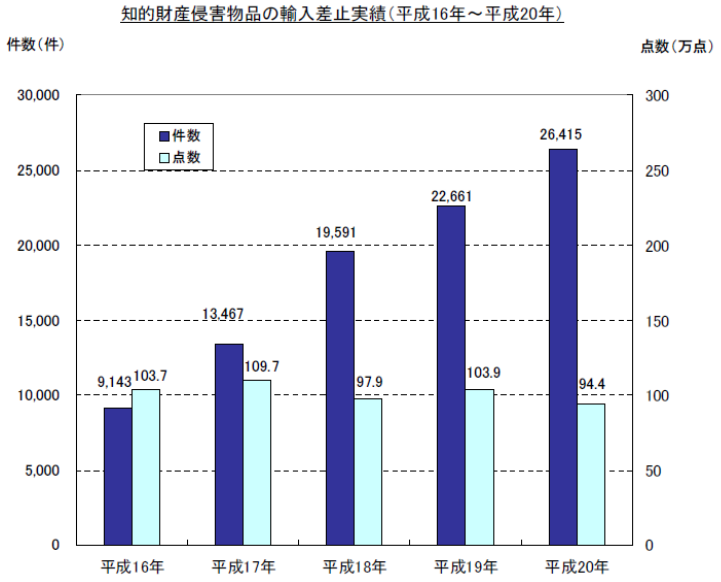

出所：「平成 20 年の税関による知的財産侵害物品の差止状況」財務省関税局

②輸入の取締り

ⅰ）輸入取締制度の改正

2003年4月、特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する物品が輸入差止申立制度の対象となり、特許庁への意見照会制度が導入されるとともに、育成者権を侵害する物品が輸入禁制品に追加された。

2005年4月、育成者権を侵害するおそれのある物品の認定手続における農林水産省への意見照会制度が導入された。

2006年7月、関連する通達が改正され、税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、その多寡にかかわらず、原則として認定手続を執ること等が明確化された。

ⅱ）輸入者名等の通知

2004年4月、認定手続の開始時に、権利者、輸入者双方にそれぞれの相手方の名称等を通知するとともに、輸出者の名称等及び税関に提出された書類等から判明する範囲内で生産者の名称等を権利者に通知する制度が導入された。

ⅲ）サンプル分解制度の導入

2005年4月、認定手続において、一定の要件の下、権利者からの申請により税関が当該物品の見本（サンプル）を権利者に提供し、検査させることができる制度が導入された。

ⅳ）不正競争防止法と水際措置のリンク

2006年3月、不正競争防止法で輸入が規制されている周知表示の混同を惹起する製品、著名表示を冒用する製品、形態模倣品が輸入禁制品に追加されるとともに、経済産業省への意見照会制度が導入された。

③輸出の取締り

2006年6月、育成者権侵害物品の輸出取締制度が導入された。

2007年1月、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を侵害する物品及び形態模倣品等不正競争防止法違反物品の輸出取締制度が導入された。

2007年7月、著作権等を侵害する行為によって作成された物を情を知って業として「輸出」又は「輸出の目的をもって所持」する行為について、著作権等を侵害する行為とみなすとともに、著作権又は著作隣接権を侵害する物品の輸出取締制度が導入された。

④通過の取締り

2008年6月、一時的に知的財産侵害物品を保税地域に搬入した場合についても税関が取締りを実施することが可能となる制度が導入された。

⑤個人輸入・個人所持の禁止等に関する検討

2003年度から2007年度にかけて、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止を含む抑止策について、関税・外国為替等審議会、文化審議会、産業構造審議会、輸出入取引審議会などにおいて議論がなされ、既存の知財法体系全体のバランスや私的領域への立ち入り等を考慮し慎重な対応が必要との意見、個人使用目的を仮装した輸入の取締りを強化していく必要があるという見解などが示された。

（２）税関の体制

①法律的・技術的専門性を伴った侵害判断の実施体制整備

2006年4月、法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行うため、差止申立ての際及び認定手続の際に、税関が必要に応じ知財に関し学識経験を有する者を事案ごとに専門委員として委嘱して意見を聴く制度（専門委員制度）が導入された。

2006年7月、関連する通達の改正により、輸入又は輸出差止申立ての受付時にその内容を公表し利害関係者から意見を聴取し、利害関係者から意見が出された場合には専門委員の意見を聴くことが明確化された。

2007年7月、専門委員制度の運用の透明性向上を図るため、同制度の運用指針が策定された。

②水際取締りに関する手続の利便性向上

2007年6月から、一定期間内に輸入者から何ら意思が表示されない場合に、速やかに知的財産侵害物品を没収・廃棄できる仕組みが導入され、認定手続が簡素化された。また、認定手続において一定条件の下、画像送信により意見提出を行うことができる制度（画像送信制度）を導入した。

2008年4月、いずれかの税関が差止申立書を受理した場合、すべての税関で受理したこととして取扱うことを可能とする制度が導入され、差止申立手続が簡素化された。

2009年4月、画像送信制度の条件を緩和し、手続の利便性の向上を図った。

３．国内における取締り

①警察による取締り

知財権侵害事犯による検挙事件数は近年増加し、その後緩やかな減少傾向にあるものの、依然として高水準で推移している。警視庁等が模倣品の鑑定能力を有する商標権侵害品真贋予備鑑定捜査員制度を導入している。

最近１０年間における知的財産権侵害事犯の検挙状況

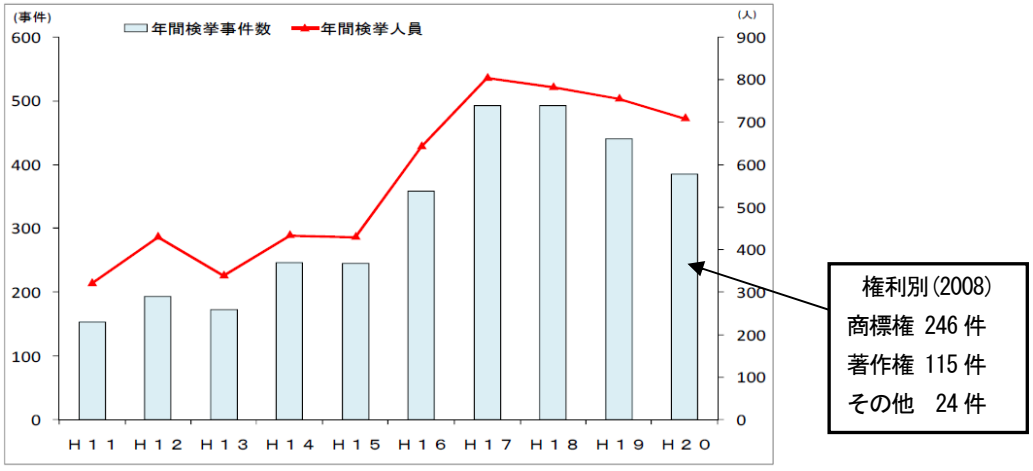

出所：警察庁ホームページ「偽ブランド品・海賊版の根絶に向けて！！」

②育成者権侵害対策（品種保護Ｇメン）

2005年4月、種苗法の登録品種の海賊版の真贋判定等の専門知識を有する「品種保護Gメン」が、種苗管理センターの2ヶ所に4名配置された。2008年4月現在、品種保護Gメンは6ヶ所、16名体制に増員されている。

2006年4月に、品種保護対策課が種苗管理センターに設置された。

③映画盗撮防止法の施行

2007年5月、映画の盗撮によって映画産業に多大な被害が発生していることにかんがみ、映画館等において上映中の映画について権利者の許諾を得ずに録画、録音することを禁止する「映画の盗撮の防止に関する法律」が成立し、8月30日に施行された。

④不正競争防止法の改正

2005年11月、改正不正競争防止法が施行され、著名表示の冒用行為及び商品形態模倣行為に対し刑事罰が適用されることとなった。

4．インターネット上の対策

（1）インターネットオークション対策

①特定商取引法の運用強化

2006年2月、「電子商取引等に関する準則」（2007年3月に「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」に名称変更）を改定・公表し、特定商取引法の適用対象となる「販売業者」の判断基準を明確にした。

2006年7月、特定商取引法に基づく表示義務に違反した者に係るIDを経済産業省のホームページ上において公表することを開始した。

②プロバイダ責任制限法の運用強化

2007年2月、有識者、電気通信事業者団体、権利者等からなる「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」において、「プロバイダ責任制限法発信者情報開示ガイドライン」が策定された。

③オークション事業者による自主的取組

2005年7月、オークション事業者大手3社により知財権侵害品の排除を目的とした自主ガイドラインが策定された。これに沿って出品者の本人確認や模倣品・海賊版の出品停止措置などの取組が行われており、2005年8月以降、主要オークションサイト上の有名ブランド品の模倣品汚染率が大幅に低下した。

④権利者・オークション事業者間の協力

2005年12月、権利者とオークション事業者により「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」が設立され、官民協力の下、知的財産侵害品の流通を防止するための情報交換や対策の検討が行われた。2006年から毎年、同協議会により官民が連携して採るべき対策を提言した報告書が取りまとめられている。

2009年4月、同協議会による2008年度活動報告が取りまとめられ、公表された。その中において、同協議会による取組に係る効果検証を通じ、オークションサイトにおける商標権侵害品・著作権侵害品の出品率が示されており、「分かりやすい知的財産権侵害品」については1．23%程度、「分かりにくい知的財産権侵害品」については0．72%と極めて低い数値であることが判明した。

⑤情報共有スキームの構築

インターネットオークションを利用した知財権侵害事犯を効果的に取り締まるため、2005年度に権利者等、オークション事業者及び捜査機関による「情報共有スキーム」が構築され、運用が開始された。

（2）インターネット上の海賊行為への対策

①適法な音楽配信の識別マークの運用開始

2008年2月、社団法人日本レコード協会は、レコード会社が許諾した正規の音楽配信（レコード音源及び音楽ビデオ等）を簡単に識別できるマークとして、エルマークを制定し、その運用を開始した。

2009年3月、社団法人日本映画製作者連盟加盟社等が作成する映画・アニメなどの映像配信についても、エルマークの取組を拡大した。

②ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害に対する対策の強化

2008年5月、ファイル共有ソフトによる侵害実態や課題などの情報を共有し、著作権団体と電気通信事業者が協同・連携して著作権侵害対策活動を検討する場として、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」

が設立された。

５．模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動

２００４年６月、消費者が知財権等の適正な保護に配慮しなければならない旨を定めた改正消費者基本法が施行された。

２００６年９月、関係省庁連絡会議において、関係省庁間で十分な情報共有及び相互協力を行い、政府が一体となって国民への啓発活動を強化することが決定された。

２００８年１０月、知財に関する意識を調査した「知的財産に関する特別世論調査」の結果が公表され、一般消費者の模倣品・海賊版購入を容認する回答が５２．４％と半数以上の者が容認していること、政府による消費者啓発活動の認知度が５４．５％に過ぎないこと等が明らかとなった。

６．模倣品・海賊版対策に関する連携体制

（１）政府内の連携

①模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議

２００４年７月、関係８省庁が一体となって模倣品・海賊版対策に取り組むため、内閣官房に模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議が設置され、これまでに５回の会議が開催された。

２００６年９月に開催された第４回会議において、「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の実現に向けた基本方針、模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動の強化及び「模倣品・海賊版対策アクションプラン２００６」が決定された。

２００７年１２月に開催された第５回会議において、「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現など関係省庁が一体となった取組を推進するため、「模倣品・海賊版対策の実施状況及び今後の取組について」が決定された。

②政府の一元的な相談窓口の整備

２００４年７月、経済産業省製造産業局に模倣品対策・通商室が設置され、同年８月、同室に政府の一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」が開設された。模倣品・海賊版に関する情報提供や制度に関する質問も含め、２００８年度までに相談件数は１１４０件（２００８年度は２８３件）に達している。

（２）官民の連携

２００２年以降定期的に、国際知的財産保護フォーラムと政府が合同で中国にミッションを派遣し、中国政府に模倣品・海賊版問題について法制度の整備及び取締りの強化を要請し、日中で対策強化に向けて協力していくことで一致した。また、２００８年２月にインド、２００９年１月にUAE、サウジアラビアに初めて官民合同ミッションを派遣し、各国政府に取締強化の要請等知的財産保護に係る問題について協議した。（再掲）

２００７年１１月及び２００８年６月、「模倣品・海賊版対策に係る経済産業大臣と産業界との懇談会」が開催された。

（参考資料２）

日本国経済産業省と中華人民共和国商務部との
知的財産権保護に関する交流及び協力に関する覚書

日本国経済産業省と中華人民共和国商務部（以下「双方」という）は、知的財産権分野における交流及び協力を強化することを通じて、知的財産権の保護及び経済貿易関係の健全な発展を促進するため、以下の内容の覚書を取り交わすこととする。

１．双方は知的財産権ワーキング・グループ（以下「WG」という。）を設置することに同意する。

２．WGの共同議長は双方の副局長（DDG）級が担当する。

３．WGは毎年一回会議を開催し、日本及び中国にて交代で実施する。

４．WGの議題は双方が会議の前に協議の上、決定する。
WG の議題に応じ、双方は、情報を共有し、双方の協力を進めるため、自国の関連部門を会議に招請する。
双方は、必要な場合、相手方の同意を通して、政府部門以外の産業界代表や学識者を会議に招請することができる。

５．WGは知的財産権制度の構築及び執行に係る経験の交流強化を通じて、人材交流及び研修等の活動を展開し、双方の知的財産権に係る協力を促進する。
双方の協力は、各自の未決の知的財産権に係る司法、行政執行の手続及び個別案件を妨害してはならない。

６．本覚書の枠組みの下、双方はそれぞれの所掌事務及び認められた予算の範囲内で取組を行う。
WGは、既存の日中知的財産権交流のメカニズムを妨げず、代替しないものとする。

７．本覚書は2009年6月7日東京において署名し、2部で一セットとし、それぞれ日本文と中国文を持ち、双方の原本は同等の価値を有するものとする。

日本国	中華人民共和国
経済産業大臣	商務部長

模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)
ー議論されている主要項目の概要（仮訳）ー

(2009 年 4 月 7 日プレスリリース)

背景

国際貿易における模倣品・海賊版の流通は急増し、世界経済の持続的な発展に対する脅威がかつてないほど高まっています。模倣品・海賊版の貿易は、権利者や合法的なビジネスにとって重大な経済的損失をもたらし、また先進国と途上国の双方の持続的な経済成長を妨げ、消費者への脅威となる場合があります。

専門的知識、イノベーション、品質及び創造性は、知識基盤型経済における成功のための主要な要素です。適切な知的財産権の保護と執行は、これらの要素を育成するための鍵となる条件です。2006 年に、日本と米国は、模倣品・海賊版への対処を支援するための複数国間の新たな条約、いわゆる模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）を提唱しました。このイニシアティブの目的は、模倣品・海賊版への対処に関心を持つ先進国及び途上国が結束させるとともに、知的財産権を執行するための効果的な国際的基準を含む国際協力を強化するための協定の交渉を行うことです。

2006 年から 2007 年にかけて、初期の関心を有する者（カナダ、欧州委員会、日本、スイス、米国）は、ACTA に関する予備的な議論を行いました。2008 年 6 月には、より広範な参加者（オーストラリア、カナダ、欧州連合及び 27 加盟国、日本、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、韓国、スイス並びに米国）の参加を得て、交渉は開始しました。

各種団体が、交渉の内容についてより多くの情報を入手したいと関心を示し、条文案の公開を求めてきています。しかしながら、主権国家間で貿易交渉を行っている間は、特に交渉の初期段階においては、交渉中の文書を公衆一般に共有しないことが受け入れられた慣行となっています。この慣行により、各国代表団は、交渉を円滑に進め、複雑な問題を合意に導くために必要な譲歩を促すよう秘密のものとして意見を交換することができます。現時点においては、ACTA 交渉における各国代表団は、依然として最終的に条約に含まれうる種々の項目について様々な提案を議論しています。条約のテキストの包括的な提案は存在しません。

この文書は、条約案の目的を明らかにし、議論されている問題を簡潔に説明するものです。また、様々な表題の中で提案されている項目を概観し、主要な問題を明らかにするものです。重要なことは、議論は継続中であるということであり、新たな問題が生ずる可能性やいくつかの問題が最終的に本条約に含まれない可能性もあります。この文書は、本条約の最終的な構成や内容を予断するものではなく、これらが交渉の現段階において議論されている以下のものとは異なる可能性があります。

ACTAの目的

ACTA は、増大する模倣品・海賊版による被害に対し、より効率的に対処するために知的財産権の執行のための効果的な国際的な基準を設定することをその目的とします。特に ACTA は、国際協力を強化し、効率的な知的財産権の執行に寄与する慣行の枠組みを強化し、関連する執行措置を強化することにより、今日的な課題に取り組む知的財産権の執行のための合意された標準規定を締約国間で設定することを目指しています。その狙いは、一般市民の活動よりもむしろ商業的利益に重大な影響を及ぼす模倣品・海賊版に係る活動にあります。ACTA は、締約国が一般市民の基本的権利や自由を尊重することに介入するものではなく、WTO 知的所有権の貿易関連の側面に関する（TRIPS）協定に完全に整合的なもので、TRIPS と公衆衛生に関する宣言を尊重するものです。

ACTA の構成と内容

ACTA は、知的財産の分野において既に存在している国際的規則、とりわけ、TRIPS 協定を土台として策定することを目指しており、参加国が国際的な法的枠組みが存在しないあるいは強化する必要があると認識している多数の問題を扱うものです。現段階で議論されている本条約の構成案は以下のとおりです。

第一章　冒頭規定及び定義

本章は、目的、適用範囲、定義等、本条約全体にまたがる事項を明確化するものです。本章は本条約の原則の説明も含み得ます。

第二章　知的財産権の執行のための法的枠組み

第一節　民事上の執行

民事上の執行では、知的財産法に違反していることが立証された場合に、裁判所その他の権限ある当局に対し特定の措置を命令し又は執る権限を与えること及びそれらの権限行使の時期及び方法についての規則を定めます。本節で議論されている事項には以下のようなものがあります。

- 本節の適用範囲（いかなる知的財産権が本節の規定の対象となるか。）
- 特に権利者が被った損害額を算定することが困難である場合の適切な損害の定義及び賠償額の決定方法
- 当事者に侵害行為をやめるように差止めを命ずる司法当局の権限
- 救済措置（知的財産権を侵害すると認定された場合の物品の廃棄、侵害品の製造や生産に使用された材料及び道具が、いかなる条件の下に、いかなる範囲で廃棄され又は流通経路から排除されなければならないか等）
- 暫定措置（司法当局又は権限ある当局が、一定の場合において、必ずしも当事者への聴取を要せず物品、材料及び証拠書類の差押えを命ずる等）
- 合理的な訴訟の手数料及び費用の償還

第二節　国境措置

国境措置は、税関その他の権限ある当局が知的財産権を侵害する物品が国境を越えることを防止するため執ることができる措置を定めます。またこれらの措置に付随する手続も規定します。本節で議論されている事項には以下のようなものがあります。

- 本節の適用範囲－いかなる知的財産権が対象となるのか、物品の輸入に対してのみ適用されるとすべきか、又は等しく輸出及び通過についても適用されるのか。
- 旅行者が私的使用のために手荷物を持ち込むことができるようにするための少量の場合の例外
- 権利者が税関に対し、知的財産権を侵害すると疑われる物品が国境で流入するのを停止するよう申立てるための手続
- 税関が職権で物品の停止を開始することができる権限（権利者からの申立てなく、税関自身の発意に基づくもの）
- 停止された物品が知的財産権を侵害するか否かについて権限ある当局が決定するための手続
- 権利者の許可なく物品が自由な流通へ解放されないことを確保する手段、及びあり得る例外
- 知的財産権を侵害すると決定された物品の没収及び廃棄、並びにあり得る例外
- 保管及び廃棄費用についての責任
- 被申立人の保護及び濫用防止のために、権利者に対し、合理的な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限ある当局の権能
- 侵害品の貨物に関する重要情報を権利者に開示する権限

第三節　刑事上の執行

本節は締約国が刑事上の手続及び罰則を提供すべき場合を定めます。本節で議論されている事項には以下のようなものがあります。

- 商標の不正使用、著作権及び関連する権利に関する違法な複製について、刑事上の制裁が課される侵害の規模を明らかにすること
- 刑事罰の範囲の明確化
- 知的財産権の侵害について、関連する当局がいかなる場合において自己の発意により（職権すなわち権利者の申立てなしに）侵害者に対して行動する権限を与えられるか
- 知的財産権を侵害する疑いのある物品、侵害行為に使用された材料及び道具、証拠書類並びに侵害行為により生じ又は得られた資産の捜索及び（又は）押収を命ずる権限
- 侵害物品の没収及び廃棄を命ずる司法当局の権限

- 侵害行為により生じ、又は直接若しくは間接に得られた資産の没収を命じる司法当局の権限
- 侵害物品の生産に使用された材料及び道具の没収及び(又は)廃棄を命ずる司法当局の権限
- 映画その他の視聴覚的著作物の盗撮に関する刑事上の手続き及び罰則
- 模倣ラベルの取引の場合における刑事上の手続及び罰則

第四節　デジタル環境における知的財産権の執行

本節は、例えば、インターネット上における著作権及び関連する権利の侵害防止に関するインターネット・サービス・プロバイダのあり得る役割と責任といった新たな技術が知的財産権の執行にもたらす特別な課題を扱うことを企図しています。条文案の提案は出されておらず、議論は依然としてこれらの問題への最良の対処方法について共通の理解を得るため、異なった各国の法制度に関する情報を収集することに焦点がおかれています。

第三章　国際協力

模倣品及び海賊版の国際流通は、しばしば組織的犯罪ネットワークが関与する世界的に大きな問題になっています。ACTA 参加国は、この課題に対し共同して取り組む必要があります。国際協力について規定する本章では、以下の種類の課題に取り組む予定です。

- 知的財産権の完全なる効果的保護を実現するには国際的な執行協力が不可欠であるという認識
- 現行の国際約束に合致した、知的財産権の執行に関する締約国の権限ある当局間の協力
- プライバシー及び守秘情報保護のための国際的規則及び関係する各国国内法に従った締約国間の統計資料及び最良の実例に関する情報を含む関連情報の共有
- 適当な場合、締約国のうち途上国、第三国等に対する執行の改善のための能力構築及び技術支援

第四章　執行実務

第二章がより効果的な知的財産権の執行を促進するために制定される法令について焦点をあてるのに対し、本章はこれらの法令を適用するために当局によって使用される手段に焦点をあてるものです。執行実務に関する本章が対象とする範囲は次のものを含みます。

- 知的財産権の効果的な執行を確保するため求められる、権限ある当局間における専門家の育成
- 統計資料や知的財産権の侵害に対処するための最良の実例を含む関連情報の収集及び分析
- 公式又は非公式の公的／私的な諮問団体を含む知的財産権の執行に関する、権限ある当局間の国内における調整
- 模倣品・海賊版が含まれていることが疑われる貨物をより効果的に特定し対処することを税関当局に可能にする措置
- 知的財産権の執行に関する手続の情報の公表
- 知的財産権侵害の有害な影響への公衆意識の向上

執行実務及び公衆との間における情報共有のための本章に規定する義務と勧告は、既存の国際約束並びに捜査技術、機密の法執行情報及びプライバシー権を保護する必要性を考慮し、かつ整合的でなければなりません。

第五章　制度上の措置

本章は、本条約の履行に関する問題、締約国会合の開催時期及び方法、その他本条約に関わる事務的な詳細事項など制度上の設定に関わる必要な条項すべてを含みます。

第六章　最終規定

本条約の最終規定は、条約への加入方法、条約からの脱退方法及び将来の条約の改正方法など本条約をどのように機能させるかについての詳細事項等を扱います。

（了）

模倣品・海賊版対策の企業における最終的な効果についての考え方（抜粋）
（模倣品・海賊版対策の企業経営・社会に対する貢献の分析に関する調査研究報告書）

（1） 自社製品の売上・利益増加

模倣品・海賊版対策のうち、権利執行による自社製品の売上・利益の増加に関する効果については、模倣品・海賊版対策を行っている各企業において押収数量をもとに算定する様々な指標が考案され、活用されている。

実際、権利執行による売上・利益への効果については、外部要因が及ぼす影響が大きいため、定量的に算定することは困難であるものの、一定の仮説のもとで推計することができる。また、模倣品・海賊版の流通を防止し、真正品の市場が拡大したことを効果として捉えることにより、自社製品の売上・利益増加の可能性が高まっていることを示すことができる。

対策の効果を考えるに当たっては、一定の仮説に基づく必要があるため、自社を取り巻く市場環境や被害の状況等を踏まえて、自社に適した指標で効果を分析することが望ましい。

ただし、押収数量をもとにした指標のみで対策の効果を判断することは、悪質な業者の手口の巧妙化によって押収数量が減少した場合、単に対策の効果が減少したと判断され、対策の効果を誤って評価するおそれがあることに注意が必要である。

（指標例１） 摘発・押収数量等の直接効果を対策の効果とする方法

この方法は、取締機関による摘発によって市場から排除された模倣品・海賊版の数量に真正品の小売価格を乗じたものを、対策の直接効果と捉え、対策の効果とするものである。

＜指標例１：効果の算定方法の例①＞

対策の直接効果（売上高ベース）＝押収数量×真正品の平均小売価格

また、上記の「対策の直接効果（売上高ベース）」に自社及び関連会社合計の平均利益率を乗じることにより、利益額ベースでの対策の効果を捉えることもできる。

＜指標例１：効果の算定方法の例②＞

対策の直接効果（利益額ベース） ＝対策の直接効果（売上高ベース）×自社及び関連会社合計の平均利益率

（指標例２） 押収数量等の直接効果に抑止効果等の間接効果を加えて対策の効果とする方法

この方法は、模倣品・海賊版製造工場等の摘発に伴う操業停止によって、模倣品・海賊版が市場に一定期間流通しなかったと想定し、その量を対策の間接効果と考え、押収数量等に基づく直接効果に加えて対策の市場拡大効果とするものである。間接効果の算定方法には以下のような例がある。

＜指標例２：効果の算定方法の例①＞

間接効果（売上高ベース）＝１日の模倣品・海賊版の生産量×一定期間

さらに、摘発等を行ったことにより、その周辺地域の他の模倣品業者が次の摘発のターゲットになることをおそれ、模倣品・海賊版の製造や取扱いを控えるようになる等の波及効果も勘案して、一定倍率を乗じると、以下のように示すことができる。

＜指標例２：効果の算定方法の例②＞

間接効果（売上高ベース） ＝１日の模倣品・海賊版の生産量×一定期間×一定倍率（※）

（※）波及効果が及ぶと考えられる模倣品・海賊版事業者の数及び影響の程度を勘案

（指標例３） 期待される自社真正品の購入分を対策の効果とする方法

この方法は、模倣品・海賊版が購入できなくなった消費者によって新たに発生した自社真正品の購入分のみを模倣品・海賊版対策の効果とするものである。摘発した模倣品・海賊版の購入者層と自社真正品の購入者層は、真正品と誤認して模倣品・海賊版を購入していた消費者の割合、真正品と模倣品・海賊版の価格差、消費者が求める品質の水準などによって異なると考えられることから、自社真正品の購入割合を正確に推計するためには、個別に自社製品に関する調査等が必要となる。

市場拡大効果のうち、自社真正品の購入分を推計する方法として、以下のような考え方がある。

＜指標例３：効果の算定方法の例＞

- 真正品市場における自社製品シェアの増減で推計する方法
- 模倣品・海賊版を含めた市場における自社製品シェアの増減で推計する方法
- 消費者アンケートなどを利用したマーケティング調査のデータをもとに推計する方法

（指標例４） 市場全体の売上高と自社製品の売上高の伸び率を比較する方法

この方法は、取締機関による摘発等を実施した後、市場全体の売上高の伸び率と自社製品の売上高の伸び率を比較し、自社製品の売上高の伸び率が市場全体の売上高の伸び率を上回った場合、この上回った分を模倣品・海賊版対策の効果とみなし、粗利益ベースで算定するものである。さらに、四半期ごとの比較によって、ほかの要因を排除しやすくなるとの考え方もある。

＜指標例４：効果の算定方法の例＞

市場拡大効果（粗利ベース）
＝（自社製品の売上高の伸び率－市場全体の売上高の伸び率）
×自社製品の売上高×粗利率

（指標例５） 模倣品・海賊版シェア消失分を市場拡大効果とする方法

この方法は、模倣品・海賊版シェアを算定できる場合、定点観測によって模倣品・海賊版のシェアを把握し、対策実施後のシェア消失分を市場拡大効果とするものである。特に、対策を実施しようとする地域における小売店での模倣品・海賊版の販売方法が主として陳列販売である場合、その地域の小売店において陳列販売されている模倣品・海賊版シェアを実際の模倣品・海賊版のシェアと同等と仮定することができる。この場合、小売店に陳列販売されている模倣品・海賊版を警告状の送付や摘発等によって排除してから一定期間経過した後、陳列販売の状況を確認することにより、対策を実施したことによる効果が把握できる。

＜指標例５：効果の算定方法の例＞

市場拡大効果（売上高ベース）＝市場規模×消失した模倣品・海賊版シェア

（指標例６） 対策前後の売上・利益を実際に測定して効果を算出する方法

対策を実施した市場が比較的小さく競合製品が少ない場合又は対策の対象とする模倣品業者以外の模倣品業者がいないなどの環境にあって変動要因の少ない市場である場合、模倣品・海賊版対策によって直接自社製品の売上・利益が増加する例がある。そのような場合には、対策前後の売上・利益の差を模倣品・海賊版対策の効果として測定することができる。

〇押収数量をもとにした指標による効果測定方法の限界

模倣品・海賊版対策を継続すると、摘発リスクを回避するため、模倣品・海賊版の取扱数量が小口化され、また、市場を通さずに取引されるようになるなど、模倣品・海賊版を製造・流通させる業者の手口は悪質、巧妙になるため、１回の摘発当たりの押収数量が減少する場合がある。この場合、押収数量をベースにした指標による費用対効果の数値

は、一般的に年を経るごとに低下することとなる。その際、費用対効果が低下していると判断するのではなく、対策の継続によって模倣品・海賊版の流通数量を一定以下に抑えることができているため、ブランド価値の毀損を防止できているとともに、自社製品の売上・利益の減少を防止できているとの発想で対策の効果を考えることも重要である。

また、押収数量のみをもとにした指標による効果測定は、摘発以外の対策による自社製品の売上・利益の増加の効果を勘案できない点も留意が必要である。

（2） ブランド毀損防止の効果

模倣品・海賊版対策は、模倣品・海賊版によるブランド価値の毀損を防止し、対象とする市場における地位を維持、獲得するために重要である。

実際、企業アンケートにおいても、半数（46.7%）の企業が模倣品・海賊版対策について最も重視する目的として「ブランド・企業イメージの保持」を挙げており、また、８割強の企業が模倣品・海賊版対策による効果としてブランド・企業イメージが保持されることを想定している。

他方、模倣品・海賊版対策によるブランド価値の毀損防止の費用対効果の測定方法については、ブランド価値の測定自体の統一した見解や方法がいまだ確立していないことに加えて、ブランド価値に対してマーケティング・広告宣伝活動や経済動向・社会情勢等の変化といった外部要因が及ぼす影響が大きいため、模倣品・海賊版対策の効果としてブランド価値の毀損防止の効果を定量的に算定することは難しい。

しかしながら、模倣品・海賊版対策の実施によって、ブランド価値を向上させるための広告宣伝投資や企業として積み上げてきた信用獲得努力を損なう効果を抑制することができると考えられる。

＜ブランド価値の評価方法の例＞

＜ブランド内容アプローチ＞
- 一般消費者を対象としたアンケートで自社及びその製品に対する知名度や好感度をもとに、ブランド力を偏差値で評価する方法（貨幣価値で測定することはできない）

＜消費者の評価・知識に基づくアプローチ＞
- 自社の顧客を対象としたアンケートで、消費者の評価、信頼度、満足度を定期的に把握し、ブランド価値の向上・毀損の度合いを数量的に評価する方法
- 模倣品・海賊版を購入した経験のある消費者を対象としたアンケートでその後の自社製品の購買行動、自社及びその製品に対するイメージ・評価を把握し、ブランド価値の向上・毀損の度合いを数量的に評価する方法

＜財務・会計的アプローチ＞
- 一定期間における自社の売上高の増減から、外部要因が影響している部分を取り除いた売上高の増減をブランド価値の向上・毀損部分とみなして評価する方法
- 一定期間における自社の売上高の増減と競合他社の売上高の増減を比較して、外部要因が影響している部分を取り除いた売上高の（他社と比較した）超過増減分をブランド価値の向上・毀損部分とみなして評価する方法

（参考資料５）

権利執行実施基準の考え方（抜粋）
（模倣品・海賊版対策の企業経営・社会に対する貢献の分析に関する調査研究報告書）

個々の案件についての権利執行の実施基準は、被害の深刻さや摘発可能かどうかといった個々の事案の評価を考慮し、それぞれの企業が限られた予算の中で効果的かつ効率的に実施していくための優先順位を判断する上で必要となる。模倣品・海賊版被害に対して個々の事案に効果的かつ効率的に権利執行するに当たっての実施基準の考え方を整理しておくことが望ましい。

ただし、企業がどのような目的・方針のもとで模倣品・海賊版対策を実施するのか、また、どのように対策の効果を考えるかによって、判断の参考にする実施基準も異なる。また、状況によって実施基準を超えて柔軟に対応できることとすることも重要である。

その他、事業部等の社内からの権利執行の要求への対応等の観点からも、模倣品・海賊版対策マネジメントの一環として、実施基準を社内で共有するためにも明確にしておくことが望ましい。

＜権利執行実施基準の考え方（例）＞

（1）安全面
- 模倣品対策は goodwill（信用、のれん）が傷つけられることに対するリスクヘッジや消費者保護の観点から実施するかどうかを検討する。模倣品の爆発事故など、最終的に真正品メーカーに責任がなくとも、仮に事故が起こった場合には信用毀損やブランドイメージの下落につながり、不利益を被るので、優先度を高くする。

（2）製品普及度
- 販売数量が多い（普及している）と顧客が多いため、模倣品の影響度も大きくなり、自社の信用毀損の影響が大きくなる。

（3）製品の誤認混同度
- デッドコピーの模倣品は誤認混同の可能性が高く、顧客が真正品と考えて購入しているおそれが高いため、対策の優先度が高くなる。逆に、類似商標のついたブランドもののバッグなどは顧客が模倣品としてわかっていて購入している可能性があるものもある。
- 誤認混同の度合いは、販売価格や販売方法、地域などによっても異なってくる。

（4）売上影響度（代替性）
- 真正品と競合する模倣品は優先度が高いという考え方。例えば、自社の製品にのみ対応しているメンテナンス品や部品等の消費者・顧客にとって他の製品との代替性が低い製品は、真正品と模倣品が直接競合関係にあり、模倣品が発生すると真正品の売上減少に直結する。一方、テレビ等の消費者・顧客にとって他の製品との代替性が高い製品（例えば、真正品と模倣品の購入層が異なる製品や一つの市場に多数のメーカーが存在する製品）は、模倣品が発生しても、真正品と直接競合していないため、真正品の売上の減少には必ずしも直結しない。

（5）差押見込価値
- 模倣品を差し押さえることによって、模倣品業者にどれだけダメージを与えられるかを対策実施の可否を判断する基準とする。差押見込価値を判断の基準とした場合、差押見込価値（＝模倣品製造（又は小売）単価×差押見込み数量）を算定し、摘発に要する費用を超える場合、優先度が高くする。

（6）取締り対象の業態
- 取締りのターゲットの違い（小売、卸売り、工場）により優先度を変え、工場等の製造現場の方が小売よりも優先度を高くする。

（7）初犯再犯区分
・ 再犯者は悪質性が高いとの考え方から、初犯よりも再犯の方の優先度を高くする。

（8）取締り対象のトレーサビリティ
・ 小売に対する摘発であっても製造現場など上流までを含めて把握ができる場合、摘発の価値が高いとの判断から、優先度を高くする。

（9）侵害と認定される可能性
・ 製品の誤認混同の程度とは別に、同一商標か類似商標かなど、取締機関などに侵害と認定される可能性によって優先度を変える。誤認混同の度合いが高くても法律上侵害と認定される可能性が低い場合は、優先度は低くなる。

（10）権利執行効果
・ 権利執行による抑止効果が高いかどうかを実施の際の判断の基準とする考え方。米国のように摘発の効果が高い（厳しく対処するので抑止効果が高い）と、優先度は高くなる。

（11）刑事訴追基準
・ 模倣品・海賊版の刑事訴追の基準値（閾値）が低いと刑事訴追をしやすいので、優先度を高くする。

（12）業界団体対応度
・ 業界団体等で共同して対策を実施する（できる）場合には優先度を高くする。

（13）他社連携
・ 摘発前に複数社の模倣品があることがわかって、積極的に連携して対応する（できる）場合は、優先度を高くする。なお、連携して対応し得る場合でも、相手先企業によっては決裁に時間がかかると、摘発のタイミングを逃すことにもつながるため、その場合は連携に消極的になる。

（14）対策検討契機
・ 模倣品対策の検討の契機には様々なパターンがあるが、取締当局からの情報提供や社内（顧客からのクレーム、代理店からのクレーム）の場合は対応の必要性が高いため優先度が高く、調査会社からの売り込みの場合は対応の必要性は低くする。

（参考資料６）

中小企業知的財産保護対策事業の概要

『海外で権利侵害を受けている状況を把握し、侵害対策に取り組みたい』

海外で知的財産の侵害を受けている中小企業に対する模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定等の調査に要する経費の一部を補助します。

対象となる方

海外展開を図る我が国の中小企業で、外国企業により知的財産権の侵害を受けている企業

支援内容

海外で知的財産の侵害を受けている中小企業に対し、日本貿易振興機構（JETRO）の海外ネットワーク等を通じ、現地侵害調査を実施することにより、実態把握や必要な証拠を収集し侵害対策を円滑に進められる情報を提供します。

補助対象経費　侵害調査に係る海外調査会社への委託費用

補助率　２／３以内（上限額300万円）

相談・受付窓口　日本貿易振興機構

募集時期　随時受付
※但し、申請時期により一部受付できない場合があります。
日本貿易振興機構知的財産課（03－3582－5198）へお問い合せください。

事業の詳細　http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/overseas/

ご利用方法

（1）相談・取次窓口に対し、知的財産侵害調査に係る計画の申請
（2）選考委員会にて、審査、補助金交付対象を決定
（3）JETROが委託した海外調査会社により知的財産侵害調査を実施
（4）知的財産侵害調査の結果を報告

お問い合せ先

・日本貿易振興機構　在外企業支援・知的財産部　知的財産課　電話：03－3582－5198

・経済産業省　製造産業局　政府模倣品・海賊版対策総合窓口　電話：03－3501－1701

・中小企業庁　創業・技術課　電話：03－3501－1816

2008 年・2009 年の模倣品・海賊版対策に関する主要動向

2008年	2月	・ 第１回知的財産保護官民合同訪印代表団を派遣
	5月	・ 日中首脳会談にて、「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する共同声明を発表
	6月	・ 我が国を経由し第三国に輸送される知財侵害物品の税関での取締りを開始（改正関税法の施行）
		・ APEC において貿易担当大臣会合議長声明を発表（於ペルー）
		・ 知的財産戦略本部において「知的財産推進計画 2008」を決定
		・ 模倣品・海賊版対策に係る経済産業大臣と産業界との懇談会を開催
		・ 政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書（2008 年版）を発表
	7月	・ 日本・インドネシア間で知的財産章を含む経済連携協定（EPA）が発効
		・ G8 北海道洞爺湖サミットにおいて、知的財産権の保護を含む世界経済に関して議論
	9月	・ 第６回知的財産保護官民合同訪中代表団（実務レベル）を派遣
	11月	・ APEC において閣僚会議共同声明を発表（於ペルー）
	12月	・ 日本・フィリピン間で知的財産章を含む経済連携協定が発効
		・ 日本・ベトナム間で知的財産章を含む経済連携協定に署名
		・ 総合窓口での相談件数が1,071件に達する
2009年	1月	・ 知的財産保護官民合同中東訪問代表団をサウジアラビア王国・アラブ首長国連邦に派遣
	2月	・ 第６回知的財産保護官民合同訪中代表団（ハイレベル）を派遣
		・ 日本・スイス間で知的財産章を含む経済連携協定に署名
	4月	**・ 知的財産戦略本部において「第３期の基本方針」を決定**
	6月	・ 中国商務部と「知的財産権保護に関する交流及び協力に関する覚書」を作成。
		・ 政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書（2009 年版）を発表

政府模倣品・海賊版対策総合窓口
経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室

住所：〒100-8901　東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
Tel：03-3501-1701（9:30～17:00）
Fax：03-3501-6588
E-mail: seihumohoumadoguchi@meti.go.jp